



令和7年 第4回定例会

会 議 録

(令和7年6月13日～6月27日)

枕 崎 市 議 会

令和 7 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 13 日～6 月 27 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
6 月 13 日（金）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第11号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 報告（日程第12号－第14号） 12 散 会
6 月 14 日（土）	休 会			
6 月 15 日（日）	休 会			
6 月 16 日（月）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
6 月 17 日（火）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
6 月 18 日（水）	休 会	委員会	前 9：30	1 総務文教委員会
6 月 19 日（木）	休 会	委員会	前 9：30	1 産業厚生委員会
6 月 20 日（金）	休 会	委員会	前 9：30	1 予算特別委員会
6 月 21 日（土）	休 会			
6 月 22 日（日）	休 会			
6 月 23 日（月）	休 会			
6 月 24 日（火）	休 会			
6 月 25 日（水）	休 会	委員会	前 9：30	1 議会運営委員会

6月26日(木)	休 会			
6月27日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号―第4号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号―第6号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第7号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第8号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程9号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 継続調査申出について 18 議員派遣について 19 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 20 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 7 年 6 月 13 日)

令和 7 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 3 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	5 1	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）	予 特
6	5 2	枕崎市総合振興計画策定条例の制定について	総 文
7	5 3	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	5 4	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	5 5	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 0	陳 1	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	総 文
1 1	陳 2	馬追川水系の水質浄化に関する陳情	産 厚
1 2	報 1	繰越明許費繰越計算書について	
1 3	報 2	事故繰越し繰越計算書について	
1 4	報 3	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 永 野 慶一郎 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 中 村 浩一朗 企画調整課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 平 田 寿 一 総務課参事

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 川 野 優 治 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○眞茅弘美議長 令和7年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、6番立石幸徳議員、8番永野慶一郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和7年3月、4月及び令和7年5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和7年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 令和7年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、本市公用車に設置しているテレビ放送受信可能なカーナビに係るNHK受信料未契約の件について申し上げます。

本件については、全国の自治体で公用車カーナビ等のNHK受信料の未契約に関する報道がなされたことを受けまして、本市においても調査を実施したところ、テレビ放送受信可能な公用車カーナビについて未契約が判明いたしました。未契約であった車両台数については、市長事務局の車両4台、消防本部の車両5台の計9台となります。未契約による受信料未納額については、約94万円と試算しており、未契約期間は最長で平成25年12月から令和7年5月までの11年6か月でありました。対応としましては、今議会に提案いたします一般会計補正予算に受信料支払のための関連予算を計上させていただいており、議会におきまして可決いただいた際には、NHK鹿児島放送局と協議を行いまして、適切に契約及び支払業務を進めてまいります。このような事態が発生した原因につきましては、公用車カーナビについてもNHK受信契約が必要であるとの認識が不足していたことによるものです。市民、関係者の皆様に心からお詫び申し上げます。

我が国の経済状況は、6月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとあるものの、先行きについては、米国の通商政策や、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等に伴う個人消費への影響により、景気の下振れリスクが高まっているとされています。本市においても同様に物価上昇による消費者マインド、産業への悪影響が懸念されるところです。今月4日に厚生労働省が発表した人口動態統計によると、令和6年の全国の出生数が初めて70万人を割り込み68万6,000人余りとなり、合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録したとのことです。本市においても令和2年に出生数が100人を下回ってから毎年100人以下で推移しており、令和6年は66人となり、少子化に歯止めがかかっていない状況は続いています。このまま少子化が続けば、本市においても小中学校の在り方、公立高校の存続など教育現場への影響や担い手の不足による産業への影響など大変深刻な状況となります。それらの課題解決のためにも、子どもを生み育てる若い世代の雇用環境、所得を増やす施策に取り組むとともに、国、県が抜本的な対策へ取り組むこととなるような働きかけを進めてまいります。

今年度からの新たな取組として、本市の活性化を目指す、特定地域づくり事業協同組合「まくらざき地域づくり事業協同組合」が、市内6事業者により設立する運びとなりました。この特定地域づくり事業協同組合は、過疎化や高齢化が進む特定の地域において、地域外からの人材を受け入れ、生業を創出することにより、地域の活性化を図ることを目的とした法人で、複数の事業者が連携し、それぞれの強みを活かしながら、必要な事業を展開します。若い世代の所得向上や雇用の確保、産業競争力の向上による経済活性化につながることを期待されるところです。

市内事業者が整備を進めていました下水汚泥等の有機性廃棄物を利用した肥料製造施設が完成しました。今後、本市公共下水道事業において、当該施設の操業に合わせて下水汚泥の供給に関する事務処理を進め、汚泥処分費の削減等に努めてまいります。

新年度が始まり2か月余りが経過しました。物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用して昨年度末に実施した経済対策等の効果もあり、新年度当初も大型連休にかけて、市内外からお魚センターを中心に市内各所を訪れる方が多く見られたところです。5月5日に開催した恒例のこどもの日かつおまつりにも約2万5,000人のお客様に会場にいらいただき、にぎわいを見せました。今後も7月21日から9月15日まで57日間の日程で開催する第4回枕崎国際芸術賞展や8月2日、3日に開催するさつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつりなどの開催を通じて市内外の多くの方々に本市の魅力を発信してまいります。

大雨・台風のシーズンを迎えるにあたり、先月22日に市の防災点検を行いました。今年度も大雨、台風など防災対策に万全を期してまいります。また、今月8日から11日にかけて、4日間の総雨量が320ミリを超える大雨となりました。この大雨による被害としましては、現時点においては農業関係で農地のり面等の小規模な崩壊5件を確認しております。復旧に当たっては、予算措置を伴うものなどの整理を行った上で必要な対応を行ってまいります。

今年の夏も猛暑が予想されるところですが、熱中症対策の一つとして、市民会館と老人福祉センターの2か所を、熱中症特別警戒情報が発令された場合に開放する「指定暑熱退避施設（クーリングシェルター）」として指定しました。また、7月から9月までの間、先の2か所を含む市の施設など9か所を、暑さを一時的にしのぎ、涼んでいただくための場所である「涼み処」として開設します。この「涼み処」の取組は、民間事業者にも広めていただきたく周知を図ってまいります。

一昨年から自治公民館へ呼びかけて実施している「市長と語る会」を今年度も開催しております。先日は牧園公民館での語る会を3年連続で開催し、施策の進捗、新たな要望・課題などを共有させていただいたところです。また、入庁2年目の職員を中心に若手職員との語る会も先日、開催したところです。これからも市民、職員との対話を続けてまいります。

以上、主な報告をさせていただきましたが、この6月議会においても議員の皆様と建設的な議

論を通じて、本市の抱える諸課題についてよりよい方向へ進められるよう取り組んでまいりたいと思いますので、市民の皆様、議員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第11号までの7件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、条例4件及び報告事項3件の計8件であります。このうち、報告事項を除く5件について、説明を申し上げます。

まず、議案第51号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,820万円を追加し、予算総額を150億2,620万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、危険空家等対策経費、特定地域づくり事業推進事業補助、定額減税補足給付金給付事業、定期予防接種事業、薩南海岸トリップライン整備事業、道路メンテナンス補助事業、防災・安全交付金事業、交通安全対策補助事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第52号枕崎市総合振興計画策定条例の制定について申し上げます。

これは、枕崎市総合振興計画について、本市の最上位計画としての位置づけを明確にし、及び策定手続等を定めるため、本条例を定めようとするものです。

次の、議案第53号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するほか、投票管理者及び投票立会人の報酬の額について、従事した時間に応じた報酬の額とするため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第54号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、個人の市民税の所得控除に特定親族特別控除が追加されたこと等に伴い、所要の改正をするほか、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を設けようとするものです。

次の、議案第55号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の廃止に伴い、同令の施行に関する事務に係る手数料を廃止しようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、ただいま提案されました議案の中で、議案第51号、7年度の一般会計補正第1号ですね、その予算項目の中でも、市長の行政報告の最初にも報告されました特定地域づくり事業ですね。これはもう既に7年度の施政方針にもこの協同組合を立ち上げるということで方針も出されておりますが、こうして今回735万7,000円の補正予算が計上されていますので、細かいことは予算特別委員会に譲りますけれども、大きな基本的なことをですね、本会議で質疑をさせていただきます。

まずこの組合自体はですね、既に10日、3日前ですか、設立総会をされたと承っておりますが、あとこの関係の法律からいきますと、鹿児島県の認定、それから事業そのものをいつ頃から

実施をされるのかですね。そういったこの協同組合に関わるスケジュール的なものを教えていただきたいと思います。

それから、市長の報告にもありましたように、組合員事業者6者でスタートするわけですが、この派遣職員ですね、派遣職員は現時点で何名ぐらい確保されているものなのか。

それから、一番大事なこの組合が設立しましても、組合に対する需要、いろんな事業に関わる需要をどういう形で見込んでいるのかですね。取りあえず組合に関わる概要についてお答えいただきたいと思います。

○籠原正二企画調整課長 ただいま質問者から御質問がありました。

まず、この特定地域づくり事業協同組合の概要について申し上げますが、この特定地域づくり事業協同組合につきましては、過疎化や高齢化が進む特定の地域において、地域外からの移住者などの人材を受け入れ、なりわいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とした事業協同組合でございます。

複数の事業者の仕事に従事するマルチワーカーといたしまして職員を無期雇用で採用いたしまして、若い世代の所得や雇用の確保、産業競争力の向上による経済活性化も期待されるところでございます。

まず、御質問にございましたスケジュールにつきまして申し上げます。

先ほど質問者からございましたとおり、先日6月10日に創立総会を開催いたしております。この後、7月に入りましてから、組合設立の認可申請を県に対して行います。この認可が通りましたら設立登記、そしてそれをもって正式な組合への成立ということになります。その後、7月末に今度は特定地域づくり事業協同組合としての認定申請を、これも県に対して行うことになります。

認定が下りるのが、現在のところ8月中旬を見込んでいるところでございます。その後、諸所の手を踏まして、9月1日からの事業開始という今後のスケジュールになっております。

質問の2点目でございますが、派遣職員についてでございますが、現時点で何名程度確保しているのかという御質問でございますが、職員の確保につきましては、組合成立後に募集をかけることになります。ですので、御質問に対するお答えとしましては、現時点では確保されていないということでございますが、この事業を進める組合の事務局を支える事務局長といたしまして、現在、地域おこし協力隊として活躍されている方が7月末をもって退任されますけれども、その方がこの事務局を担うことになります。

地域おこし協力隊の方につきましては、これまでも、様々な取組を通じて、関係人口の創出とかですね、様々な移住交流施策に携わっております。そして様々な実績を残してこられております。この人脈を生かしまして、今、様々なところで働きかけとか声かけをいたしている状況でございます。事業開始後、その人脈を生かして雇用を図っていくという形で考えております。

それと、組合の需要、派遣先の需要ということでの御質問だったかと思いますが、派遣先の需要につきましては、まずこの組合の設立に当たりまして、この特定地域づくり事業に賛同いただきました市内の6事業者により、設立の進められておりますが、この6事業者が労働者派遣を希望する事業者としても組合に加入されております。

まずはこの6事業者を派遣先として事業を開始いたしますが、組合設立後に当たりまして、派遣先となる組合員の拡充についても広く呼びかけを行ってまいります。また、この制度につきましては、組合員以外の事業所にも一定程度派遣が可能となっております。

このことから、派遣先につきましては確保が図られていくものと考えております。

○6番立石幸徳議員 今、最後の説明のところにありました、組合員以外にも派遣できるんだというこの点についてですね、実は根拠法令となる特定地域づくり事業推進法、この法律が本年3月末に一部改正がなされているんですね。

その一部改正は、企画調整課長から説明のあった員外利用の枠を現在、組合員以外の利用を20%と法律で決めているんですけれども、市町村つまり枕崎市に派遣する場合に限って50%まで緩和すると、こういう法律改正ですよ。

そうしますと、この改正からいくと、なぜこういう改正がなされるかと考えたときにですよ、組合員だけの利用では、なかなかこの事業はあまり円滑に進まないんじゃないかなろうかと考えるわけですね。そして、県への認定に当たっても、先ほど人員はまだ確保していないと、当然ですよ、まだ立ち上がったばかりで。

ただその事業計画というものを県のほうには認定に当たって出すようになっていきますからね。事業計画上は何らかの派遣社員を想定して、こういった事業をやり出すというものが出てこない計画も何もできないわけですよ。

そういう意味から、大体予想される需要量、あるいはその派遣の社員を何名ぐらいかと想定の方で聞きたかったんですが、特に法改正のあったこの員外利用を市のほうに50%まで緩和すると、この点についてですね、どういうふうに市としては、担当課としては考えているのかですね、ちょっとこの点の見解を聞いておきたいんです。

○ 籠原正二企画調整課長 ただいま質疑のございました件についてお答えいたします。

まず、員外利用につきまして少し御説明いたしますが、員外利用につきましては、対極の言葉に値する言葉として員内利用というものでございます。

員内利用が組合に加入している方への派遣、つまり員外利用といいますのが組合員以外に派遣する場合の利用になりますが、組合につきましては、労働者に年間を通じて安定した雇用と収入を提供していかなければなりません。

ただ、この組合員の仕事だけでは、例えば繁忙期や閑散期のタイミングなどそういったタイミングで、ちょうど合わない時期があることも可能性のあるところでございます。この空白の生じる可能性がある時期に、組合員以外からの事業者の仕事を請け負うということで、この員外利用につきましては、これまで組合員の利用の20%ですので、つまり員外利用を年間の6分の1までという制限をもって、員外利用が可能となっていたということでございます。

それが今年3月の法改正によりまして、7月1日から、関係する市町村への派遣に限りまして、組合員の利用の50%まで緩和されたということになっております。つまり、年間の3分の1の期間を上限といたしまして、市役所にも派遣が可能となるということでございます。

現時点では、当該組合において員外利用に対する計画は立てられておりませんが、こういった市役所への派遣も可能となるということでございます。

先ほど議員からの質疑がありましており、こういった拡充に当たりましては、法改正により拡充がなったことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、雇用先の安定的な確保ということが目的となっているところでございます。

今回本市に設立する組合につきましては、事業として、現在のところ、員外利用の事業計画には組み入れておりませんので、必要が生じた場合にはそういった対応も行っていくということになるかと思いますが、現在のところ計画ではそういったところはないというところでございます。

○ 6番立石幸徳議員 最後の質疑ですけれども、事業そのものがですね、これは認定にあたってはもうすけど、過疎地域がこの対象の組合設立の対象区域なんですね。全国で過疎地域に指定される地域でないとこういった組合できない。

それで、鹿児島県の実態も市のレベルでは、西之表、奄美、そして先般、今年に入って阿久根市ですか、3市ぐらいがこの組合があるんですね。あとは離島とか、本当に小さな町村、こういうところが立ち上げていって、県内で今10か所とそういう状況を見中でですね、最後の質疑をしますけれども、この公共的な人材派遣事業ということでは、もう一つ、シルバー人材センタ

一というのがあるわけですね。シルバー人材センターは、当然、高齢者の方々が対応しますけれども、人材派遣という意味では新しい協同組合と競合する部門がたくさんあると思うんです。

例えば市に派遣するといっても、今、選挙管理委員会の中の事業はいろんな形でシルバー人材センターを派遣していただいて、看板設置とかですね、いろんなものも対応している状況があります。

今度の新しい組合がですよ、市のほうへ派遣するというときに、シルバー人材センターとのダブリ、競合、こういうものを市のほうでどういうふうに考えていくのか。公共的な人材派遣事業ですので、単なる補助金だけの支援というんじゃないくて、いろんな形で私は行政が協同組合には関わりを持っていかないと、持続可能なものにはなり得ない、そういう気がしてならないんですよ。

ですから、認定に当たっても、県のほうではこの協同組合の地区を含む市町村長の長の意見を枕崎市長の意見を聞かなければならないというのが要件になっているんですよ。

ですから、そういう意味で、市としては先ほど言いました、例えばシルバー人材センターなんかとの調整、あるいは連携、競合もしますけど、場合によっては人手が足りない場合はお互いが協力し合って、一緒になって事業をやるということもあり得るかと思うんですが、そういう面での人材派遣の推進をどういうふうに見通しているのか、最後に聞いておきます。

○籠原正二企画調整課長 シルバー人材センターとの連携につきましては、この組合の設立準備に当たりまして、今年5月にシルバー人材センターに対しまして、この制度の趣旨等について説明をさせていただいております。そして、シルバー人材センターのほうからは、情報提供などの協力についてお話をいただいたところでございます。

今後連携を取って、共にやっていくということでお話をさせていただきました。組合とシルバー人材センターにつきましては、人材派遣業として同じ業態となりますけれども、それぞれ事業目的自体は異なっております。しかしながら、それぞれの特徴を生かしまして、連携して地域の課題解決に貢献していけるというふうに考えております。

具体的には市役所への派遣等につきましては、現在組合については、そこは事業計画の中にはないところでございます。

シルバー人材センターが現在市から委託を受けている事業等に、そこに協同組合のほうからの派遣というものが競合するといったものも想定はいたしておりません。ただ、今後シルバー人材センターとは、先ほど議員からありましたとおり、地域の担い手確保、人材不足というものが本市の大きな課題となつてございます。

シルバー人材センターも含めまして、これらの地域課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

○眞茅弘美議長 ほかに質疑はありませんか。

○9番禰占通男議員 今課長から、シルバー人材センターと共存というような答弁がありましたけど、一番気になるのは、シルバー人材センターについては高齢者ということで、作業等を派遣事業ということをやっているんですけど、この地域づくり組合については、年齢ってというのはどのような考えでいるんですかね。派遣職員の年齢構成、採用とか使うとかいうその年齢構成です。その点をお願いいたします。

○籠原正二企画調整課長 この特定地域づくり事業協同組合につきましては、特に年齢制限等は設けてございません。ですが、この事業の位置づけといたしまして、本市としましては、様々な人材の受皿になる。移住者などを呼び込んで、そしていろんな本市の様々な事業をマルチワーカーとして経験いただいて、本市に定着を促していくための受皿となるということで期待しております。

ですので、基本的には、現在、組合の中で検討しておりますのが、関係人口の先にある本市へ

の定着に向けた取組としております。

対象といたしましては、現在のところ若者を中心にお声かけをさせていただくような形となっております。年齢制限につきましては、先ほど申し上げましたとおり特に設けてはございませんが、傾向といたしましては、そういった方々の受皿にしていくという、シルバー人材センターとのすみ分けを考えております。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 今の答弁によるとですよ、年齢は問わないと、定住する若者、定住も難しいけど、そういった中で使う側、派遣してもらう側の事業としてはですよ、やはり手足が器用で早い、作業も早い、やはりそういうことを望むんじゃないですか。

シルバー人材センターができたときも、私は覚えておりますけど、最初の理事長は、私の知ってる方がやっていました。いろいろ聞く機会もありましたけど、その頃は興味はあんまりなかったんですけど、今このシルバー人材センターの方と話す機会もありますのでいろいろ聞くと、今、農家等へも派遣が昔から多いということで、やはり使う側としては、作業の早い方を重宝していると、そういうのもいまだに聞いております。

それで、若者が定住してくれる、そういうふうに手を挙げてもらって、組合員になってくれば、派遣職員になってくればありがたいことです。

それでもう一つ伺っておきたいのは、設立の要件となっています職員の就業条件の配慮ですよ、これも県の許可を取るときに必要なと思うんですけど。中身を言うと、給与水準、社会保険、労働保険、教育訓練なども含まれていて、これは保険に入る加入条件だと思うんですけど、この保険に入る条件、それと給与水準はどこまでうちの地域づくり組合は支払っていけるのか、その点の質問をします。

○ 籠 原 正 二 企 画 調 整 課 長 ただいま議員からありましたとおり、この特定地域づくり事業協同組合の雇用に関しましては、様々なそういった保険でありますとか、補償、あとは教育も含めてですね、そういったものがなされていくということになっております。具体的には、組合の中で決定されていくものとなっております。

事業計画等を頂く中で、その中でも、一定の給与の確保でありますとか手当、そして法定福利費などを含めまして、そういった労働条件が確保されるということで、まずこの条件が確保されないと、なかなか定着ということも図られてまいりませんので、その辺につきましては、きちんとした対応は組合のほうで図られていくものと考えております。

○ 9 番 禰 占 通 男 議 員 この給与水準、報酬水準というのは物すごく重要じゃないですか。

私はこの地域づくりを最初、もう5年たちますよね、そのとき、南の枕崎市、相当給与水準も低い。役所職員はラスパイレス指数が大体98%超しますから、それはそれなりなんだけど、労働者としては低いですよ。

今課長は答えませんでしたけど、400万円を確保するということですよ。そのため国、県、交付金で手当するじゃないですか。私はそれが支払えるのかって聞いているんですけど。

○ 籠 原 正 二 企 画 調 整 課 長 組合に雇用される職員につきましては、ただいま議員からありましたとおり、その費用につきましては、半分がですね、組合員からの利用料、そしてそのあとの半分为公費で賄うことになります。

その半分のうちの半分、つまり4分の1が国からの補助、そしてその4分の1が市からの拠出になりますけれども、その半分につきましては、特別交付税措置をされるということで、そういった様々な財源措置の下、この特定地域づくり事業協同組合につきましては維持されてまいります。

これに当たりましては、給与水準等を含め、県のそれぞれ所管課、そして関係団体等認定を受けるに当たりまして、諸条件をクリアしたものに対して、認定が下りてまいりますので、ただいま議員からありました御質疑に対しましては、そういったものは確保されていくものというふう

に考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第12号から第14号までの3件について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項3件について、報告いたします。

まず、報告事項第1号繰越明許費繰越計算書につきましては、昨年の12月定例会において議決をいただきました令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）第2条、1月臨時会において議決をいただきました令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条並びに3月定例会において議決をいただきました令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）第2条及び令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第2号事故繰越し繰越計算書につきましては、令和6年度枕崎市一般会計の事故繰越しについて、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用することとされる同令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第3号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時18分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和 7 年 6 月 16 日)

令和 7 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	辻 本 貴 志 議員（15ページ～19ページ）
		永 野 慶一郎 議員（19ページ～30ページ）
		平 田 るり子 議員（30ページ～40ページ）
		禰 占 通 男 議員（40ページ～46ページ）
		立 石 幸 徳 議員（46ページ～56ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 永 野 慶一郎 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 中 村 浩一朗 企画調整課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 平 田 寿 一 総務課参事

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 川 野 優 治 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1 番辻本貴志議員、2 番永野慶一郎議員、3 番平田るり子議員、4 番禰占通男議員、5 番立石幸徳議員、6 番水野正子議員、7 番豊留榮子議員、8 番上迫正幸議員、9 番下竹芳郎議員、10 番橋口洋一議員の順に行います。

まず、辻本貴志議員。

〔辻本貴志議員 登壇〕

○3 番辻本貴志議員 通告に従い一般質問をしていきます。

本日は、市民の暮らしや農業の現場に大きな影響を与える鳥獣被害、特にイノシシによる被害とその対策についてお伺いします。

農作物を荒らされた農家の方々にとって、こうした被害は、単なる経済的な損失だけではありません。長年、手間暇かけて育てた作物が一晩で台なしになることでやる気を失ってしまい、畑をやめてしまう方もいます。そうしたことが増えると、農業を続ける人が少なくなり、将来の農業の担い手を確保することも難しくなってしまいます。

特に、枕崎の大切な産業の一つである焼酎づくりに欠かせないサツマイモが、イノシシの被害に多く遭っており、農家の方々からは、これ以上続けられないという深刻な声も寄せられています。また、山から下りてきたイノシシが人が住む地域に現れることも増えており、生活の安全にも不安の声が上がっています。

こうした農業や暮らしの問題に対して、現在の市の状況をどのように見ているのか。また、これからどのように対応していこうとしているのかを伺いたいと思います。

そこで、本市の鳥獣被害防止計画においては、被害件数や捕獲頭数の目標が定められていると理解していますが、現時点での進捗状況はいかがでしょうか。また、計画の実行に当たって、どのような課題や制約を感じているのか、市としての認識をお聞かせください。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律において、市町村は被害防止施策を総合的かつ効率的に実施するため、国が示した基本指針に即して被害防止計画を定めることができるとあります。

本市においては、令和 5 年 3 月 31 日に枕崎市鳥獣被害防止計画（第 5 期）を策定し、計画期間を令和 5 年度から令和 7 年度までとしています。

県におきましては、鳥獣被害防止対策推進会議や各地域振興局等に地域推進会議を設置しておりますので、県と連携を図り、本市の計画に基づき、鳥獣被害防止に取り組んでいるところです。

計画の進捗状況等については、担当課長が答弁いたします。

○沖園信也農政課長 本市の鳥獣被害防止計画において、被害の軽減目標を令和 3 年度の被害額 166 万 7,000 円から令和 7 年度の被害額 116 万 7,000 円としております。令和 6 年度の取りまとめ段階では、被害額 274 万 4,000 円と増えております。

被害額につきましては、被害の連絡があった際に職員が現場で確認したものをカウントしていますが、実際にはそれ以上の被害があるものと考えております。

捕獲計画の頭数は対象鳥獣で異なりますが、令和 7 年度目標で主なものとして、イノシシ 400 頭に対して令和 6 年度で 323 頭の捕獲、タヌキ・アナグマで 450 頭に対して令和 6 年度で 154 頭となっております。

計画の実行に当たってどのような課題や制約があるかということですが、有害鳥獣防止対策は

農作物等の被害防止が前提ですので、電気柵の設置や出没時の追い払いなどに地域で取り組むことが重要であり、それでも被害が収まらない場合は、計画の範囲内で被害に生じている地域の捕獲が適切に行われていくことが理想的であると思います。

その捕獲に当たって、捕獲の実施隊となるのが猟友会となります。会員数の減少や高齢化などにより捕獲活動に支障が生じてくることが、今後の大きな課題であると考えております。

○3番辻本貴志議員 過去3年間におけるイノシシによる農作物の被害件数及び金額、また捕獲実績の推移について御説明ください。

○沖園信也農政課長 まず、市が把握しているイノシシによる被害件数につきましては、令和4年度19件、令和5年度37件、令和6年度9件となっております。この件数は、被害等の通報を受け、その農地において農作物やのり面の被害が確認されたもので、1か所で農作物の被害に遭った複数の圃場があった場合も1件としてカウントしているところです。

被害金額は、令和4年度169万4,000円、令和5年度84万9,000円、令和6年度177万円です。

イノシシの捕獲実績は、令和4年度250頭、令和5年度261頭、令和6年度323頭となっており、昨年度は急激に増加をしているところでございます。

○3番辻本貴志議員 少し、イノシシによる被害状況というのが件数とともに金額も増えているということが分かりました。農作物だけでなく、イノシシとの車両事故、民家への侵入、人的被害といった事例も散見されます。

これらの実態と、それに対する通報体制、市としての把握状況はどうでしょうか。また、通学路など、子供たちの安全確保について具体的な対策や対応があるか伺います。

○平田寿一総務課参事 イノシシ出没の通報につきましては、農地以外に住宅地にも出没しておりますが、その通報件数は、令和6年度、特に今年の1月以降の通報が急増しており、令和7年度に入ってから昨年度を上回るペースで通報があります。

この通報に対する対応につきましては、市民の方から市役所、消防署、警察署に電話で通報があり、それを受けたところがそれぞれの機関に連絡し、現地に行って対応に当たっております。また、出没の情報につきましては、市役所内でも総務課、農政課、学校教育課の3課で情報を共有しているところです。

現地では、イノシシが山ややぶの中に逃げて、人的被害の危険性がないと判断するまで追い払いますが、捕獲したときは、猟友会に連絡して引取りをお願いしています。

お尋ねの民家への侵入につきましては、今年に入ってから1件、自宅の庭にいるという通報がありました。それ以外の通報は受けておりません。

また、イノシシとの車両事故及び人的被害につきましては、私どもが持っている情報の中では確認できていないところです。

イノシシに対する児童生徒の安全確保につきましては、学校教育課と学校の間で情報を共有しておりますが、詳細につきましては、学校教育課から答弁いたします。

イノシシの出没通報は、勤務時間外や土日祝日に関係なくありますが、市民の安全を確保するため通報があった場合は、現場に行って対応をしております。

○山宗功学校教育課長 子供たちの通学路の安全対策ですが、まずは各学校において、イノシシ等に遭遇した場合は、刺激することなくその場を離れ、近くの大人に知らせるように、日頃から児童生徒に対して指導を行っています。

また、教育委員会に、危機管理対策係や地域などからイノシシ等の目撃情報が寄せられた際には、目撃地点に近い学校には注意喚起の連絡を直接電話で行うとともに、ほかの学校には注意喚起のメールを送信しています。その連絡を受けて、各学校では、児童生徒に対して下校の際の注意を促すとともに、保護者に対して安心安全メール等で注意喚起を行っています。

今年度も昨年度同様、イノシシ等による児童生徒に対する直接的な被害は確認されていませんが、今後もふだんの安全指導を充実させるとともに、各学校や関係機関と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○3番辻本貴志議員 子供たちの安全を守るといったところでも、イノシシの発見とか通報とか大事になってくると思います。学校との連携もすごくよく取れていると認識しています。安心安全メールといってすぐに通知が来るので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

本市の猟友会の設置状況、会員数の推移、日常的な活動内容、そして市との具体的な連携体制について御説明ください。

○沖園信也農政課長 猟友会につきましては、本市には1組織のみです。会員数につきましては、令和3年度30名、令和4年度29名、令和5年度31名、令和6年度31名、現在、令和7年度になりますが28名となっております。

猟友会の活動内容につきましては、日常的な活動は有害鳥獣の捕獲指示に伴う捕獲活動が主なものになりますが、総会や役員会の開催、県猟友会や川辺支部、広域有害鳥獣捕獲対策協議などの会議への参加、狩猟免許状の更新や初心者免許の申請手続など、年間を通して活動されているようです。

また、市との連携につきましては、ただいま答弁いたしました有害鳥獣の捕獲指示に伴う捕獲を会員の理解と協力をいただきながら行っております。

特に住民等からイノシシ等の出没の通報を受け、また市から被害連絡により、会員の方には現場に立ち会っていただくことが多くあります。イノシシ等が通報現場にいる場合は、捕獲や追い払いなどの手法の提案、その活動をしていただきます。既にイノシシ等が現場を立ち去っている、または被害の形跡がある場合は、わなの設置場所など今後の対応策の検討や実践をしていただいております。常に情報共有を図りながら捕獲対策を行っているところでございます。

○3番辻本貴志議員 猟友会の方々の協力っていうのはこれから欠かせないと思うので、是非一緒になってやっていってもらえたらと思います。

イノシシ対策において、個人による電柵設置などの点的対策には限界があるという声を受け、現在では、面的保護による電柵整備が一部地域で進められています。市として、こうした取組の導入・拡大をどのように支援するのか、設置後の維持管理、地域内の合意形成に対する支援体制を含めた今後の方針をお聞かせください。

○沖園信也農政課長 質問者からありましたとおり、イノシシ等による農作物被害につきましては、被害を受けた農地だけが電気柵を設置しても、その周りの農地で被害が出ることが多々あることから、集落単位や一団のまとまった農地での面的な電気柵の設置を検討していただくよう、被害農家等に事業の紹介を行い、取組地域の導入促進を図っております。

事業につきましては国の交付金を活用して行いますので、これまで電気柵の整備を行った地域でも、ほぼ受益者負担を伴わずに整備ができることのメリットと併せ、広範囲の圃場や受益戸数などの要件、電気柵の設置後は、その財産の維持管理をその組織が担っていくことを説明しております。

集落等において、事業実施の合意形成を成すための説明が必要な場合は、直接出向いて市から説明を行います。その後の判断は集落等で行っていただくこととなっております。

○3番辻本貴志議員 捕獲の現場では、その土地の状況や動物の動きに詳しい地域の住民自身が主体となって対応することが最も効果的だという声が多く聞かれます。

特に被害が深刻な農産地や自治会単位での地域捕獲隊などの結成が理想的であるとの意見もあり、現場の感覚としても、捕獲を強化するには地域ぐるみの取組が不可欠であるという共通認識があります。

こうした取組を進めていくためには、地域住民、行政、猟友会などが意見を交わす場を設けること、また、被害対策の専門家による研修会を行うなどして、地域全体で対策に取り組もうという機運を高めていくことが重要であると考えています。ぜひ、こうした意見交換の場を市として積極的に設けて、地域ぐるみの対策が進むよう後押ししていただきたいと思います。

近隣自治体、特に南さつま市などでイノシシ駆除が強力に進められていると伺っています。その影響で、本市側にイノシシが追いやられてくる、いわゆる越境被害の懸念について、市はどのように現状を把握しているのか。また、今後、広域連携による情報共有や一体的な対策の必要性についてどのように考えているかを伺います。

○沖園信也農政課長 イノシシ駆除が強力に進められることで、本市側にイノシシが追いやられてくる可能性につきましては、猟友会から伺っている話などでは確認できていないところです。

また、近隣市で有害鳥獣の捕獲実績が上がることで、個体数が減りますので、隣接する本市にもメリットがあると考えております。

捕獲活動につきましては、行政区域を越えてはできません。そのため、南さつま市との広域捕獲につきましては、捕獲活動のときに鳥獣を追い込んで、どうしても行政区域を越えなければならないための、地域を決めて取り組んでいるところです。

広域捕獲は県の農作物被害の防止・軽減に向けた取組の中でも推進されていることから、引き続き実施していきたいと考えています。

広域捕獲に係る情報共有や一体的な取組などにつきましては、実施団体である捕獲隊と協力団体との間で行われていると認識をしております。

○3番辻本貴志議員 次の質問にいきます。

センサーによる出没検知やA Iによる動物行動予測など、新たな技術を活用した鳥獣対策が全国で進んでいます。

本市において、こうしたI C T・A I技術の有効性についてどのように評価し、導入の検討状況はどうなっているのか伺います。

○沖園信也農政課長 わなが作動するとアプリやメール等で通知が来るI C T技術を活用したセンサーつき箱わな、遠隔I C T捕獲器の導入につきましては、令和2年度、3年度に13組を導入しているところです。

県の鳥獣保護管理事業計画書の中で、わなを仕掛けたときは、1日1回は見回りをする事となっているため、見回りは捕獲作業における大きな負担となっているようですので、この遠隔I C T捕獲器により作業時間の短縮や労力の軽減が図られていると思います。

また、昨年度にはスマートアプリを導入し、猟友会員のスマートフォンで捕獲の位置や鳥獣の種類、大きさなどの情報を発信していただくことで、情報の整理や検索が迅速にできる体制ができております。ただし、導入後間もないこともあります。猟友会員は高齢者が多く、アプリを使いこなせていない状況も見受けられますので、担当者が説明を行いながら活用を促している状況です。

今後、鳥獣被害防止計画を見直していく上で、これらの課題等を整理し、I C T・A I技術の活用につきましては検討して新たな技術も取り組んでいきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 現在、捕獲されたイノシシの処理方法はようになっており、どのような課題、例えば費用負担だったり、処理施設の確保、人材育成等があると市は考えているのか伺います。

○沖園信也農政課長 捕獲されたイノシシの処理方法につきましては、個人の畑や山などへの埋設、または自家消費されているようです。

処理にかかる費用につきましては、報奨金を支給しておりますのでその中で行っていただくこととなります。

しかし、近年、捕獲頭数が多くなっていることにより埋設場所が少なくなっていることや、猟友会員の高齢化に伴い埋設の穴掘りが負担になっているようですので、焼却処分や堆肥化などが考えられますが、まだ方向性は出ていないところです。様々な方面から研究していきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 高齢化に伴ってこの埋設っていうのがやっぱり、労働力がちょっと厳しいということが分かりましたので、ぜひこの辺も含めて捕獲を進めるといったことも含めて研究していただきたいと思います。

他市町村では、学校給食やジビエフェア、ふるさと納税返礼品としてジビエを活用する動きが進んでいます。本市でも捕獲個体の有効活用という観点から、こうした利活用の導入・展開についての考えをお聞かせください。

○沖園信也農政課長 国におきましては、農作物等の被害防止のために野生鳥獣の捕獲を進めるだけではなく、地域資源、ジビエとして利用し、農山村の所得に変えるような、有害鳥獣をマイナスの存在からプラスの存在に変える取組を地域で進めていくことが重要であるとされており、ジビエの需要拡大を推進しています。

また、国が公表している資料の中で、令和3年現在で、県内の食肉処理施設で解体されたイノシシは捕獲頭数の1.7%と、全国の5.6%と比較し低いこと、また、ふるさと納税返礼品にジビエの精肉等を活用している県内の市町村は13あることが紹介されております。

ジビエ利用につきましては、ジビエ加工に適した捕獲方法、処理施設までの移送方法や体制の確立、また、その上での捕獲体制の整備や人材確保が課題となります。さらに、食肉処理施設の整備には、衛生管理の整った施設整備が必要となり、整備にも多額の費用を要することや、整備後の施設管理の在り方を整理する必要がありますので、現在のところ、本市として整備することは現実的でないと思います。

また、本市としてジビエ加工が難しいとなると、食肉処理を委託して学校給食やふるさと納税返礼品などに利活用することとなりますが、今のところ施設がないことから現状では難しいと考えております。

○3番辻本貴志議員 本日のやり取りを通して、市民の暮らしや農業の現場に寄り添った具体的な対策が今後さらに進むことを期待しております。また、いただいた御答弁や御意見を今後の被害対策や地域づくりに関する計画・施策の中にぜひ生かしていただきたいと思います。

あわせて、被害状況の情報収集についても申し上げます。

市民の皆様からは、「多少の被害では報告しない」「どこにどう伝えていってよいか分からない」といった声が寄せられています。被害の実態を正確に把握し、効果的な対策につなげるためにも、市民が気楽に確実に被害を報告できる体制づくりが重要です。ICTの活用も含め、報告のしやすい仕組みづくりや周知の工夫をぜひ御検討いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○8番永野慶一郎議員 4年ぶりの一般質問となりますが、初めてこの議会で一般質問をしたときのことを思い出しながら、新鮮な気持ちで今この場に立たせていただいております。しかし、

気合が空回りしないように、しっかりと通告に従って質問を行わせていただきます。

まず最初の質問でございますが、令和2年からですね、新型コロナウイルス感染症が大流行いたしましたして、令和5年5月に感染法上の部類5類に分類されるまで約3年間、この新型コロナウイルスとの戦いをこの日本全国、そして本市でもコロナと戦ってきたわけでございますが、その間に、いろんな行事やイベントも全て中止とかございまして、なかなか地域のにぎわい、活性化というのが滞っていたのではないのでしょうか。

そして、この感染法上の5類に移行しましても、その後も、コロナ禍前のにぎわいがまだこの町に戻ってきていないのではないかと私も実感しておりますし、町の方もそのような意見が多数ございます。

そういった中で、今回地域の活性化についてということでございますが、主に自治公民館の各地域の活動、そして市民団体のまちづくりに対する事業等について質問させていただきたいと思います。

まず1つ目に、市内の各自治公民館の本市に対する役割、あるべき姿を市長はどのように考えているのかをお聞きいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 自治公民館とは、その地域に住む市民が主体的に活動し、地域住民の生活の向上や安全の確保など暮らしの質を高めるために存在する組織で、社会教育の拠点としての場、公民館機能を持つ団体のことです。現在、市内に73の組織があります。

具体的にはサークル活動や行事を通じて世代を超えた関係が築かれることで、支え合いの地域社会を育み、さらには防犯活動や環境美化、ごみステーションの管理といった日常の課題解決への対応、災害時には共助の拠点として機能するなど、地域の安全・安心を守る上でも大きな役割を担っていただいているところです。

また、市と地域をつなぐ重要なかけ橋として、市の施策や情報を住民に届けるとともに、地域の声を行政へ伝える役割を担っていただいております。市としても地域と行政の協働を進める上で、なくてはならない存在であると考えております。

昨今では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、住民の自治意識や地域の連帯の希薄化、加入率の低下等に伴う組織の弱体化が進み、自治機能の低下が進むことによって、多様化する課題の解決が難しくなっている自治公民館も見受けられるところです。

今質問者からありましたように、コロナの影響等もあって、そういう活動の停滞という部分が認識されているところでございます。

あるべき姿ということでございますが、本来、自治公民館とは加入する市民の自主的で協調的な活動によって運営されることで、地域住民、特に子供や高齢者といった社会的に弱い立場の住民にとって、頼れる存在であるべきものだと考えております。自治公民館は、地域に根差した最も身近な組織として、地域づくりの要となる非常に重要な存在であると認識しております。

○8番永野慶一郎議員 ただいま市長の答弁の中にもございましたが、人口が減ってとか世帯数の減少によって、なかなか公民館もいろんな行事等を行うのも今大変な状況にあるというところも結構あるとお聞きしております。そういった中で、本市におきましては公民館補助費という公民館へ対しての助成がございまして、令和2年度から令和6年度まで決算ベースなんですけど、毎年、大体420万円ぐらいの金額で推移しております。

こういった運営補助費もありますが、金額が5年間あまり変わっていないような状況でございまして、こういった中で、市からの支援策っていうのは十分に果たされているのかどうか、どう考えているのかをお尋ねいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 現在、各自治公民館では、館員の高齢化や世帯数の減少によって、公

民館運営に支障を来していることは承知しているところです。

本市では自治公民館活動の充実を図るため、市内の各自治公民館に対して、必要な経費の一部を補助する自治公民館運営費補助金を交付しているところです。

その算定方法は、均等割として予算額の60%を公民館数で割った額、世帯割として予算額の40%を全世帯数で案分した額を基に算出し、補助金として交付しております。したがって、補助金額は公民館によって異なりますけれども、令和6年度実績としましては、最も少ないところで3万5,000円、最も多いところで12万9,000円を交付しており、現段階において一定の支援効果は果たされていると考えております。

また、各公民館の館費について、月額徴収額が一番高い公民館で3,000円、低い公民館で250円となっており、公民館により大きな違いがあることから、今後、運営費補助については、補助金の算出方法の在り方を多角的な視点から、また、公民館活動や実態に合った新たな支援策を調査・研究してまいります。

○8番永野慶一郎議員 今、公民館費のお話もございましたが、公民館の予算立て、年間の予算を作成するときにおきまして、なかなか世帯数の減少とかで、公民館費も収入が減るわけですから、そういった中で行事等やっていかないといけない。もしくは行事も縮小しないといけない、そういった状況も出ているようでございますが、公民館運営費補助金をどの程度まで増額するとしたら可能なかどうか、算定されていないですか。

○木浦勝美生涯学習課長 現在のところ額については検討してないところですが、先ほど申し上げました、新たな算出方法と公民館活動の実態に合った新たな支援策を調査・研究してまいりたいと考えているところです。

○8番永野慶一郎議員 今、答弁の中で実態を調査研究していくとございましたが、今年に入ってから、公民館長宛てに公民館の活動実態調査を実施されたと思いますが、その中でどのような意見要望があったのか、主な点が分かれば教えていただきたいです。

○木浦勝美生涯学習課長 公民館実態調査は、令和元年度の前回調査からの経過を把握するとともに、今後の再編や市の支援の在り方を検討することを目的に、市内自治公民館に対して令和7年2月に実施し、今年度の5月に集約を終えたところです。

この調査では、公民館の運営状況や活動の実施状況、直面している課題、市に対する要望等について伺ったところです。

公民館の運営状況に関しては、公民館長や役員の成り手がいないといった人材確保に関する課題が多く寄せられており、加えて、高齢化や人口減少に伴い、各種活動の継続に支障が出ている状況も明らかになったところです。

また、運営上の主な課題としては、少子高齢化や人口減少により、運営費の確保が難しくなっていること、人材不足、地域内のつながりの希薄化などが挙げられており、地域の活性化に向けた取組に大きな制約が生じている現状が浮き彫りとなっています。

市に対する具体的な要望としては、ごみの回収に関する支援や分別方法の周知徹底、地域と市の連携を円滑にし、地域活性化を図るための市職員の地域派遣の拡充、公民館運営費補助金や改修補助の増額、活動支援などソフト面での充実といった点が寄せられました。

そのほか、自治公民館再編の必要性についても伺いましたが、再編が必要と考えていると考える公民館が、前回調査時よりも7公民館増えており、現場での課題意識の高まりが見受けられます。

こうした意見や要望を踏まえながら、今後の市の支援の在り方を検討するとともに、関係課とも連携しながら、地域の活性化に向けた施策の推進に努めてまいります。

○8番永野慶一郎議員 まさしく今、そのアンケート結果にあったそのような課題というか、そ

ういったのを私も実際目の当たりにしておりますし、そういったこともお聞きをしております。

やはり公民館行事も、先ほども言いましたけども、予算がなかなか取れないとか、あと公民館役員の成り手があまりいないというのもございましたが、役員の報酬をちょっと減額して行事費に充てるとか、予算編成時にそういった何とか赤字の出ない予算立てをするために皆さん苦心されているようでございます。

そういった中で、各地域に伝わるいろんな伝統行事、伝統芸能というのもございますが、そういったのもなかなか伝承も難しくなっていくのではないかとといったそのような声もございます。

また、世帯数が減って公民館費が減るという問題もあります。物価高騰による影響も結構受けているようでございまして、例えば皆さん外灯を設置されていますけど、その外灯の電気代というのは公民館費の負担、電気代も上がっております。そして、消耗品費ですねコピー代とか、いろんなもろもろのそういった消耗品費等も上がって、人は減っていった収入は少なくなるけども、そういった支出のところは増えていっているというようなそういった状況が今実際に起きているようでございます。

あと、今課長からアンケートの中でありましたが、地域間の行事等がなくなりますと、人と人のつながり、そういったのがやっぱり希薄化してくる。コミュニケーションを取れないと、やっぱり集落も元気がなくなってくると。そういったのも、コロナの時期に経験いたしております。

そういった中で、やっぱり1回やめてしまった行事、コロナで中止にしてやめてしまった行事の復活っていうのがなかなか難しいところもあるようでございます。お金の問題とか、あと人材がいなかったりとか、そういったもろもろの要因はございますが、この地域における公民館の役割ってということでは、やはり各地域でこのまちを盛り上げていかないと、この枕崎の活性化にもつながらないのではないかと感じておりまして、そういった中で、公民館運営費補助金を検討していただきたいのはございますが、この4番の質問に移りますけども、南さつま市では、地域元気づくり事業というのを創設しておりまして、その中でふるさと「きばっど」事業として事業費を計上しているようでございます。

どういった内容の事業かと言いますと、南さつま市にある旧小学校校区22の地区に元気づくり委員会というのをつくりまして、その元気づくり委員会を主体とした団体への助成事業があるようでございます。

どういった内容の事業かというのをお聞きしに行ってみましたが、各地区のそういった特色を生かした事業で、地域によって山があるので登山道を整備しますとか、もともとあったコスモス畑を観光用にちょっとみんなで頑張って地域の皆さんでつくり変えてPRに努めるとか、そういったいろんな事業があるようでございますが、本市においても、そういった公民館への補助といいますか、募集要項がありますので、皆さんに一律幾らっていうわけにいかないでしょうけども、予算の設定をして、地域で何かそのまちづくり、まちおこしの事業をするという地域に対して、助成をするようなお考えはないのか、お聞きいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 議員から今ありました南さつま市地域元気づくり事業として、地域の課題解決や地域資源を生かしたまちづくりを考え実践するコミュニティ組織の育成を行うことで、住みよいと感じ笑顔があふれるまちの実現に向けた活動や地域力が向上する活動に対して、自治公民館や元気づくり委員会、コミュニティ組織等に市の補助制度があることは承知しているところです。

本市でも、地域元気づくり事業と類似する支援制度として、地域の課題解決や活性化計画の策定、再編の可能性などを目的に結成する自治公民館活性化推進委員会に補助金を交付する自治公民館活性化推進委員会補助金、自治公民館の整備等を対象とした自治公民館整備事業等補助金、そのほか元気づくり事業と同様と思われますけれども、市から枕崎市民館連絡協議会に対して

交付される補助金の一部が各校区公民館連絡協議会へ分配され、地域活動に活用されるなど、多様な面から支援を行っているところです。

しかし、本市には、各団体が地域力の向上などを目的として新たに取り組む事業を支援する、ふるさと「きばっど」事業と類似した支援制度はないところであり、本市としましては、地域活性化に向けた取組や、さらに地域が元気になるための魅力ある活動に対して新たな支援を行うなど、他の自治体の取組状況を広く研究しながら、新たな地方創生総合戦略に位置づけられる重要な取組として検討してまいります。

○8番永野慶一郎議員 今課長から御紹介がありましたけれども、南さつま市もそういった公民館へのハード事業として公民館の改修とか、エアコンの設置とかそういった事業でも予算を組んでおりますし、ソフト事業といいまして、固定費で各22の元気づくり委員会に毎年50万円、これはもう固定費として補助しているようでございますが、そういった中できばっど事業、各団体の人たちが手を挙げて、自分たちの地域を盛り上げようというような取組をする事業がまた別に行われております。

令和3年度から5年度までの南さつま市のこの事業の決算書を出してみたいんですけども、このきばっど事業に関しては、金額的にそんなに大きな金額じゃないようでございます。

令和3年が全体で70万円、令和4年度が30万円、令和5年度が70万円ということで、予算的にも、本市で実施するに当たっても、そこまで負担になるような金額ではないのかなということで私は思いますが、ぜひそういった事業を創設していただいて、何とか公民館活動がやっぱり住民同士のコミュニケーションというのはすごく大事なかっていうのも最近つくづく感じるところでございまして、やっぱり行事費とか伝統行事、伝統芸能、そういったものを残していくためにも、ぜひ早急に、もう今からどんどん人が減ってくるので、そういった問題がいろんなところで出てくるのではないかと考えます。

なので早めにそういったのをちゃんとしっかりと調査して、意見を聞いていただいて考えていただきたい、そういった事業も創設していただきたいと思います。

続きましての事業です。これも同じく南さつま市の助成事業、これは似たような事業がございまして、これ公民館とかの単位ではなくて、NPO法人とか、あと市内に住所を置いて市内で活動する民間団体への補助で、市民活動応援事業として、活力あるまちづくりのための補助制度っていうのもあるようでございますが、これもまたなかなかコロナでいろんなイベント等も中止になって、なかなか今そういったまちおこしの助成金も県の助成金も、ここ2年ぐらい見ているんですが、なかなかないような状況でございます。

こういった中でもやっぱり市民がまちを盛り上げたいっていう方たち、団体が結構いる中で、やはりそういったお金の支援ですね、予算的なところで市も応援すべきではないかと思って今回、こういった事業を提案するわけですけども、それについて当局はどのようにお考えしているのかをお尋ねいたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 ただいま御紹介がありました、南さつま市の市民活動応援事業は、特定非営利活動法人、地域づくり団体やグループなど、営利を目的とせず公益の増進に寄与することを目的として設立された団体等が、活力ある生活を送れる住みやすいまちにするため、創意工夫した様々な企画に対し、市がその一部を補助する事業で、地域づくりの取組を促進し、市民との協働によるまちづくりを推進するための制度と承知しているところです。

人口減少や少子高齢化が進展し、地域における様々な課題が顕在化しており、市民、市民団体、事業者、市が連携し、協力体制を構築することで、地域の課題解決を実現していく市民協働の取組、まちづくりは今後ますます重要となってまいります。

これまで各種イベントや地域の清掃活動、河川の浄化活動、観光案内等の様々な分野で市民協

働の取組が行われてまいりました。

今後、市民の皆様のニーズに的確に対応し、地域の課題解決に向け取り組むためには、これまで以上に市民の皆様と行政とが積極的に情報の共有化を図り、お互いの理解と協力の下に、地域や市民の皆様自らが、さらなる公共の担い手となっていく環境の醸成が不可欠となると考えております。

今後とも、NPO法人やボランティア団体をはじめとした市民団体がまちづくりの主体となる仕組みを構築し、その機運を醸成するために行政の働きかけや仕組みづくりが重要であると認識しておりますので、市民団体等の活動支援や育成につきまして、他の自治体の取組を広く研究しながら、新たな地方創生総合戦略に位置づける重要な取組の一つとして検討してまいります。

○8番永野慶一郎議員 この市民活動へ対する応援事業というものでございますが、こういったものがあるか簡単に御紹介させていただきたいんですが。

例えば、クリスマスイルミネーション、ハロウィンの開催をする団体とか、あと子育て世帯向けの勉強会の開催、あとはオーガニック野菜を学校給食に納入するとか、あとは子供たちの夏休み期間の思い出づくりのためのイベント、地域を盛り上げるようなイベント、そして高齢者を巻き込んだイベント実施で多世代コミュニティの実施等々、子供からお年寄りまで一緒になって楽しめるような事業を開催しているようでございます。

また補助率も物すごく高くて、2種類事業があるんですけど、ステップアップ30とこれは30万円の補助、チャレンジ・ダッシュ10といいますこれ10万円の補助がございまして、それでステップアップ30は補助限度額の上限が30万円ですけど、これ10分の9以内の補助ということで、もうほとんど100%補助に使うような内容で、チャレンジ・ダッシュ10というのは、10分の10以内ということですから、そういった事業に対しての100%の補助となっているようでございます。

これ各5年間継続して受けられるということでございまして、その5年間の間に事業を自分たちで自立できるように、その期間を補助しますというような意味合いがあるとお聞きをしております。

南さつま市の担当者の方にお話を聞きに行ったときに、私に説明してくれた何かその担当の方も物すごく生き生きとして、私に話をしてくれました。

やはり事業を採択するに当たって、もちろん書類ですけども、プレゼンをしてもらうんだということだったんですが、やっぱりそのプレゼンを見ていると市民の皆様が何かやりたいと、こういう事業をやりたい、まちを盛り上げたいというそういう気持ちがすごく伝わってきて、私たちもそれを聞くのが楽しみですというような、そういったお話も伺っております。

私もお話をいろんな事業とか聞きながら、いいですねって本当にこういう事業があれば、市民も本当に町のために頑張ろうという気持ちになりますよねと、私もそのような気持ちになってそのように担当の方にもお伝えをしてきたところでございました。

今まで県の振興局の助成事業があって、県が2分の1、市が4分の1、そして事業主体が4分の1というような助成制度もございましたが、先ほども言いましたが、最近そういったのもございません。

直近では平成28年度から30年度ぐらいまでだったと思うんですが約3年間、枕崎駅から始まるまちづくり事業というのが、駅前の広場を利用して、これ地域振興推進事業ですので、これも県が主体となつてのイベントがございました。

そして、令和元年にも事業名が変わりますけども、これも地域振興推進事業で、そのような県の助成事業があったと記憶しております。

やはり市民団体、さっきの公民館もなんですけども、地域、そしてこのまちに住む市民がこのまちを盛り上げるという気持ちがあっても、なかなか予算的なところで二の足を踏んでしまう、

そういったところもあるんじゃないかなと思います。

県の予算がなければ、市が独自でこういった予算をつくれればいいんじゃないのかなって思って今回質問させていただいているんですけども。これも予算を決算ベースでこの市民活動応援事業補助金、市民団体に対する補助ですが、これ同じように令和3年度が30万円、コロナの時期なので、やれる事業も制限があったのかなあとは思ったところでございますが、令和4年度が約100万円、令和5年度が160万円というところで、まちおこし、まちづくり、まちを活性するための予算としては、そんなに高い予算ではないのかなと。逆にそれぐらいの予算でできるのであれば、大いに市も早めにそういった制度をつくっていただいて、市民団体の呼びかけをしていたきたいなとそう考えるところでございますが、今、担当課参事から検討しますとございましたが、どの程度の検討なのか。一応検討はします。やる方向での前向きの検討なのか、どういう検討なのかをちょっと教えてください。

○中村浩一郎企画調整課参事 市民協働によるまちづくり、地域づくりの課題解決をするために大変重要な取組と考えておりますので、こういう団体が活動しやすい環境を整備できるように、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○前田祝成市長 今参事からありましたけれども、ちょうどタイミング的に地方創生総合戦略を今年つくるということ。それと総合振興計画も含めて、まちづくりについての、その市民の活動、あるいは公民館の活動に対して、しっかりとした事業を立てるっていうことは重要なというふうに思います。

今議員からございましたように、特に市民団体の事業については、やはり市民団体の皆さんがプレゼンテーションされるという話でしたが、やっぱりそこが重要なというふうに思います。ですので、事業のある程度ハードルというか、補助のハードルっていうのはある程度高く保って、そこに対するプレゼンテーションをしていただくっていうような仕組みで、つくり上げられればなというふうに思っているところです。

○8番永野慶一郎議員 実施要綱を見ますと、ちゃんと規約があったりだとか、そういったもろもろ条件がございますので、ちゃんと市内に代表の住所があることとか、いろんな要綱がありますのでそういったのもまた倣って、検討していただければと思います。

また、先ほど言いましたこの駅から始まるまちづくり事業というのが3年間駅前広場でございましたが、駅を使った駅前のイベント広場を使ったイベントというのが、全くもうここ数年何も実施されていない、見受けられないっていうのも、この事業を何かあったよなと思って調べるうちに、そういえば何もやってないなっていうのが頭に浮かびまして、今のJR指宿枕崎線が存在というのがすごく問われる中で、沿線自治体としてやはりこのような事業を復活させる。県の補助じゃなくて、市独自の補助でもいいので、やはりそういった何か市としての動き、働きがあってもいいんじゃないかなあと思って今回このような質問をさせていただいているわけでございます。

私この地域活性化についてということで、今回公民館とこういった市民団体の補助というところで質問させていただいておりますが、やはり行政が、こういったまちづくり、行政だけでまちづくりするっていうのは、私、難しいんじゃないかと。難しいというか限界があると思うんですよ。行政の仕事の中でそういったとこまで手が回らないということもあると思います。それなら大いに、こうやって公民館とか地域、そして、この枕崎に住む市民団体、この町を盛り上げようという思いのある方たちいっぱいいますので、そういう方たちとともに、何かこのまちづくり、まちの活性化につなげていただきたいなと。

まず、そういったのが見受けられないんですよ、私。市民をやる気にさせるのが行政の仕事じゃないんですかということで、今回こういった質問をして、ほかの町の取組を例にこうやってお

願いをしているわけでごさいますて、本当に、もうずっとこのままでいくと手後れになりますよ。

やっぱり市民が本当にこの町いいなと、この町を盛り上げようと思うような仕組みづくりをし
っかりと協議して検討していただきたいと。先ほど検討しますということで公民館のそう
いったほうも検討していきますというような答弁をいただきましたので、私はその言葉を信じて
早急に対応していただくように要望しておきます。

それでは次、ふるさと納税についてでございます。

[モニターに映像を映す]

○ 8 番永野慶一郎議員 今モニターに画像が出ておりますが、これ総務省が出しております総務
省自治税務局市町村税課というところが、ふるさと納税に関する現況調査ということで、これ令
和 6 年 8 月に出された資料でございます。令和 6 年度分が出てなくて令和 5 年度分までのふるさ
と納税の受入額が出てございます。

ふるさと納税が令和 5 年度に寄附額がついに 1 兆円を超えたということで、制度創設から皆さ
ん見ていただければ分かるように、ふるさと納税っていうのは、受入額、受入件数というのが右
肩上がりが増えていっているわけでございますが、そのような中で、本市は令和 4 年度に前年
の 34 億円から約 16 億円と半減したわけでございますが、令和 5 年度が約 12 億円、この令和 5 年
度は募集ができない時期等もあり、なかなか大変な年度でございましたが、そういった中で担当
職員の頑張りによって緊急事態とも言えるべきときに夜遅くまで頑張っていたいて、私は何と
か 12 億円まで頑張ってくれたんだなと思ってこの数字を見て思っておりますが、令和 6 年度が
約 15 億円と、ほぼ横ばい状態で本市のふるさと納税は推移してきておりますが、この現況を本
市の状況と全国と比べてどのように当局が受けているのかというのをお尋ねいたします。

○ 籠原正二企画調整課長 ふるさと納税制度につきましては、先ほど質問者からございましたと
おり、令和 5 年度には、全国の利用者が 1,000 万人を超え、そして、寄附額が 1 兆円を超えるな
ど、その獲得が自治体のまちづくりにとって大きく影響しているということになります。

本市のふるさと納税制度による寄附額につきましては、平成 28 年度に返礼事業を開始して以
降、年々大きく増加し、令和 3 年度には約 34 億円と多くの寄附を頂きましたが、令和 4 年度に
は約 16 億円と半減し、令和 5 年度も約 12 億円に減少しました。

この寄附額の急減につきまして、市としての考えといたしましては、市、委託事業者、返礼品
を提供する協力事業者が連携して、安定的に事業を推進するための体制が十分に構築できていな
かったということが一つの要因であったというふうになっておりました。

このことから、令和 6 年度に本市のふるさと納税制度の中心的な役割を担う専門部署といたし
まして、ふるさと納税推進係を設置いたしまして、まず、協力事業者等との連携・協力を深めま
して、同時に、本市返礼品の積極的な PR に努めた結果、令和 6 年度の寄附額は約 15 億 3,000 万
円と、前年度から約 3 億円増加いたしまして、令和 7 年度に入ってから前年度を上回るペース
で寄附を頂いているところでございます。

本市には全国に誇る様々な魅力ある地場産品がありまして、寄附額の増加に対しても大きなポ
テンシャルを持っておりますので、様々な広告媒体や機会を通じて全国にアピールし、より多く
の寄附額と本市のファンの獲得に努めてまいります。ただ同時に、市の施策を計画的に安定的に
推進していくためにも、このふるさと納税制度についても、安定的な運営を行っていかなければ
ならないと、その必要性があるというふうに考えておりますので、きちんと足元を固めつつ、着
実に取り組んでいくことが大事であると考えております。

○ 8 番永野慶一郎議員 安定的に、着実に足場を固めながら取り組んでいくということでござい
ますが、昨年度からふるさと納税推進係を課内に設置いたしたわけでございますが、今後、寄附
額を安定的に増やしていくために、どのような取組を係としてしていくのかをお尋ねいたします。

○**籠原正二企画調整課長** 先ほど申し上げましたとおり、安定的な運営をいたすためには、やはり協力事業者との連携体制を深化させることで、今国の返礼事業に関わる規制等が刻々変わっております。これに対してやはり本市もきちんと情報提供を行いながらですね、そして、市の地場産品をその制約の中でどのような形で売っていくかということを、きちんと確認をしながらやっていくということが大事になろうかと思います。

これにつきましても、ふるさと納税推進係を中心に様々な取組を行っていくものでございます。

先ほど言いましたとおり、制度に対してきちんとした適切な対応を取っていくということと、あと、寄附額を増やしていくための取組といたしまして、これも同時に進めていかなければなりません、本市の魅力ある地場産品を全国に紹介していくためのPR活動、あらゆる広告媒体・イベントなどの機会を通じて積極的に行っていくということでございます。

さらに先ほども申し上げましたが、協力事業者との連携を行う中で、新たな返礼品、そして複数の事業者による共同定期便の開発、寄附者のニーズに応じた寄附価格帯の返礼品の設定などにより、寄附者に支持される返礼品を提供していくと。

そしてさらに、継続して本市の返礼品を選択していただくための取組といたしまして、寄附者に直接、こちらから発信するメールマガジンなど、この機会を通じて、本市のイベント、取組などを発信し、本市のファンを全国に増やしていくというような取組を行う中で、寄附額を安定的に確保していくというような取組を進めてまいりたいと思います。

○**8 番永野慶一郎議員** 国の規制強化等でなかなかやりづらいところもあるかとは思いますが、昨年9月に24事業者によりまして、枕ふる協力会というのを設立されたようでございますが、この協力会との連携、今後、納税をやっていく上で、非常に連携が大事になってくるんじゃないかと思いますが、今そういった行政との連携はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○**籠原正二企画調整課長** まず初めに、枕ふる協力会について少し御紹介いたします。

枕ふる協力会につきましては、返礼品協力事業者内の有志によりまして、昨年9月に設立されました。今年5月末現在で24事業者が加入いたしまして、自らの会費によります自己資金によりまして運営を行っているところでございます。

活動内容といたしましては、令和6年度は、会員事業者のおすすめ返礼品チラシにつきましては、2万9,000部作成いたしまして、返礼品を発送する際に同梱いたしまして、寄附者に対して様々な返礼品を訴求しリピーターとなってもらおうといった取組を実施しております。また、市においても東京都で開催されました、さとふる自治体PRイベントに参加した際に、来場者に対してチラシを1,000部程度配付いたしております。

今年度は、同様のチラシの作成に加えまして、パンフレットを作成いたします。さらに、ポータルサイト内のトップページ広告への掲載、枕ふる協力会のほうが、直接ポータルサイト内のトップページに広告を掲載するといった取組を行います。

また、会員内のコラボ返礼品の検討等の事業が現在、協力会の中で検討されておりますが、それが今年度実施予定というふうになっております。

市といたしましても、会合への参加はもちろんでございますけれども、協力会が行われる実施事業について、側面支援を行っております。さらに情報提供も密に行いながら、現在、連携を図っているところでございます。

○**8 番永野慶一郎議員** 昨年設立したばかりで、予算もなかなか取れない中で2万9,000部のチラシを作ったというのは協力会の方からもお聞きしておりましたが、ポータルサイトのトップページに協力会の人たちが広告を出すというお話がございましたが、これ経費は市の納税の経費には含まれないですか。

○**籠原正二企画調整課長** 枕ふる協力会が行う広告活動につきましては、基本的には枕ふる協力

会のほうからお金を出すという形になりますので、市費につきましては、そこには入っておりません。枕ふる協力会の事業者の中の返礼品を取り扱うというのをポータルサイトのトップページに掲載するというごさいます。

これにつきましては大手ポータルサイトでごさいます、ふるさとチョイス内のトップページにおきまして、今年度の9月に駆け込み需要が想定されます。9月18日から約1か月間の期間におきまして、本市のバナーが設置される広告というふうになっております。バナーをクリックすると、会員の返礼品を見ることができまして、寄附予定者に対し効果的な露出が期待できるものと考えております。

○8番永野慶一郎議員 協力会の方たちがやる分の広告は納税の経費に含まれないということでよろしかったですね。なので、協力会の方たちも大分そうやってPRをしていただければ、本当に市にとってもありがたい話かなと思ってお聞きしておりましたので、ぜひ、行政も協力をしていただいて、枕崎のふるさと納税っていうのが、また全国に広まっていくような取組をしていただきたいと思います。

そして、このふるさと納税で最後にこの4番目の質問になりますけども、先ほどありました国の規制強化ということで、返礼品の経費が50%を超えないようにということで大分苦心されて今取り組んでいらっしゃると思うんですけども、この広告費っていうのはある程度でもお金を使わないと以前のようなっていうか、納税ってなかなか増えていかないと思いますが、先ほどありましたこの協力会とのタイアップでのPR等ごさいますが、本市においては、どのようなPRをしていくのかと。

例えばSNSを活用するとか、あまりSNSって枕崎のふるさと納税ってアップされているのを見かけることがないもんですから、そこら辺も活用しての広告とかどうなっているのかなと思ってお聞きするところごさいます。

○籠原正二企画調整課長 本市のふるさと納税の広告につきまして、その広告費につきましては、経費率50%以内という募集適正基準が定められておりますことから、寄附の状況を見ながら、効果的な広告について精査・検討いたしまして、予算を執行しているというところごさいます。

令和6年度につきましては約1,400万円を広告費として執行いたしまして、大手ポータルサイト内へのトップページ広告、検索連動広告などを実施いたしまして、これにつきましては高い運用実績となっております。

令和7年度につきましても、当初予算に寄附想定額の1%程度の1,600万円を計上いたしております。そして同様に、ポータルサイト内の検索連動広告等の効果的な広告を継続して行っていくというふうにしております。また、先ほども申し上げましたが、9月の駆け込み需要に合わせたポータルサイトのトップページ広告を行います。

これにつきましては、枕ふる協力会の広告とは別に、市でもやはり9月の駆け込み需要に合わせたポータルサイト内でのトップページ広告を行うなど、様々なPRを行う予定となっております。

さらに本年度、新規ポータルサイトを4サイト開設いたしまして、様々な方に見ていただくことで、寄附受付の間口を広げるということをいたします。

また、大手ポータルサイトであります、さとふる・楽天が9月に自治体PRイベントを東京で開催いたします。これにつきましては、来場予定者数が合計で2万5,000人となっております、来場者への返礼品の試食や販売等を通じまして、本市の認知度や返礼品の魅力を伝え、本市のファンを増やし寄附につなげていきたいというふうにごさいます。

ふるさと納税のPR戦略につきましては、経費率の制限を踏まえながらも、多種多様な広告媒体がある中で、委託事業者と情報交換を行いながら費用対効果を検証し、寄附額の増加と本市の

魅力発信につなげる効果的な手法を常に研究してまいりたいと思います。

御質問のSNSにつきましては、現在更新が停滞しているところではございます。どうしても寄附額を訴求していくための取組といたしましては、寄附者に対して直接的に、訴えかけるという手法を現在取らせていただいております。その優先度から、SNSは現在のところ更新が滞っているところではございますが、そういった一つ一つの広告媒体の役割をきちんと整理しながらですね、取り組んでまいりたいと思います。

○8番永野慶一郎議員 すみません、もう時間も大分押してきている中でごめんなさい。ちょっとこれPR活動のところなんですけども、今年に入ってから、結構お魚センターとか全国放送のテレビで取り上げられることが多くて、もちろんカツオの刺身とかそういったのが大々的に取り上げられていたんですけども、そういった中で、何かこのカツオの刺身はふるさと納税で買えますよとか、一言、そういった全国放送で何かPRできなかったのかなあって。幾つかあったんです、全国放送で。たしか春頃の時期だったと思うんですけども、何度か取り上げられたことがあって、あれただじゃないですか、広告費。何でやらないのかなあと思って見ておりました。せっかくうちの納税をPRする機会だったのにと、ちょっとしたそういったところの努力が本当に必要なんじゃないかなと、これも指摘させていただきます。

もうちょっとこう何ですかね、そういうところへアンテナを張って、せっかく全国版ですよ、県内の放送じゃなくて。今後、またそのような機会があったら、ぜひ可能であればPRしていただきたい。お願いをいたします。強く要望しておきます。

それからこの経費の件なんですけど、やはり今、委託をしているので委託費もある程度かかっていると思うんですが、これをこの市役所内で全て、この納税事業を行う前から議会でもいろいろそういった御意見もありましたけども、そういったのができれば、経費的にも大分削減されるんじゃないかなと思うんですが、そういったのまでお考えじゃないんですか。

○籠原正二企画調整課長 現在ふるさと納税の返礼事業の委託を行っている会社はさとふるという会社でございます。

この委託につきましては、さとふるが提供するサービスの一つとなっております。このサービスを利用しなくても、しても同じ手数料という形になっておりますので、実質的にはですね、そこに対して大きな負担がかかっているという形ではございません。ポータルサイトを利用するだけでもそれだけ経費が必要になってくるということでございます。

現実的に、全て国全体のふるさと納税のトレンドを把握しながら、最もよい広告の方法、そして売り方、そういった戦略を常に市のほうで情報収集を行いながらやっていくというのは、我々として少し現実的ではないのではないかなというふうに考えております。そのエキスパートを、やはり備えなければならないというふうに考えております。

現在、さとふるのほうと、担当職員と常に連携しながら行っておりますので、現在の体制を継続してまいりたいというふうに考えております。

○8番永野慶一郎議員 現実的に難しいということかもしれませんが、今、エキスパートという言葉が出ましたけども、そういったエキスパートを発掘するか、採用するか、そういった中で、だんだんだんだん伸びていけば、仕事のやりがいもあるんじゃないかなと思って、私はちょっとお尋ねをしたところではございました。そういったのも行く行くは、検討していただければと思います。

最後の質問になりますが、ちょっと時間の関係上、まとめて質問させていただきたいんですが。

公園遊具の更新を行ってきていますが、どのような基準で行っているのかということでございますが、利用頻度の低い公園もある中で、市民の方から本当に必要なのかというような声もお聞きいたしております。そういった中で、ちょっとまたモニターを見ていただきたいんですが。

[モニターに映像を映す]

○8番永野慶一郎議員 これは南九州市の川辺の諏訪運動公園に新しくできた公園の遊具でございます。

そして次が、まだグランドオープンはしておりませんが、これが今、南さつま市に建設中の公園でございます、プレオープンということで公園遊具のところは使えるようになっているようでございます。

この南さつま市の公園は、インクルーシブ公園ということで、障害のある子供たちも利用できる公園になっているようでございます。

私がなぜこの公園の遊具のお話をするかといいますと、以前から本市にこういった大型遊具がなくて、いろんな方から、遊ぶ所がないから孫と海浜公園に行ったとか、この間も先ほどの諏訪運動公園の写真、これ私が撮りに行ったんですが、その前に、今子供と川辺に来ていますって、子供たちが遊んでいる姿を私のところに知人から写真が送られてきまして、やっぱり枕崎の人がいますよというような声も聞いております。

市長の13日の行政報告の中でもありましたけども、子育て世帯の雇用とか、あと賃金のアップに頑張っていきますよというような発言がございましたが、やはり環境、子育てのしやすい環境をつくっていかないといけないのではないかなと思うんですが、本市には残念ながらまだ大型遊具がございません。

そういった点も踏まえまして、家族連れとか、子育てのしやすい環境を整えてもらいたいということで、こういった公園を整備するお考えはないのかをお尋ねいたします。

○神浦正純建設課長 現在、本市の遊具の整備状況については、老朽化に起因する事故を未然に防止し、安全安心に利用できるよう遊具の更新を最優先として、交付金事業を活用しながら計画的に実施しているところです。

現時点で全体の8割程度の更新が完了していますが、今後、更新を予定している残りの遊具についても、設置から40年以上経過しているものが多く、老朽化が進行していることから、まずは、これらの更新を優先して実施していくことになります。

お尋ねの大型遊具の設置についてですが、現時点において、具体的な計画はないところですが、遊具の更新事業が先ほど申しましたが8割程度完了していることも踏まえて、残りの更新の在り方や、活用可能な補助金、交付金事業の検討など、様々な角度から検討をしてみたいと考えています。

○8番永野慶一郎議員 もう時間前ですけども、ぜひ、火之神の養豚場跡地にこういった家族で集える場、お年寄りから子供まで楽しめるような場を設けていただけたらなと思ひまして、要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○眞茅弘美議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後1時13分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

通告に従ひまして、大枠5点から質問させていただきます。

私の前回の国民健康保険についての討論で、外国人の社会保障制度の違いを明確にし、社会保障の基本的な見直しを行うべきだと発言しました。

物価高騰の中、国民健康保険料が引き上げられ、さらに来年には保険料引上げが予定されています。

今回の法案で年収106万円の壁は撤廃される方針が示され、短時間労働者への社会保障適用が拡大されることが決まりました。厚生労働省は2026年10月をめどに、これまで適用対象外だった年収106万円未満の人も社会保障に加入できるようにする方針を固め、法案は参議院本会議で可決・成立しました。これにより、短時間労働者への社会保障の適用が広がり、賃金の条件106万円の壁は撤廃されます。

また、企業規模による制限も見直され、2027年10月から従業員50人以下の企業にも段階的に適用される予定です。

個人事業者の厚生年金適用範囲が拡大される方針で検討が進められており、これまで対象外だった業種でも、常時5人以上の従業員を雇用している場合は、将来的に加入対象となる可能性があります。

ただし、業種拡大に伴う経過措置が設けられているために、既存事業者については当面の間、新制度の適用が猶予される可能性があります。

これは急な変更による混乱を避けるための措置であり、事業者が新制度に適用するための準備期間を確保するものです。

最終的には新制度が適用され厚生年金の加入が必要となります。経済措置が終了する時点で新たな要件が適用されるため、事業者は準備を進める必要があります。

従業員数が少ない中小企業における年金加入者には、厚生年金の適用範囲を広げる点では有益ですが、企業側の負担が大きいという点もあります。そのため、中小企業の負担を軽減しつつ、人材確保の公平性を維持することが重要となります。具体的には企業への支援策の強化や負担軽減のための政策検討が求められます。

高齢者への支援策としては、支給停止基準額引上げをする方針を固めました。これは、人手不足の解消を目的として、高齢者がより働きやすくなるよう後押しをする狙いがあります。

さらにiDeCo（イデコ）、個人型確定拠出年金は、公的年金とは別に自分で積み立てる年金制度です。より多くの人々がiDeCoに加入できるようになることを期待されています。

簡単に言えば、老後の資金は年金とは別に、自分で貯金しなさいということです。なら、老後の年金は最初から自分で支払った分だけ確実に受け取れる、このような仕組みであれば様々な問題は起こらなかったかもしれません。

また、数年後に約2,000万人とされている就職氷河期世代が退職する時代が訪れます。この世代は非正規雇用の割合が高く、国民年金の加入者が多いため、十分な基礎年金を受け取れない人が増えることが予測されます。

その結果、生活保護の受給者が増加し、その財源は現役世代が負担することになります。しかし、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担がますます重くなり、社会全体の厳しさが増していきます。

この問題に対応するには、未来を見据えた年金改革をすることが必要です。就職氷河期世代は、政府の対応が不十分だったために厳しい状況に置かれた世代であると感じています。国は、選挙対策ではなく国民の生活を支える政策を実現していただきたいと強く願います。

iDeCo（イデコ）、個人型確定拠出年金に関する改正ではどのような変更が予定されていますか。

また、前田市長は年金改革に対してどのような考えを持ち、市政の発展のためにどのような提案をされる予定か、具体的な施策や方針についてお考えをお聞かせください。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 年金制度については国がその方針を定め、運用を行ってくるというものであるため、市として何か具体的な施策や方針を定めるということはないわけですが、年金制度の在り方、運用については、市民生活に直結する重要なものでありますので、先般13日に国会で議決されました今回の年金制度改正法案につきましては大きな関心を持っております。

今回の改正法案の趣旨について厚生労働省が公表しているところによりますと、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被保険者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げなどの措置を講ずる」とあります。

この改正の趣旨を見ますと、これまで以上に年金という仕組みを、より個人に集約する方向に改正しようという意図が見られるのではないのでしょうか。そのことを反映するように、厚生労働省の言葉の中にもありますが、現在の我が国の社会経済状況の変化を踏まえて、女性の社会進出の状況、高齢者の労働機会の創出、家族の在り方の変化など、ここでも多様性に対応するという向きの改正案と言えるのではないかと感じているところです。

そもそも年金制度とは、本来は国民がそれぞれ納めた保険料を65歳から年金として受け取るという仕組みであり、そういう意味ではシンプルな制度なわけですが、我が国の年金制度は積立方式ではなく、現在の年金支給のために必要な財源をその時々保険料収入で賄っていくという賦課方式でありまして、その財源の確保に関しましては、現役世代の人口あるいは所得の状況等によって影響を受ける仕組みであるがゆえに、経済問題をはじめとした様々な課題が将来にわたって存在する、というのが置かれている状況だと認識しています。

今回の改正法案の中でも、その財源に関しまして、基礎年金の将来的な底上げが今回の改正法の附則に掲げられ、昨年2024年の財政検証の結果、不足する基礎年金の給付水準を底上げするために、その不足分を比較的余裕がある厚生年金から繰り入れるといった案が検討され、サラリーマン層を中心に批判が噴出するなど、今回、国会内でも議論が深まらないままに進められている印象を持っているところです。

議員が冒頭に述べられました年収106万円の壁の撤廃であるとか、あるいは従業員5人以上の個人事業所の適用業種の拡大などは、本市の事業者にとっても様々な影響が及ぶ課題でございますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

i D e C o（イデコ）についても御質問がございましたので、担当課長がこちらのほうは答弁いたします。

○奥山博史市民生活課長 i D e C o（イデコ）とは、個人型確定拠出年金制度のことですが、国民年金や厚生年金などの公的年金に加えて、自分で掛金を積み立て、運用することで老後の資金を準備する私的年金制度であります。

公的年金とは異なり、加入は任意で、加入の申込み、掛金の拠出、掛金の運用の全てを御自身で行い、掛金とその運用益との合計額を元に給付を受け取ることができるものです。運用成績に応じて将来の受取額が変わるという特徴があります。

今回の改正の内容としましては、加入可能年齢の上限を65歳未満から70歳未満へ引き上げるものとなっております。

○10番平田るり子議員 2026年4月から、在職老齢年金の支給基準額が50万円から62万円へと引き上げられる予定です。例えば、月収50万円の人の場合、現在の制度では年金が減額されるものの、新制度では減額される金額が少なくなるため、手取り収入が増えるという理解でよろしいでしょうか。また、改正の目的として、市民にはどのような影響があるかを教えてください。

○奥山博史市民生活課長 まず、在職老齢年金制度とは、高齢者が現役並みの収入がある場合に年金制度の支え手に回ってもらうという観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準額を超える場合に老齢厚生年金の支給を減らす仕組みであります。

今回の改正は、働く高齢者が社会にとってますます重要となっていく中で、在職老齢年金の支給停止基準額を引き上げることにより、高齢者が働きながら、より年金を受給しやすい制度にするものであり、働き続けたいと考える高齢者の活躍の場と、さらに人材確保という観点に対応するものです。

市民への影響としましては、年金を受給しながら働く高齢の方が、保険料の負担に応じた本来の年金を受給しやすくなることにより、年金の減額を意識せず、より多く働くことができるようになり、より希望に応じて働くことができる効果があります。

また月収50万円を超えていた高齢者につきましては、限度額が62万円に引き上げられることであり、手取り額が増えるということになります。

○10番平田るり子議員 今後、この在職老齢年金の支給停止基準額というのは、これからまだ引き上げられるという期待感とかっていうのはないでしょうか。

○奥山博史市民生活課長 今後、在職老齢年金の支給停止基準額引上げは期待できるのでしょうかということですが、厚労省の社会保障審議会年金部会の中で、さらに引き上げられる案も検討され、制度そのものの廃止も一つの選択肢として議論されているようです。

○10番平田るり子議員 国民年金に対する国民の方のイメージというのを考えてみると、自分で納めた金額をそのまま受け取れるとは思っていないという意識があるために、決して評価が高いとは言えません。また、国民年金を納めずに生活保護を受けたほうが得なのではないかという意識が広がっています。

ある参議院議員のSNSでは、投稿直後に瞬く間に795万回表示され、10万以上の賛同を得るなど、ネット上でも関心の高い話題です。私自身もこういった話は市民の方からよく聞かれます。

その背景には、依然として続く物価高騰に加え、日本の複雑で過重な税制への不満、日本の税金は、物によっては二重にも三重にもかかっています。その上にまた消費税、こういった日本の複雑で過重な税制への不満や社会保障制度の行き詰まり、まさに国会で議論されています社会保障の行き詰まりがあると思います。

本来、年金の支払いは国民の義務であり、困窮する人々を皆で支える意識は日本人にはもともと根づいています。しかし、国民全体の生活が厳しくなれば、こういった不満が現れるのは自然なことです。

国民年金は、基礎年金と厚生年金の二階建てになっています。厚生労働省が去年行った試算で、基礎年金が今後30年でおおよそ3割減少する見込みであると判明しました。

厚生年金の積立てを使って、先ほど市長からもありました基礎年金の給付を引き上げる案は、過去にも厚生年金の目的外使用として批判された経緯があります。今回も同様の法案が再び議論されていましたが、この国庫負担としては、年間1兆円から2兆円の追加財源が将来的に必要な見込みです。その財源をどう確保するかはまだ明らかになっておらず、政府は今後、4年後の財政検証の結果を踏まえ、改めて検討する方針です。また先送りにするということです。

日本の公的年金は、賦課方式を採用しており、現役世代が受給者を支える仕組みです。しかし、少子高齢化で負担が増え、制度の持続性が課題となっています。

大きな課題にもかかわらず、5年ごとの改正が選挙対策として行われている限り、制度の矛盾は積み重なり、国民の納得を得ることは難しいでしょう。

今回の改正を大改革しなければ、今後5年間また同じような状況が続きます。先ほどの年金を

支払わずに生活保護を受給した方が得という考えと、もちろん年金の支払いというのは、国民の義務であります。

生活保護と年金制度は似て非なる制度でありながら、よく比較されます。そもそも基礎年金である国民年金はどのような目的で始まったのでしょうか、教えてください。

○奥山博史市民生活課長 基礎年金である国民年金は、社会全体で高齢者等の生活を支える制度であり、日本において、全ての国民が老後に最低限の生活を保障されることを目的として設けられた制度です。高齢になり働けなくなった方々が、生活に困窮しないように最低限の所得を保障することが主な目的であります。

老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金も含まれており、人生の様々なリスクに備える制度となっているところです。

○10番平田るり子議員 国民年金、厚生年金制度がありますが、全ての方に共通する老齢基礎年金を受け取るためには、最低でも10年間の保険料納付期間が必要です。

この期間に一時的に免除や納付猶予が適用された場合、その期間も年金受給資格期間として扱われるのでしょうか。また、長い間にわたる物価高騰の影響により、一時的に支払い困窮となった方々に対する具体的な対策方法を教えてください。

○奥山博史市民生活課長 免除や納付猶予につきましては、年金受給資格期間として扱われることとなります。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、老齢基礎年金の年金額に反映されますが、納付猶予につきましては、受給資格期間には入りませんが、老齢基礎年金の額には反映されません。

また、物価高騰や収入の減少などで国民年金保険料の支払いが困難となった場合につきましては、支払額の免除や納付猶予特例制度を利用できます。ただし、申請しなければ免除、猶予は受けられません。申請時点から2年1か月前までの期間が申請できます。

本市の場合は、申請や相談先は、日本年金機構鹿児島南年金事務所、または枕崎市役所国民年金係が窓口となります。

○10番平田るり子議員 ここについては申請が必要ということですね、ありがとうございます。次に、生活保護制度について伺いたします。

ここで、皆様も知っているようで知らない、生活保護法によって定められた生活保護と外国人の生活保護に関してどのように規定されているかについて教えてください。

○平塚孝三福祉課長 生活保護は、生活保護法第1条で「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、第3条には「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定められております。

生活保護を受けるためには、世帯収入が最低生活費に満たないこと。病気などやむを得ない状況が原因で働けないこと。身内に経済的援助をしてくれる人がいないこと。生活保護以外の公的支援が受けられないこと。資産を持っていないことが原則となります。

現時点で、世帯収入が最低生活費未満だったとしても、家族の中で働ける人がいる場合、原則として認められませんし、病気や障害が原因で、働きたくても働けないことが条件となります。単に仕事が見つからないから働けない、働きたくないという事情では受給対象とはなりません。

また、生活保護を申請する人が高齢の親で、近隣に親を経済的に援助できる子供や親族がいる場合は、まずは身内からの経済的な支援が優先され、親族などから支援してもらって、安定した生活を送れる方も受給対象にはなりません。

国の支援の中には生活保護以外にも様々な公的支援があります。生活保護は、あくまでも最低

限の生活を送るための最終手段とされておりますので、老齢年金、障害者年金、失業保険や労災保険などの公的支援で生活が送れる場合も受給対象となりません。

なお、車やローンの残高があり処分したほうが優位な持家などを所有している場合、まずは生活保護を申請する前に資産を売却して現金化することを求めることとなります。

次に外国人の生活保護につきましては、先ほども説明しましたが、生活保護法第1条で「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定されておまして、日本国民を対象とした制度となっております。

規定上は、外国人は法の適用とはなっておりませんが、昭和29年の旧厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」により、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の取扱いに準ずる保護を行うこととされております。

なお、対象となる外国人は適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する外国人であります。

○10番平田るり子議員 日本の国民同士で支え合うというこのすばらしい制度について、日本人はしっかりと理解しています、生活保護についてはですね。生活保護者への風当たりの原因は、景気低迷と外国人生活保護、また生活保護の対象となる外国人の増加です。

先ほどの繰り返しになりますが、生活保護法では、生活保護は日本国民のものであると最高裁で判決が出されているにもかかわらず、昭和29年5月8日、旧厚生省の社会局長が通達した自治体サービスの一環として、当分の間、あくまでも期間限定の措置として始められた外国人生活保護が、いまだ70年間も続いています。

外国人については、不正受給の調査が困難であることから自治体の事務負担が大きいとも指摘されています。

国会答弁で、このような外国人生活保護は、そもそもそれぞれの自治体が外国人に支給することをしなければ、外国人生活保護の問題は存在していませんでした。

外国人生活保護の支給は、令和4年度で560億円に上る一方、年間1,200億円という試算も出ているということは、これも国会答弁で述べられております。

日本国民の生活保護受給者は、減少傾向にあります。にもかかわらず、世帯主が外国人である生活保護世帯は増加傾向にあり、国の政策で増え続ける在留外国人の生活保護受給については、どこまで適用するのかが大きな課題となっております。

この問題については国会で議論し、よく国会の理解を得た上で法改正が必要であるとされ、少なくとも昭和29年の厚生省通達を廃止すべきだと国会答弁がなされています。

ここで、日本におけるこの外国人の生活保護受給者の具体的な数字、そして状況をお示しく下さい。

○平塚孝三福祉課長 全国の状況につきましては、政府統計令和5年度被保護者調査の令和5年7月現在の確定値によりますと、世帯主の国籍別に見た世帯主が外国籍の被保護者世帯数は、総数4万5,973世帯で、韓国または朝鮮は2万7,991世帯で全体の60.9%を占め、中国が6,188世帯、フィリピンが5,163世帯、ブラジルが2,018世帯、ブラジル以外の中南米が1,215世帯、ベトナムが617世帯、アメリカ合衆国が201世帯、カンボジアが85世帯、その他は2,495世帯となっております。

○10番平田るり子議員 韓国、朝鮮、中国は、戦後の歴史的背景があります。高齢者の方々は、自立が難しいと考えられますが、ここは自然に減少していきます。

このような減少傾向が見られるものの、依然として懸念されているのは、母子家庭の割合が高い点や、外国人の年金脱退一時金制度の影響により、これから外国人の生活保護受給者が増加する可能性が指摘されている点です。また、日本政府は、居住実態のない外国人の把握が不十分なまま、国民健康保険に3か月以上居住する外国人を加入可能としています。

その結果、一時帰国した外国人でも、高額医療制度を利用できるため、この制度の濫用が今指摘されています。財政圧迫の懸念を防ぐために、加入後すぐにこの制度改正が設定がされないような改正が必要です。

このような問題や政府の外国人労働者受入れ政策や移民政策により、日本への移住者が増加し、各地でいろんな問題が引き起こされています。この地上波ではほとんど生じないものの、国の存続に関わる重大な問題として国会でこれはかなり議論されています。

日本政府が外国人との共生に関する課題をですね、曖昧にしたままでは、日本の国益、文化や私たちの日々の生活に影響を及ぼし、社会的対立の要因となる可能性があります。海外では、あまりにも無策な移民政策をとった国の首相が、多文化共生は完全に敗北した。失敗であったと述べています。

枕崎の技能実習生の方たちや外国人観光客、正規の手続で来日した外国人にとっては不利益となる場合があります、外国人のイメージ悪化につながるおそれも指摘されています。

今、消費税廃止が議論されている中、社会保障の財源が課題となっています。選挙が終われば増税になるかもしれません。

増税検討の前に、まずはこのようなこの既存の支出の無駄を削減することを優先すべきです。市の財源にも影響を及ぼすこの生活保護の生活扶助基準額の算定方法について教えてください。

○平塚孝三福祉課長 最低生活費は、健康で文化的な生活を営むのにどの程度費用を要するか、その最低生活需要の測定を意味しております。

この需要の策定方法は、厚生労働省が定める保護の基準によって算定いたしますが、被保護者からの申請、申告、調査等によって確認された事実関係を当てはめることにより、個々の世帯の最低生活費が測定されることとなります。

保護の基準は、家賃、物価の違いから、住んでいる地域により生活水準が異なることから、6つの級地に分類されております。

生活扶助基準は、同居家族それぞれの年齢別基準及び世帯人数の基準で算定することとなります。

年齢別の個人単位の食費や被服費等に相当する基準額を世帯人員で合計し、人員による逓減率を乗じ、世帯人数別の電気代、水道代などの光熱水費等に相当する世帯共通的な基準額を加算して算定することとなります。

この算定方法で算定した東京23区と本市の生活扶助基準額の月額、65歳ひとり暮らしの場合で比較すると、東京23区の場合7万4,250円、本市の場合6万8,670円と試算されます。

個々の世帯の最低生活費は、基本的な支給部分の生活扶助費のほか、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の扶助を合計したものととなります。

基本的には、その最低生活費の金額分が生活保護費として支給されますが、収入があれば最低生活費の基準額から収入額を差し引いた額が生活保護費として支給されます。

例えば、最低生活費が8万円と算定された場合、アルバイト収入が3万円あると、収入に対する基礎控除1万6,400円を控除した1万3,600円程度が収入として認定されまして、実際に支給されるのは、差引き6万6,400円程度となります。

○10番平田るり子議員 国民年金の満期額を令和7年度で考えると、40年間納付した場合、年金受給額は83万1,700円、月額にすると6万9,308円となります。

一方で、生活保護費は世帯によって異なりますが、例えば40歳単身の場合で6万9,080円、この数字を比較すると、年金を納めずに生活保護を受けた方のほうが経済的に有利なのではないかという疑問が生じます。しかし、制度の前提が異なり、年金支給は原則65歳以上で要件を満たせば一生継続く仕組みであることを考慮する必要があります。

これに対し、生活保護は、社会のセーフティーネットワークでありながら、そもそも似て非なる制度にもかかわらず比較されるのが、これは現実です。

現実的な生活から考えたときに、年金生活者の方と生活保護者の方はあまり変わらない金額とはいえ、一方では、いろいろなことが免除され、一方では手元から出さなければならない。それぞれ異なる制度ではございますが、日本人が日本人同士支え合うというこのすばらしい仕組みが、年金支給金額と生活保護支給金額の差の問題として、この矛先がすり替えられるのはとても悲しいことです。

生活保護は、日本国民が安心して暮らし、社会全体で支え合い自立を支援する制度です。困ったときには相談し、必要に応じて活用しながら生活を立て直していきましょう。安心して毎日の生活を積み重ねていくことが大切です。

本市で生活に困窮した際、生活保護の申請を検討する場合、申請に関する案内を受けられるウェブサイトや相談窓口の情報はどこで確認できますでしょうか。

○平塚孝三福祉課長 厚生労働省、各市町村のホームページ等で確認できますが、本市における生活保護の申請につきましては、福祉課援護係が窓口となっております。

生活保護を申請するに当たっては、原則として保護を受けようとする理由、資産及び収入の状況、その他保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書を福祉事務所に提出していただく必要があります。

生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を受けるためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切でありますので、直接御相談いただくようお願いいたします。

○10番平田るり子議員 この生活保護に関しては、単に生活保護を申請したからといって、幾らもらえるという単純なものではなく、いろんな細かい試算をして支給されるというところを私たちはやはり少し勘違いしているのかなというところもありました。ありがとうございます。

一見ですね、私が今、質問しているのは国の話で枕崎に関係があるのかと思われる方もおいではないかと思いますが、日本国民の皆様が納めた税金です。制度の矛盾により生活に影響や不安が出ているのは、現在事実です。国の政策によって私たちの生活は左右されます。政策を間違えると国民は困窮します。市の政策も一緒です。市の政策を間違えると町は消滅します。

先ほどのように、1つの自治体の協力があれば、外国人生活保護の問題も適切に対応することが可能です。たとえ規模の小さい自治体であっても、社会に影響を及ぼす重大な課題については、積極的に声を上げる必要があります。

そのために、枕崎市議会では、これらの課題に対して真剣な議論を重ね、国へ具体的な要望を積極的に行っていきたいと思っております。

政府が外国人優先の教育費、生活保護費を推進することで、日本国民の子供や国民全体の支援が後回しになっているという懸念が広がっています。外国人が優遇され、私たちは守ってもらえないという思いを抱いた人たちが、どうしてこの日本のために、将来この日本を支えていこうかなどと思うのでしょうか。これは市も当てはまります。

このような状況が国民感情の不信感につながっていることは看過できず、社会の公平性をどのように確保するのが大きな課題となっています。

次の質問ですが、年収の壁について、今回の改正により、所得税の課税最低ラインが引き上げ

られることが決定いたしました。非課税基準額がどう変わるのかについて質問いたします。

まず、この住民税というのは地域社会の公共サービスなどの費用を賄うために地域に住む人たちが負担する税金でございます。住民税は、均等割と所得割の2つで構成されています。

均等割は、前年に一定の所得がある方全員が一律に負担する税金です。所得割は個人の所得に応じて金額が決まる税金です。

住民税非課税世帯、これよく聞きますが、この住民税非課税世帯というのは、所得の合計に応じて決まりますので、先ほどの均等割・所得割も両方かからないのが住民税非課税世帯になります。

年収の壁が変わると、今後、この非課税世帯の基準というのはどのような影響があるかを教えてください。

○福永賢一税務課長 基本的に所得が38万円を超えると住民税均等割が課税されますが、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

令和7年度住民税においては、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親以外の方で給与収入のみで扶養者がいない場合、93万円以下の方は、住民税均等割非課税となりますが、これが令和8年度からは103万円以下の方が住民税均等割非課税というふうになります。

○10番平田るり子議員 給付所得控除額が10万円上がったことで非課税世帯の基準額も10万円上がるという理解でよろしいでしょうか。

○福永賢一税務課長 はい、そのような理解でよろしいかと思います。

○10番平田るり子議員 給与収入から給与所得控除額65万円を差し引いた後、単身者の場合、給与所得が45万円以下であれば、翌年の住民税が課税されない可能性があります。

これまでこの低所得者には一律3万円の給付と子ども加算が適用されていました。しかし、住民税が課税されると、給付対象外となるために、これをもらえるかももらえないかの差は家計に非常に大きな影響を与えます。

もう一つですね、今回決定された年金改正法案には、遺族厚生年金の見直しが含まれており、大幅な縮小が決定されていました。これまで会社員、公務員が亡くなった際、この遺族には遺族厚生年金が支給され、条件によっては生涯受け取ることが可能でした。

しかし、今回の改正で受給期間は5年間に縮小されました。今までもらっていた方は変更はありません。

この改正では、男女の格差を解消し、社会経済の変化、主に男性が家計を支えていた時代につくられた政策に対応するための措置とされています。こういったことはね、どんどん決まるんです、早いです。

女性にとってはですね、大変厳しい状況になると思いますが、男女平等が叫ばれているこの時代においては、男女の格差解消といわれれば仕方のないことだと納得するしかありません。男女平等というのは、こういったことです。

次に、給食費無償化について伺います。

2026年から国の給食費無償化が始まる予定です。暗いニュースが続く中ですね、多くの家庭にとって希望の持てる朗報です。しかし、物価の上昇そして賃金の伸び悩みにより、家計の負担は依然として重い状況が続きます。

厳しい状況を考慮し、たとえ数か月の短い間であっても、無償化の早期実現を御検討いただけますよう、市長よろしく願い申し上げます。

給食は子供たちの健やかな成長を支える重要な要素であり、一時的な措置であっても、経済的負担の軽減は多くの家庭にとって大きな支えとなります。

子供たちの給食費無償化については、市長の思いはこれまで何度も熱く語っていただき、お聞

きました。実施するかどうかについて、ずばりここではお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○前田祝成市長 本年2月に自民党、公明党と日本維新の会の3党間で合意文書が交わされ、その中にある給食無償化の内容につきまして、まずは小学校を念頭に地方の実情などを踏まえ、令和8年度に実現すること、その上で中学校への拡大も、できる限り速やかに実現するというところで合意に至ったことは承知しております。

これまでも、給食無償化の考えにつきましては、一般質問等で取り上げられ答弁してまいりましたが、現在でも私の無償化に対する考えは変わりございません。

よって、国が給食無償化を実現するまでの間の一時的措置として、本市の独自の給食無償化に取り組むことも考えておりません。

○10番平田るり子議員 考えていないということで、残念です。

次にですね、自治体の交流についてお伺いいたします。

自治体の交流については、南あわじ市、三島村についてお伺いいたします。

これまで南あわじ市との交流が進展してきた中で、枕崎の物産の販売拡大を目的として、銀座三越フェアの開催について御相談いたします。

J Aあわじ島とJ A南さつまの協力により、枕崎市と南あわじ市の物産をテーマとしたフェア開催が提案されています。

今、速やかに実施の可否を決定する必要があります。本フェアは、枕崎の物産を全国、海外まで広く紹介する重要な機会であり、特にカツオ、お茶の販売促進にもつながる重要なイベントとなります。成功すれば、今後、持続的な展開が期待できる一方、紹介の機会を逃すことで、今後の開催はない可能性があります。

銀座三越フェアを実施するかどうか、大きなチャンスを生かすべきかどうか、御意見をお聞かせください。

○沖園信也農政課長 南あわじ市との産業交流につきましては、今年度も、昨年度と同様にお互いの市において物産展を開催する方向で進めているところでございます。

さらに、本市の新たな取組といたしまして、J A南さつまの協力をいただきながら、南あわじ産の物産品の販売が本市でできないかなど情報交換を行っているところです。

お尋ねの件につきましては、現在のところ情報はいただいております。

○10番平田るり子議員 この情報あります。つかみに行ってください。

ぜひ枕崎のためにですね、御尽力いただけるようよろしくお願いいたします。

南あわじ市についてはですね、以前も両市間協定の締結がお願いされ、市長の答弁で前向きに検討しますと言われてから、かれこれ6年。これからまだ7年も8年もかかるのでしょうか。ということは、次のフェリーみしまについての市長の私のタイミングというのは何年かかるのでしょうか。だとすると、前向きに検討しますと同じであれば、これから市長に2期は市長をしていただければなりませんが、南あわじ市との協定締結に市長、両市間の提携締結についてはしっかりと今の就任中にですね、お答えを出していただきたいと思います。

フェリーみしまについては、以前、枕崎市と三島村の災害協定を提案しましたが、市長の答弁で、鹿児島県及び県内43市町村で提携している災害相互応援協定があるため、新たな提携を結ぶ必要はないという回答がありました。

しかし、枕崎は鹿児島よりも三島に近く、災害には迅速な対応が求められる場合もあります。今、海外の紛争が逼迫している中で、頻繁している中で、この日本にもいつこういったものが降りかかってくるかも分かりません。こういった後方支援の必要性も考慮すると、個別協定の意義は十分にあると考えますが、このような状況を踏まえると、枕崎市が三島との災害協定を結ばな

い判断は単なる行政効率の問題ではなく、市長がフェリーみしまの枕崎港寄港を避け、三島村と交流を持たないという意思表示と受け取るべきなのでしょうか。

○前田祝成市長 まず、南あわじ市との関係についてちょっとお話をいたします。

先ほど議員の質問の中で、協定を結ぶ・結ばないというお話があったような内容でしたけれども、南あわじ市の守本市長との間で、先般、全国市長会がございましたが、そのときにじっくり話をさせていただきました。

基本的にはですね、昨年の本市と南あわじ市との産業交流について、お互いが非常に評価をしているということで共通認識を持ったところです。

そして、災害協定につきましても、今後、担当部署同士で協議をしまして、できるだけ早く結ぶということですね、先にお話しをしておりますので、その件については報告させていただきたいと思います。

三島の件ですけれども、今年の3月議会の答弁のことだというふうに思いますが、当然、三島村が様々被災した場合、県及び県内43市町村で締結している災害時相互応援協定、これによってですね、当然必要な支援を行う考えでございます。できる限りの応援を行う考えであります。

フェリーみしまの寄港を避けるとか、三島村との交流を持たないとかという言葉がありましたが、そういうことはないということですね、この協定に関しましては、協定というか、災害の応援に関しましてはですね、そこは全く別の関係のものであるというふうに考えておりますので、そのあたりは御理解いただければというふうに思います。

○10番平田るり子議員 この三島フェリーに関しては、災害協定に関してはそういうことはない。ただ、この寄港に対しては、まだお答えは出ていないという理解でよろしいのでしょうか。

また、あと南あわじ市の、銀座三越フェアは、これはもう提案されております。市長も後押しのほうをぜひよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 1時間よろしくお願いいたします。

デフレからの脱却を目指す中、生活全般で物価高騰に転じ、結果として主食米まで影響が及んでいます。米高騰は、昨年の猛暑による収穫量の減少、経済事情や社会事象による国民の行動も影響していますが、減反政策の見通しの甘さではないかと思っております。こうした中で、本市農業について、地域計画が策定され、公告されているそうです。

質問いたします。地域計画を定めることになっているが、どうなっているのかを質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速することが喫緊の課題であり、その課題解決のために、人・農地プランを法定化し、地域の話合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画を定めることとなりました。

また、地域計画の実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、令和4年に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が改正され、令和5年4月から施行されました。

本市におきましては、令和5年度から6年度にかけて農業関係機関の協力の下それぞれの地域等で話し合いを重ね、地域計画を令和7年3月10日に定めているところでございます。

以前の人・農地プランとの差異につきまして、また担当課長のほうから答弁させます。

○沖園信也農政課長 本市では、これまでの人・農地プランを金山・桜山地区、枕崎地区、別府地区及び立神地区の4地区で作成していました。

今回の地域計画の策定に当たり、これまでの人・農地プランを基礎とし、それぞれの地域で話し合い活動を重ねました。農業者の集まりである作物部会や協議会、また、地域の皆さんの集まりである自治公民館や環境保全会の会議等に参加させていただき、現在の農地の一筆ごとの耕作者区分を色分けした地図を示した上で様々な意見をお伺いいたしました。

また、農業委員等の協力により農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図を作成し、地域計画を策定したところであります。

計画の内容の差異につきましては、人・農地プランを現在の地域の課題を踏まえ見直した形になっておりますので、大きな変化は少ないところですが、地域の特色を生かせるような将来の在り方といたしました。

やはり大きな違いは、10年後の地域の農地利用の状況を示す目標地図ですので、計画の取組については目標地図の達成に向けて毎年度、整理・検証を行い、農地の集積・集約化が進むように努力してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 市長の今答弁でも5年から6年にかけて、その話はいろいろ農業委員会等その中で決まったということですけど、私がまず最初に伺いたいのは、この地域計画なるものを市民の中でもほとんど分かっているのか。やっぱりニュース等に興味のある方は新聞等にも出て知っていると思うんですけど、うちの地域計画、それはいつ公告されているんですかね、その1点をまず伺っておきます。

○沖園信也農政課長 先ほど、市長の答弁の中にもございましたが、今年の令和7年3月10日に定めて公告を行ったところであります。

○9番禰占通男議員 公告だけですかね、掲示板には。

○沖園信也農政課長 地域計画に係る公告につきましては、国が示す策定マニュアルに沿って計画を策定する経緯や話し合いの場の公表等を含め、本市ホームページに掲載しているところです。

また、関係機関には計画を送付し、地域の農業関係者で組織する農林技術協会においては配付し、現在その計画に向けて取り組んでいるところです。

○9番禰占通男議員 今課長がおっしゃられたマニュアルなるものには、今課長が答弁されたようにインターネット、掲示板広告、もう一つその中に広報とあるんじゃないですか、広報。皆さんがいつも言っている市報であれ、お知らせ版だと私は理解しているんですけど。それについての市民への周知というのはどうなんですか。

○沖園信也農政課長 公告しました地域計画につきましては、いつでも縦覧が可能な状況となっております。また、インターネットのほうにも、全ての目標地図まで掲載をしてあるところです。

農家の方々につきましては、適切な場所、機会を見て示していきたいと考えており、今のところ、広報紙等でのお知らせ自体は考えてないところです。

○9番禰占通男議員 枕崎の計画、そういうものをいつも私が議員になってからずっとこの議場で、私もほかの人もおっしゃっているんですけど、そのインターネットを誰が見るのと、何人や

っているのと。

自分に興味ある方は、ページを開いて見るんだろうけど、いろんな資料も出してくれております、枕崎のものにつきましてはね。この地域計画の変更する前のもまだ掲載されております。

それで、私も情報としてですね、現在ここにも持ってきているんですけど、一番最初の答弁で、あまり大きく変わっているところはないような答弁ですけど、目標地図ができた、それを策定してそれに沿っていくということなんでしょうけど、そういうことを、農業に関係ない人も私は知るべきだと思いますよね。

私が冒頭、趣旨で言いましたように、やはり今この農業というのは、相当、皆さんが関心を持つんじゃないですか、今後、主食についてですね。日本が唯一、確保できる食料の主食米ですよ。これだけはもう100%頑張れば生産できる、収穫できる。そう関係者もおっしゃっていますから。

そこは市報なりお知らせ版にも1行でもいいですから、私は知らせてほしい。そうしないと、土地を持っていて、何のために人に貸さないといけないのかということになると思いますよ。ですから、次の質問にいきながら、そこら辺も関係あれば質問していきたいと思います。

それで2番目の質問になるんですけど、地域農業の維持、発展についてですね、今度この枕崎市の地域計画が、どのように影響を与えるのかということで地域での話合いによって、地域計画を定めたとなっていますけど、今後進捗するであろうその地域計画の中身については、まず、どのように取り組んでいくんですか。

○沖園信也農政課長 今回の地域計画につきましては、先ほどから申しておりますとおり目標地図を定めております。

これは担い手となる方々への集約、集積といったものを目指すための10年後の農地の利用を目指した地図として位置づけられているわけなんですけど、そこに向けてですね、国のほうのマニュアルのほうにもございますが、毎年見直しをするというような形になっておりますので、利用されなくなった、また離農された農家の農地、そういったものが、担い手の方々または新規に就農される方々、そういった方々への利用につながっていった集約化されていくというような形で取り組んでいきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 担い手という言葉も出てきましたけど、今後この担い手はどうなるんですかね、全体的に今のこの農業という可能性に対して本市の部分で担い手の考えというのは。

○沖園信也農政課長 地域計画にも記載してございますが、まずは認定農業者や認定新規就農者、農業参入を目指す企業が、この計画の農地利用の前提となりますが、現在、農福連携が注目を集めておりますので、社会福祉法人や住宅地に近い市街地周辺の圃場では、家庭菜園的な利用を望む地域住民の利用も視野に入れながら、農地の利用を図っていききたいと考えております。

こういった方々が農地を担いながら、農地の有効利用が図られていけばと考えているところで。

○9番禰占通男議員 あと次の質問ですけど、課長もおっしゃったように農地バンク等を利用した集約的な農業ということになると思うんですけど、農地バンクなんかを通して借りた場合ですよ、今、説明資料なんかもダウンロードしてみると、受け手問題の賃貸料ですね、借りる料金、それについてのうちの農地バンクとしての取組というのはどうなるんですか。

○沖園信也農政課長 今回の改正基盤法により、農地の貸し借りは全て農地バンクを通して行うこととなりました。賃料のそういったものにつきましても全て農地バンクのほうで、徴収であったり、支払いのほうであったり、そういった部分は、農地バンクのほうでやっていくというような形になります。

○9番禰占通男議員 農地バンクのほうでするのはいいですけど、全国的なものなんだろうけど、借り手が払わない部分もあるみたいで、それを農地バンクが立て替えなきゃいけないわけだし

よう。どうなんでしょうか。

○**沖園信也農政課長** ただいま質問者からあったとおりの形態にはなっていくのではないかと考えております。ただし、これまでも農地バンクを利用した形での賃貸というのがございまして、やはり未払いというわけではないんですけども、バンクのほうにお支払いする時期がずれてしまったりというようなケースがございました。その際には、市町村と連携を取りながら、その方にお支払いのほうをお願いしたり、そういうような協力関係を持って最終的には回収できるような形とするような方向になっていくと、これまでもそうでしたけども、そのような形になろうかと思えます。

○**9 番 瀬 占 通 男 議 員** これについては、県の方針も出てはいないんですか。私はどこかで見たような気がするんですけど。

○**沖園信也農政課長** 現段階で、私のほうでもそういった市、県のほうの方針的なものは確認ができてないところです。

○**9 番 瀬 占 通 男 議 員** 実際、賃料を払わなかった場合、そのままほったらかして次の年まで越してまた耕作できるかということそうでもないみたいですよ。1年でもう契約が切れるような感じになって。だから、農地バンクが立て替えた分の回収は、農地バンクがすると。

そうすると、この回収に相当経費がかかるみたいと、そういうことを私は資料で一応見たんですけどね。

いずれにしても、地域計画を定めてその中で目標地図をつくってもらって、その農地の保全、活用、そういう中で、一番の問題となるのが、朝も出ました有害鳥獣とか、ITで利用できる農地の拡大とかそこら辺が今後枕崎市もネックになると思うんですけど。

そういった場合、基盤整備の再利用化、再開発化。そうしないと本市の農地の状態というのは県内でも最下位ぐらいの農地だと私は思うんですよ、枕崎市は。別府地区はある程度、1枚1枚の反別というか、平米数が広いですけど。

先ほどありましたように、別府を除いて、特にうちの枕崎地区の農地なんてもう本当に段々畑だらけで大型化するというのもまた無理な話で。

それと先ほど午前中もありました有害鳥獣ですよ。被害も私はちょっと100万円単位じゃ少ないんじゃないのと思うぐらいで担当者の答弁を聞いていたんですけど、やはり基盤整備、IT化は無理かなあと思ってですね。

だけど、畑の質を高める覆土、そういった面を整えて、またいい農業ができればいいと思うんですけど、それについて農政課のほうは今後の基盤整備というのはどのように考えているのか、ひとつ伺っておきます。

○**沖園信也農政課長** 今回の地域計画におきまして、それぞれの地域の現状課題を掲載してあるところです。ただいま質問者からありましたとおり、畦畔除去などの課題というのも掲げてございます。誰もが耕作してもよいと思う農地は広くて作業効率がよく、大型機械の侵入に安全な場所にあり、周辺の農地利用に支障がなく、作物に適した土壌や水利施設があることが条件になってくると思います。

こういったものに近づくような形で今回の地域計画の中におきましても、地域の話合いの中でも畦畔除去の地域の意向であったり、こちらのほうから、こういった形で進めれば、まだ遊休地化、荒廃化そういったものに歯止めがかけられるんじゃないかということで、地域にも提案をした部分もございます。

ただ、地域としては、高齢化している、あるいは自己負担が生ずる、そういったような意見で、なかなか前に踏み込めないんじゃないかというような意見も伺っておりますが、国県等の補助事業等を探りながら、本市に合った基盤整備、畦畔除去、そういったものができるように努めてい

きたいと考えております。

○9 番禰占通男議員 これ今から話すことは質問ではないんですけど、私の前にもありました質問で協定、いろんな協定があります、防災、先ほどもありました農産物の協定、それでまた今度、冒頭で私も言いました米不足の問題、それで今回、紹介しますのは、大阪府の泉大津市の話です。

これを市長が予期したのかどうか分かりませんが、自治体間の連携で米の確保と。上は北海道から、南は石垣市まで。うちの隣の熊本も入っております。米の確保の協定ですよ。先ほど出ました学校給食にも利用するというので。国産米を100%ですよ。

福岡では主菜がただ唐揚げ1個とかそういう問題も出ていますが、やはり将来を担う人のために、そのぐらい私は行政は努力していいと思いますので、御紹介しておきます。

できるもんなら、防災だけではなく、食料にも協定は私は必要ではないかと思っております。

次の質問で内鍋の問題です。

3月議会でも関係を質問しました。内鍋リサイクルセンターが昨年9月から稼働しているが、一般廃棄物処分場の今後の対応はどうか、質問いたします。

○立石秀和市民生活課参事 質問者からありました一般廃棄物処分場につきましては、内鍋最終処分場のことになるかと思いますが、内鍋最終処分場は、安定型の最終処分場として昭和45年に埋立てを開始し、平成11年3月31日をもって埋立てを終了し廃止されているところです。

今後の対応ということですが、引き続き定期的に経過観察を行っていきたいと考えているところです。

○9 番禰占通男議員 そうすると、廃止ということは、知事への承認も済んでいるということですか。

○立石秀和市民生活課参事 当時、枕崎地区衛生管理組合のほうで内鍋最終処分場は管理されていたので、組合のほうで手続がされているというふうに考えているところです。

○9 番禰占通男議員 私はこの問題でずーっともう埋立て終了、そして廃止、終了も知事への申請が必要。廃止についても必要。そういった廃止については、様々な条件がついております。そうであれば、今のところは私は廃止が受かるはずがないと思っていますけど、どうなんですか、その点は。

○立石秀和市民生活課参事 一般廃棄物の最終処分場の廃止に係る基準につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の中で定められているところです。この省令につきましては、共同命令と言われるところなんですけれども、附則の中で、この命令は昭和52年3月25日から施行するとありまして、この命令の施行の際、現に設置され、または設置中の一般廃棄物の最終処分場については、この規定は適用しないというふうに定められていますので、内鍋最終処分場につきましては、昭和45年に埋立てを開始しておりますので、この廃止の基準は適用されないということになります。

○9 番禰占通男議員 そうであれば、私が3月議会でも質問しましたその護岸の崩壊、消失、塊はあっちこっち残っているんですけど、型が崩れるということで消失という、それはもうほったらかしたままですか。

○中村俊彦農政課参事 内鍋の一般廃棄物処分場に隣接します海岸につきましては、鹿児島県が過去に防災林造成事業等で防潮堤や治山対策整備を実施しております。以前から防潮堤が倒壊していることは認識しているところです。

市におきましては、今までも県に災害対策の相談を行っておりますが、事業を行うには採択基準となる保全対象施設がないことや事業費が膨大になることが予想されます。費用に対する事業効果が低く事業採択は難しいと県から聞いているところです。

現在まで、台風や大雨後の海岸調査や、のり面の変状を観測するなどの経過観察を行っていま

すが、海岸への土砂流出やのり面の大きな変状もなく安定していると判断しておりますので、引き続き経過観察を行ってまいりたいと思います。

○9 番瀬占通男議員 環境の問題についてちょっと後で質問しますが、その安定ですね。

3月議会でも、副市長も安定と、安定という言葉が二、三度出てきたんですけど、その処分場の安定、今昭和45年に始めて、そして平成11年に廃止したということで、法の対象外というけど、安定という言葉はですよ、見かけの安定と真の安定というのがあるということです。

クボタ研究所の所長の、私はそれも何度か担当者には見せていますけど、その中で言っていることは、安定とは、埋め立てたものを掘り上げて、空気、風雨、雨とかね、さらして影響がないものですよ。あなた方が言っているのは安定しているから、安定しているっていうそういう言い方ですよ。私としては、プラスチック類、10年や20年土の中に埋もれたものが自然に返るわけではないですよ、実際言って。

だから、この問題を私はずっと追っかけているんですよ。3月にも言いました。私が議員になったとき、前の議員と一緒にあそこに行き方が分からないと。だから赤水から海岸を歩いて連れてきましたよ。そして、帰り際、魚釣りが下りるところが入り口のあそこにあるからあっちへ下りたら早いかもしれないと。どちらが近いか分かりませんが、やはりそういったことで、いろいろ場所も知っているし、行ったのも10年ぶりぐらいですよ。

それとですね、担当者には言ったんだけど、県の農林の担当課にその護岸が結局崩壊・消失したのは土圧でしょうと。そして残っている部分は、護岸から荒廃地まで20メートルから30メートルあります。土圧はかかっていません。水平に働く土圧しかかかっておりません。

内鍋の埋め立てたところは、15度以上、下手すると30度あるかもしれないその土圧が、直接護岸にかかっているっちゃうことでしょう。今の残っている部分じゃなくて崩落したところを見てもですよ。

そしたら、設計段階でどうだったか、図面を見ていないから分からないけど、20メートル、30メートル後退して埋め立てていれば、私は土圧は、現在残っている護岸の半分と一緒に土圧はかかってないと思う。

もう写真を見ただけで県の管理者は、担当者はそういうことをおっしゃるんですよ。それも3月議会が終わった後、本当は鹿児島の本庁に行こうと思ったんだけど、わざわざ振興局に来てくれるっていうからうちの議員4人でいろいろ話を伺いました。そういう結果です。

そのときも県と打ち合わせていきたいという会議録もここに持ってきております。そういった打合せも行われているのか。

改めて護岸は造りました。物を造ってもその使用法は最初の計画と間違っていればもう構造設計を超えてしまいますよ。そういう点についての今後の対策というのはどうなるんですか。

県とまた調整してみますと言ったけど、県との調整はあったのか、そしたらどういう補助事業とかあるのか、なかったら自分で予算を確保して取り組むのか、私はそこを伺いたいんですよ。

○中村俊彦農政課参事 まず最初にですね、安定というのはどういうものかという話ですが、10年ほど前ぐらいからですね、やはり今まで20回ほど現場調査、確認を進めてまいりました。その中で、やっぱり目視ということもありますが、さらに盛土箇所の辺りに観測杭をつけまして、その辺を定期的に測りまして動いてないかというような調査も進めてきているところでございます。

それと、もう一つ土圧につきましては、一応、私たちも県から聞いたところによりますと、当時、地質的要因もありまして、のり面の変状がありました。のり面の安定を図るために、補強杭といいますが、そういった施工も県のほうでやっていると聞いているところでございます。

それと、今まで私たちも県ともいろいろ打合せを繰り返してきております。その中で、先ほど

申しましたが、やはり安定しているということで、それと費用対効果、その辺がなかなか難しいという御回答もいただいているところでございます。

それと事業につきましては、治山事業、そういった事業もありますが、やはり費用対効果、その辺も考えますと、やはり費用が莫大な費用になるということで、なかなか難しいという状況を今、県からも聞いているところでございます。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 今言ったように、県からなのか国からなのか知らんけど費用対効果、だけど、前から言いますけど、あなた方が言いましたよ、環境保全、景観。そうした場合、前も言いましたけど、能野間県立自然公園の一部じゃないかと。そういった場合、流出、景観、環境保全、だけどこの処分場に対しては環境保全という言葉がずっと出てきますよ、どこまでいっても。法律が変わってもやっぱり出てきますよ。

私はその環境保全がおかしいんじゃないのって言ってるの。取り組めてないんじゃないのかってことですよ。費用対効果って言ったって、あのまま西側ののり面をほったらかしておくんですか、どうなんですか。

○中村俊彦農政課参事 私も、先ほどからそういった安全対策というような考えを申しましたけれども、議員がおっしゃいますように、環境保全も大事なことだとは思っておりますが、事業をしまして、ある程度安定しましてから、やはり草木も生えまして、今山林となっていますので、その辺も含めて、今後も様子を見ながら、環境的にもいじることなく、自然で経過観察をしようという考えであります。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 環境保全と私が言ったんじゃないって、あなた方が言ったんだって、永江養豚跡地を買うとき。景観と環境保全で買いますと、求めますと。だから、私はあのときも3月議会でも10何年待ってた言葉だったって言いましたよ、私は。

いずれにしてもですね、自分のところの処分場跡が法律の取締りの範囲外となってもですよ、ほったらかしていいわけじゃないですよ、自治体がですよ。私は何度も言ってるじゃないですか。

民間を指導するべきところが、自分のところは何もしないでほったらかしておいていいのかということですよ。

あと一つ、私がバイブルにした名前を言っておきます。クボタ環境サービス株式会社ですね、技術本部の堀井安雄さんです。

これは、この前筑波大学を退職した人にこの書類を見せたら、これは大丈夫だっていうそういう一言をもらいました。相当名前が売れているそうです、こういう部分については、私もいい資料を手に入れたと思っております。

それで、もう廃止できているのであれば、私はこの問題については質問はしませんし、後の分は取り下げますけど。

いずれにしても、環境にいいかげんな態度で臨んだらしっぺ返しくらいしますよ。いくらあなた方が観光観光と言ったって、最後にぽろっと出てきたらどうするの。いずれはあのままほったらかしたら新聞沙汰になりますよ、ニュース沙汰に。私はそれを断言しておきます。

私の質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時3分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 災害シーズンを前に、防災対策を中心に質問通告しております。よろしくお願いいたします。

世界有数の災害発生国である我が国において、災害から国民の生命・身体・財産を守り抜くため、令和8年度に防災庁を設置し、災害対応力を抜本的に強化する方針が示されております。

昨年10月に発足しました石破政権は、令和7年度分の内閣府防災予算と定員を倍増もいたしております。

そして12月には、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚を構成員とする防災立国推進閣僚会議が立ち上がり、政府の組織体制強化に向けた検討を始めました。

本年に入り、1月に防災関係各分野における高度な幅広い知見を有する専門家から御意見をいただくための有識者会議を重ねており、検討を加速いたしております。

5月12日の防災庁設置に向けた有識者会議では、この件の提言の骨子案を公表し6月4日には担当大臣に報告書の提出がなされました。

先日6月13日、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針の中にもこの件は明記されておまして、閣議決定がなされたところでございます。2026年度設置を目指す防災庁について、政府全体の防災施策の司令塔と位置づけ、ほかの省庁の政策に勧告権を付与するようになっております。

本市においては、国の防災庁設置の動きについて、こういった情報収集をされ、これからの安心安全なまちづくりの基本方針を構築されようとしているのか、お尋ねをいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま質問者からありましたように、我が国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの大地震をはじめ、頻発する大規模な風水害など、自然災害が激甚化・多様化している状況でございます。これまでの防災体制の中で、司令塔機能の分散による弱さ、あるいは事前防災の必要性、被災者支援の強化などといったことが課題とされておりまして、こうした課題を解決し、人命最優先の防災立国を構築するために、国は独立した強力な組織として防災庁の設置を目指しているところでございます。

この防災庁の設置につきましては、先ほどありましたように石破総理の肝煎りの政策でありまして、2026年度中の設置に向けて、現在準備が進められているところであると承知しております。防災庁設置の進捗状況等については、担当参事が答弁いたします。

○平田寿一総務課参事 今、防災庁の設置につきましては、議員のほうから詳しく話があったところなんですけれども、私のほうも、今話の中に出てきました防災庁設置準備アドバイザー会議、ここがですね、1月30日から会議を数回開いております、6月3日で8回目の会議を開催したと。そして、またその翌日に報告書を公表したということで、そういったところを情報収集しながら、防災庁の設置の動きについて注視しているところです。

特に、防災庁の設置について、報告書の中にもありますように、災害発生後の対応だけでなく、平時における事前防災の取組を推進・加速させるということ、それから、内閣直下の強力な司令塔機能を持たせて、省庁間の縦割りを排し、防災に関する基本的な政策、国家戦略の企画・立案機能の抜本的強化を図ることなどについて提言がされているということで、この防災庁の設置についても具体的な検討段階に入っておりますので、この報告書の取りまとめと国の設置目標、そういったことが示されたことで、実現に向けた動きが着々と進んでいるというふうに見えているところです。

○6番立石幸徳議員 今、担当参事のほうから説明があった今度の防災庁設置のアドバイザー会議、このメンバーの資料を手元に持ち合わせておりますけれども、私自身が、この防災庁という新たな国の組織を現実味を帯びて耳にしたのは、実は石破政権の以前、昨年8月に鹿児島県の

市町村政研修会というのがございます。ここには我々議員の大半も参加をし、本市の市長、副市長、それから担当参事も参加をされた関西大学の河田先生でございますが、阪神・淡路大震災を経験されて西の河田、それから東日本大震災をいろいろと研究されている東の片田、この両巨頭が、先ほど言ったアドバイザー会議のメンバーにしっかり入って、ずっと防災庁のいろんな組織組みを積み上げてきております。

そして、行く行くは、庁ではなくて防災省という省の段階まで目指しているようなんですね。

私はこの防災庁が、まず来年度、国の省庁として新たに発足して、何もその国の動きをどうこうというより、我が市においても、この今のままの危機管理の対策係というようなところで終わっていいのかと。

やはり、これからの防災対策においては、本市においても、どうしても危機管理課という課にやっぱり昇格させて新たな課をつくるのが非常に、いわゆる行革に反するというのであれば、消防のほう、現場といろいろ一体となった形で、やはりこれからは危機管理というのを、先ほど市長も言われていました事前防災というのが極めて大事になっていくと思いますのでね。

これは防災庁設置に伴って、我が市の組織体制も見直していただきたいということを、この点については一言申し上げておきたいと思います。

そこで、今、我が国の防災対策上、何と申し上げても最大の課題がこの南海トラフ地震なんですね。これはもう昨年8月の日向灘地震に伴って、初めて南海トラフの臨時情報というのが出されて、本当に日本列島が緊張いたしました、しばらくはですね。

あれから臨時情報は何事もなかったんで、ほっとしているわけですがけれども、この南海トラフ地震、必ず、いつとは申し上げられませんが、やってくるという大変な超が3つぐらいつくぐらいの強大な地震。

この南海トラフ地震について、本年3月31日、4月1日付の報道では、この被害想定が出されたんですね。

今度の被害想定は、ちょうどもう10年ぐらい前の2012年から13年にかけて、前回想定があったんですけど、前回の想定を見直しております。

これ全国レベルの被害想定ですので、死者が29万8,000人ですよ。そのうち、津波による死者が21万5,000人、浸水域が11万5,150ヘクタール、全壊焼失戸数が235万棟、経済的な被害、これはいろんな試算の方法があるみたいですけど、4月1日に想定された経済被害292兆円ですよ。292兆円の被害が出るということは、これは我が国の名目GDP609兆円ですからね。GDPの約半分は被害額に相当するわけですよ。

それにも増して、25年度の国の政府予算115兆円ですからね。国の全部の115兆円の予算の2.5倍の被害を受けるという、こういった想定なんですよ。

そこで、まず全国規模の被害想定、これは2011年の東日本大震災が49兆8,000億円の被害額ですからね。東日本と比べると、もういかに物すごい被害額になるか。阪神の震災は32兆円ですよ。

今度、先ほどから言いますように桁違いの292兆円の被害想定。

そこでいろんな資料を見ますと、全国各地といいましょうか、ほとんどの日本列島に及ぶ各自治体の被害想定が出されているんですね。

それいろんなケースがありますので、ケースごとになっておりますが、今、市民の皆さんに、この南海トラフの本市被害想定がどうなりますよと、主な項目、例えばその津波の高さがどれぐらいきますと、あるいはその津波が到達する、やってくる時間は枕崎市にはどれぐらいかかりますとか、そういった面で、担当課が整理されている本市の被害想定、これを教えていただきたいと思います。

○平田寿一総務課参事 南海トラフ巨大地震が発生した場合の本市の被害想定につきましては、平成24年度から25年度にかけて、鹿児島県が実施した鹿児島県地震等被害予測調査によりますと、本市の最大震度は震度5弱、津波の高さは3.79メートル、地震発生から176分後に津波が到達する予測となっています。また、市全域で40棟の建物が半壊すると想定されていますが、その全ては津波被害によるものとされています。

避難者は100人、人的被害につきましては、死亡者0人と想定されておりますが、深夜に発生した場合は、就寝中に被災するため、家屋の一部が倒壊したり、家具等の下敷きになったりして死者数が増加する可能性が高く、また、津波からの避難が遅れる場合も考えられます。

国は、南海トラフ巨大地震の被害想定の全面的な見直しを行い、議員からもありましたように、今年3月31日に被害想定を公表しました。

鹿児島県においても、令和7年度から令和8年度にかけて、この地震等被害予測調査を実施し、被害見直しの見直しを行うこととしているところです。

○6番立石幸徳議員 ですから、被害想定で言い忘れたんですけど、最大の津波がやってくると言われる高知県の黒潮町、34メートルの津波を想定しているんですね。想像できないような物すごい津波なんですよ。こういうことをただ私どもはそういう想定らしいで終わるわけにいかない。

国のほうも当然、南海トラフについては、被害額を、あるいは被害をいかに減らすかという取組がもう既に当然なされております。それはもうしっかりやらなければならないんですけど。

我がこういう自治体でコミュニティの中では、とにかくこれだけの物すごい災害になりますと、我が1市だけでの対応っちゃうのは、なかなかそれはもう用はなさない。

やはり広域で、今九州市長会も、それから九州知事会も九州一体となって、特に東側の太平洋側の大分県、宮崎県の被害に遭った地域には、こっちの西側の熊本、長崎が応援に行くんだというんな話は出ていますけど、具体的にそういう訓練といいましょうか、そういうものがなされないと、実際効果といいますか、出ないと思うんですよ。

そういう面での九州市長会、あるいは知事会あたりの今後のこの南海トラフへの取組の中で、広域でもってどういうことをやっていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

○平田寿一総務課参事 九州市長会や九州知事会では、災害時における広域連携の応援体制を強化するために、様々な取組を行っております。

九州市長会の取組について申しますと、九州の各市が一体となって災害に対応することを目的として、九州市長会における災害時相互支援プランを策定しており、11市で構成される防災部会が中心となって災害時に迅速な被災地支援を行う体制を構築しています。

また、陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会で、災害等対応における相互協力協定を締結し、九州各地で訓練を実施していますが、今年は5月に鹿児島県さつま町で震度6弱の地震が発生した想定で、情報連絡員の派遣、陸上自衛隊のヘリや車両を利用した被災地への移動、避難所の開設・運営などの訓練が行われております。

○6番立石幸徳議員 遅きに失しないように、できることをどんどんやって、やはり何といっても、住民にすごい地震、震災が来ても、何とか生き延びられるというか、そういう安心感と、いろんな意味で、きちっと対応しているところを、やっぱり行政は示すべきだと思いますので、この点についても手拔かりのないようお願いをしておきます。

次の件で質問に入りますが、次は医療介護の施設の現状。

今、医療機関あるいは介護施設の経営が非常に厳しい。これはいろんな各団体からの調査結果もありますけれども、特にNHKを中心にいろんな番組で、この医療機関、介護施設の経営状況について討論番組もございます。

私の調査では、この関係の団体が全国6団体、緊急に調査しているわけです。全国1,800病院のうち、2024年6月から6か月間の経常利益で、何と6割がもう赤字になっているんですね。

そして、鹿児島県医師会も県内17郡市医師会の調査を県内526の病院施設でしましたら6割がもう減収と。収入がちょっと増えたのはわずか4%だけだと。

そこで、病院経営がなぜこれほど厳しくなっているかというその理由ですね。1点目が少子化による患者数の減少、2点目に人件費や電気、ガス、灯油などいわゆる光熱水費の物価高、3点目に診療報酬がコスト増に全く追いついていないと。入院したときの食事療養費の食材費は病院食材に限りませんが、食材費が値上げ、これカバーできていない。

そういったことで、大学病院でも、最新の医療機器を更新できないと。あるいは公立病院ももうやっていけないんで、先般、離島のほうでも民間病院にも委託しますと、そういうところも出てきているんですよ。

そこで、病院がこうなった、介護施設がどうなったというんじゃないくて、こうなると突然ですよ、地域の病院がなくなり行き場を失う患者が出かねない。こういういろんな私自身の調査では出てきているんですけど、まず担当課としては、この本市の医療機関、あるいは介護施設がどういった経営状況にあると認識をされているのか、お尋ねをいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 医療機関を取り巻く現在の経営環境につきましては、先ほど質問者のほうからも御意見がありましたが、国が定める公定価格である診療報酬により必要な経費を賄っている医療機関については、昨今の物価高や人手不足による人件費の高騰分を医療費に転嫁できないことなどから、制度上厳しい経営環境に置かれていると認識しております。

特に病院におきましては、人件費や材料費、委託費などの各費用項目が増加していることなどの要因により、収益の増加を超える費用の増加により収支が悪化している状況にあると報告がされています。

公表されている報告書からも、本市の医療機関においても厳しい経営が行われていることを認識しております。

○川野優治長寿介護課長 私のほうからは、介護施設の状況について申し上げます。

令和6年8月から9月に全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会等の介護関係9団体で実施されました、介護現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査によりますと、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の介護保険施設では、令和2年と令和6年を比較いたしますと、電気代は155%、ガス代は151%、給食用材料費・給食委託費は156%に跳ね上がっており、長引く物価高騰で施設の運営はますます厳しい状況にあるとのことです。

本市の介護施設等も同様に物価高騰により、光熱水費・食材費等の負担増により経営が圧迫されており、加えて、人材確保についても非常に厳しい状況にあると複数の施設や事業者から聞いております。

物価高騰に対する支援策につきましては、令和4年度から鹿児島県が介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業を実施しておりまして、今年の8月下旬には、令和6年度の追加支援分について、給付金の支給が予定されております。

追加支援分の給付金の額は、食材費とLPガス使用にかかる経費となっております、入所・居住系、通所系、多機能系で給付額が定められております。

介護老人福祉施設等の入所・居住系の食材費は、3,000円×定員数、LPガス使用にかかる経費は、定員規模別となっております、定員40人までが2万円、定員41人から70人までが4万1,000円、定員71人から100人までが6万2,000円、定員101人以上が10万4,000円となっています。

通所系の食材費は2万5,000円で、通所リハビリテーションは2万1,000円、LPガス使用にかかる経費は1万3,000円となっております。

また、多機能系の食材費は2万6,000円、LPガス使用にかかる経費は1万3,000円となっております。

○6番立石幸徳議員 介護の面についても、これはもう制度上も訪問介護というのはかなり報酬が見直されて厳しい。その上に今の物価高。特に訪問介護ですからね、利用者のところまで走っていかんといかんわけですよね。これがすぐ近くに走るならまだしも、例えば、離島や山間部、山の奥に移動をするような、そういった訪問介護つちゅうのは、赤字になるのはもう見えているわけです。

そこで、こういう経営状況にある中で、医療施設にしても、介護施設にしても、経営努力ではもうどうにもならんのだと。

そこでいろんな各団体、国あるいは知事会あたりも、いろんな要望、先ほども出た診療報酬の在り方を、いわゆるコストにスライドさせる、人件費にもスライドさせた形での診療報酬を今後は出してほしいとか、これもいろいろまた問題がありますのでね。そういうふう to いろいろ言われていることはたくさんあります。

実際、国のほうでも、今度の4月から病院への緊急支援として無担保で最大7億2,000万円を最長5年間、無利子で融資をしますというのを始めた。そしたら鹿児島県も、今のこの6月議会で43億円ぐらいの補正予算を出しておりますけども、この43億円のうち36億1,000万円は、この病院への支援金なんですよ。

その上にまた県が追加で先ほど言ったLPガス代とかいろんなものをまた3,800万円ぐらい、追加補正が出てる。

そういった状況もあるんですが、私がここで声を大きくして言いたいのは、行政の対応といいましょうか、私は先ほど申し上げました鹿児島県内の病院の状況を調査するために、県当局にお尋ねをしました。今鹿児島県内の病院の経営状況はどのようになっているんでしょうかと。

そしたら、県職員の方がそれは医師会のほうで調査しているから、医師会から資料をもらってくださいというから、私はすごく説明に承服しがたかったんで、そんなおかしな説明でいいのかと。

つまり、補正予算も出しているわけでしょう。補正予算の根拠もあるし、そこは県独自で県がまず調査をしなければならないことじゃないのということで、声を荒げて言いましたら、県のほうから、医師会の調査した結果はこうですってということで来ましたけどね。

申し上げたいのは、当事者は本当に経営に苦しんでいるのに、行政の方がこういうふうに他人事みたいな対応をすると、全然歯車がかみ合っていないと言わざるを得ないんですよ。

我が市のこういう面での支援策、具体的にあと申し上げますけど、本市が国県並みにそういう多額の支援金を医療機関あるいは介護施設に出せるかといったら、はっきり申し上げて無理ですよ。しかし、市としてやれることはたくさんある。

その具体例が私は今度国会で法案の成立が見送りになりましたけど、新たな医療法改正の中で出された地域医療構想の調整会議だと思うんですね。これまでもコロナの前に地域医療構想会議というのは南薩地区でも設置されておりました。ただ、コロナ前のこの地域医療構想会議は、ベッド数、病床数をどうするか。

我が枕崎市立病院も、その調整会議でもっていわゆる慢性期を増やして、急性期病床を減らすと、そういう対応をしたんですが、その病床数だけを論議をする地域医療調整会議であってはならないと。

今後は、本当に市町村の存在をしっかりと明確にして、地域医療調整会議で、このあるべき地域医療を確保するにはどうするかというのを真剣に論議をして、地域医療がずっと持続可能になるように取り組んでいただきたいというのが、この間も医療法改正であったんですが、まだ時間切

れでやむなく次の通常国会への法案提出になったと思うんです。

そういう意味で、私は我が市でできることは、新たなこの地域医療調整会議で、どれほど真剣にこの南薩地区の地域医療をどうするかという論議をしていただきたいと。これはまだ法律も成立していませんのでね、要望だけしておきます。

時間の関係で、次に熱中症の関係で質問をいたします。

私この熱中症対策で3点ほど質問を出しておりますが、まず申し上げたいのは、熱中症は災害なんだと。これがベースに、基本的なスタンスで熱中症は災害なんだと。この意識を持たない限り、私は熱中症の予防・対応ちゅうのはしっかりなされないとと思うんです。

そこで、今度6月1日から新しく改正になる労働安全衛生法の規則改正ですね、一部改正、これは5月のお知らせ版にも若干2行ぐらい出されています。

労働安全衛生法のすごい省令改正によって、枕崎市内の職場はどのようなことをしなければならぬのか、これは義務づけられていますのでね、しっかり承っておきたいんですよ。

というのは、私は去年の9月議会でもこれをちょっと取り上げましたけど、残念ながら今我々がお世話になっている金峰町にあるなんさつE C Oの杜の工事、最終段階において、40代の作業員の方が熱中症で死亡しましたよ。もう非常に私はショックでした。もうあと何日かで施設が出来上がるっていうその作業において、死亡者が出ると。

そういうことを踏まえてお尋ねしますので、6月1日からの労働安全衛生規則この改正によってどういうことが義務づけられてきているのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○鮫島眞一健康・こども課長 今回の改正の概要としましては、熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、報告体制整備、悪化防止措置の手順作成、関係者への周知が事業者には義務づけられたところでございます。

○6番立石幸徳議員 これ罰則規定があるんですよね。そうしますと今、健康課長が説明された義務づけされましたっていうけれども、そういう義務をしっかりと履行といいますか、実行しているか。そういったチェックなり、どういう形で本当に熱中症対策がこの各職場でなされているかという、チェックはどういうふうにされるんですか。

○鮫島眞一健康・こども課長 今回の改正によります罰則等につきましては、国の機関になりますが、最寄りの所管が都道府県労働局または下部組織になります労働基準監督署がそれぞれ業務を担うこととなっております。

罰則につきましては大きく2点ございまして、労働局または労働基準監督署長から、使用停止命令等を受ける場合があります。

もう一つ、熱中症対策の実施義務違反をした者は、6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処されるほか、事業所が法人の場合についても、50万円以下の罰金が課されることとなっております。

○6番立石幸徳議員 この件の各事業所への周知方あるいは説明会とか、そういうものはなされるようになっているんですか、もうやられたんですか、どうなんですかね。

○鮫島眞一健康・こども課長 各事業所への周知方につきましては、厚生労働省の労働基準局長名で、各関係機関のほうに、国のほうから周知の文書等が発出されております。

その機関数につきましては550団体、業界団体、労働団体、様々な機関の上部団体のほうに発出がされているようです。

市内で申し上げますと、事業所が加入されている団体の上部機関のほうから、都道府県の下部機関のほうに縦で下りるような形で来ていると思います。

一方、市役所、本市におきましても、市内の各事業所につきましては、現在のところでは、お

知らせ版等での記事で出してはおりますが、引き続き、健康・こども課としても、注意喚起の情報提供はやっていきたいというふうに考えております。

○6番 石幸徳議員 2点目の、本市の指定暑熱避難施設、これは初日本会議に市長も行政報告の中で報告をしていただきました。

それと、広報まくらぎの6月号の11ページにいわゆる涼み処という、それこそ見るからに涼しそうなのぼりが記事となって掲載もされております。

この中で主な公共施設が中心なんですけれども、枕崎お魚センターというのも入ってございまして、涼み処としては、広報紙の上からは9か所が涼み処で出されています。

先般、鹿児島市内のほうでは、涼み処というより熱中症アラートが出た場合のクーリングシェルターを109か所、鹿児島は大きいですし、設置するということ。

それから薩摩川内市でも、涼み処というか涼みスポットという名称で、薩摩川内は7月1日から10月22日に開放すると。

各県内でも、あちこちの自治体がこういった涼み処の対応をされています。

そこで、まずこのいわゆる一般的な涼み処と、先ほども言った指定暑熱避難施設、横文字でクーリングシェルターというんですけれども、この違いですね。一般的な涼み処とこのクーリングシェルターはどう違うのか、その点を市民に教えていただきたいと思います。

○鮫島眞一健康・こども課長 涼み処と指定暑熱退避施設、クーリングシェルターという一般名称になりますが、こちらの違いにつきましては、指定暑熱退避施設、クーリングシェルターは、涼み処と同じように、熱中症による健康被害を防ぐための一時的に暑さをしのぐ場所としての施設となりますが、改正気候変動適応法に基づく指定施設となっております。

熱中症特別警戒情報、一般名称としましては、熱中症特別警戒アラートという名称になりますが、こちらが発表された場合の退避施設として開放されます。

涼み処についてですが、熱中症警戒アラートが多く発生する7月1日から9月30日までの期間、一時的に暑さをしのぐための場所として、老人福祉センターや市民会館など、先ほど質問者のほうからもしましたが、市内の9か所の公共施設等を涼み処として開設いたします。気軽に暑さをしのぎ涼しく一時休憩できるスペースとして、通常の開館日に利用することができる施設となっております。

○6番 石幸徳議員 それから先ほども言いましたように、薩摩川内市は10月の下旬まで開放するんですね。

今年もう6月中旬に来ましたけど、今の時期でもまだ早いという感じもあるかもしれませんけど、雨が上がった後の熱というのは非常に強いものもありますよ。

そしたら、この日本列島では5月の半ばに岐阜県でいわゆる猛暑日、35℃を超える日本列島では初めて5月に猛暑日が出ているんですね。そういうことからして、もうちょっと期間を広げることにはできないのか。

9月末と言いますが、この薩摩川内市なんかも10月下旬ですからね。

それとこの時間、これ公共施設になるとここに書いてあるように、お魚センターは別でしょうけど、その施設の開館時間しか利用できないんですね。

そして、民間事業者に募集をしますと言っているけど、私は募集というより、やはり行政、市のほうからお願いに行くべきじゃないんですか。でないと5時半とか時間がずれたときに、まだ6時、晚といえば7時ぐらいまですごい暑さのときがあるわけですよ。そういう点の検討はどうなっているんですかね。

○鮫島眞一健康・こども課長 涼み処の施設につきましては、ただいま質問者のほうからございましたが、民間施設につきましては、広報紙のほうで御提供いただける事業所に募集をかけてお

ります。

その前段としまして、商工会議所に事前に訪問いたしまして、市内の事業所への協力依頼をお願いをしたところです。

今後は、質問者のほうからでもございましたが、募集に限らずお声かけできる事業所があれば、積極的にこちらのほうからお声かけをさせていただいて、協力をしていただける事業所があれば、1か所でも2か所でも増やしていきたいというふうに考えております。

先ほどの発言のとおり、確かに公共施設での開館時間等の制約もございますので、公共施設より長く営業されている市内の事業所があれば、時間の延長ができればこちらのほうも涼み処として望ましい部分がありますので、その部分は積極的にやっていきたいというふうに考えています。

○6番立石幸徳議員 今年の台風10号の停電の際に、各家庭エアコンが使用できないと、そういうときに、行政のほうで非常に配慮していただいて、市民会館でどうぞ涼んでくださいと応急的に対応しましたね。非常に市民から喜ばれました。何人の人からも、よかったと感謝の声を聞いているんですね。

そういう意味で、やっぱり市民の立場にしっかり立って、もう時間が来たからはいって言うんじゃないくて、本当に暑さをしのげるような対応をしていただきたいと、これもお願いしておきます。

熱中症の対応で最後に、この学校現場での熱中症対策については、ガイドラインができていまして、国のガイドラインもなんですけれども、鹿児島県版の熱中症対策ガイドラインというのがちょうど1年ぐらい前、令和6年3月に教育庁保健体育課がつくっているんですね、ここでずっと何回か目を通しましたけれども、とにかく教育現場でのこの熱中症対策っていうのも、大変な御苦労があるということをよく感じております。

それだけに、熱中症というと、人は体力のないお年寄りが云々というかもしれないけど、元気のある子供たちでもやっぱり熱中症には耐えられないと。

そういうことをいかにちゃんとシャットアウトするかと、これが大事だと思うんですが、具体的に教育現場で、いわゆる暑さ指数、これ横文字でWBGTとWet Bulb Globe Temperatureの暑さ指数計ですね。

これを用いて、この指数が31になる、あるいは33、35と一つ一つのラインがありますけれども、この暑さ指数計を学校現場では今どのように活用をされているのか。

このことは、やはり保護者の皆さん、市民の皆さんに、学校はしっかりした熱中症対策がなされているよと、やはり安心感を与えるためにも、この暑さ指数計をどういうふうに活用しているのか、詳細にお尋ねをいたします。

○山宗功学校教育課長 御質問についてですが、1点目の各学校における暑さ指数計の数と設置場所につきましては、各学校では、環境省・文部科学省が示している、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き、及び枕崎市教育委員会が作成している学校における熱中症対策ガイドラインを基に、暑さ指数や熱中症警戒アラート等を活用し、児童生徒の安全を第一に考え、教育活動の適切な実施に努めております。

各学校の指数計の数につきましては、指数計の保有数は各学校で差はありますが、市内8校全ての学校において暑さ指数計を保有しています。また、設置場所につきましては、児童生徒の体温が高くなる体育の授業や集会等を多く実施する体育館、教職員が常駐しており、確認を取りやすい職員室前や保健室前に設置しております。さらに、学習活動や行事等、状況に応じて、屋外に設置したり携帯したりして、確認を行っております。

活用につきましては、各学校における暑さ指数の測定者及び熱中症予防対策として、始業前や昼休み前、体育の授業等の前に、養護教諭や体育の指導を担当する職員が測定した暑さ指数を管

理職に報告し、測定数値によって管理職から全教職員に対して指示を行っています。

具体的には、測定指数が28を超えた場合は、熱中症の危険性が高まるため、運動の軽減を行うとともに、定期的な休憩と小まめな水分補給の呼びかけ、外遊びを制限するなどの指示を、測定指数が31を超えた場合は、屋外への外出を控えさせるとともに、運動を中止するなどの指示を行っています。指示を受けた教職員は、校内放送や掲示板を使って児童生徒へ周知し、児童生徒の安全確保に努めています。

今後も、児童生徒や全教職員を熱中症のリスクから守るために、教職員の熱中症に関する学びを深める研修の充実並びに管理職や担当による警戒アラートの確実な確認と指数計による徹底した測定、測定後の迅速、的確な判断、指示を行うよう、各学校への指導を徹底してまいります。

○6番立石幸徳議員 私も今回の質問通告をした後で、暑さ指数計なるものを正直どういうものか知らなかったもんですから、枕崎小学校に足を運びまして、養護の先生から詳しく説明をいただきました。その説明を聞いて本当に、しっかりした対応をやられていると私自身は安心しましたけどね。

私1人が安心して、意味ないわけですのでね。きちっとした対応がなされているということ、やはり枕崎市民全部に分かるような努力も必要じゃないかと思います。

最後にこの年金制度。今日お昼からの質問者の中でも、この年金に関わる本当に詳しいですね、私は的を射た質問がなされたんじゃないかと思います。

私も1点だけ、この障害年金の件が今非常に問題になっております。

何が問題かっていうと、2024年度障害年金を申請した中で、不支給、支給をされなかった方が、対前年、23年度の2倍以上になっていると、これを4月初めですかね、共同通信社が公表したんですね。

この問題はずっと続いて、先般の6月11日の厚労省の見解も出ているんですけどね。それは一応置くとしてね。

私は障害年金が何でこんなに極端に減るんだと、支給がですね。びっくりしまして、ずーっとその不支給になったということから、ずっとフォローしてきました。フォローするたびに腹が立って仕方がない。

なぜかといいますと、障害年金っちゅうのは、一定の年齢に来てからもらう年金でも何でもないんですね。けがや病気で障害者となった方が、現役世代であっても、条件を満たせば受け取れる公的年金なんですね。

障害年金は、ただ経済的に年金を頂いて障害者にありがたいというそんな簡単な問題じゃないんですよ。障害年金の意義というのは極めて奥が深い。

なぜかといいますと、障害年金を受給する方はですよ、先ほど言いましたように、経済的に助かるだけでなく、家族に迷惑をかけてばかりと自分を責めていた人がですよ、障害年金を頂くことで、自分を責めることをやめたり、社会的に存在を認められたと感ずることができるようになったり、生きている価値を自分の中に見いだしたり、障害を受容できる。

だから、経済的にゆとりができたことで治療の幅が広がったり、生活に少し余裕ができて、家族関係もよくなると、こういったいろんなものを持ち合わせたものが障害年金なんですよ。これは何で途端に不支給になる率が半分に減るか。後で原因も聞きますけどね。

この点のまず本市の判定、特に身体障害はさほどなくても、精神障害について、この判定がぶれてどこかの判定者のさじ加減で、はい、あなたにはあげます、あなたは駄目っちゅうような、そんなもんがあっちゃならないわけでしょう。何でこういうことが起きたのか、まず本市の実態はどうなっているのか、併せてこういう事態がなぜ発生したと考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○奥山博史市民生活課長 まず、障害年金とは質問者がおっしゃるとおり、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができるものであります。

要件としましては、障害の初診日に年金制度の被保険者であること、保険料の納付要件を満たしていること、一定の障害状態にあることとなっています。

障害年金の審査業務につきましては、障害基礎年金、障害厚生年金ともに日本年金機構内の東京の障害年金センター1か所で実施しているところです。

本市の障害年金の状況としましては、令和5年度は申請14件に対しまして不支給が4件です。令和6年度は申請15件に対しまして不支給2件となっております。

○6番立石幸徳議員 答弁漏れがあるんですけどね。

本市の実態は今お答えいただきました。こういうものが発生した原因ですよ。

もう時間ありませんのでね、私のこれは個人的見解と思わないでいただきたいんですけどもね。もう年金財政が極めて逼迫しているから、年金のセンター長がいろんな意味で抑制をしているということがもう明らかになりつつあるんですよ。

だから私はね、市の行政の皆さんにどうのこうの言う気はないですよ。こういう声を末端からやっぱり県、国に上げていかないと、障害者は報われないですよ。そういうことについて最後に見解をお聞かせください。

○奥山博史市民生活課長 見解なんですけれども、今回の新聞報道におきまして、厚生労働省から報告書が出ています。その中におきましては、理事長やセンター長が審査を厳しくしなさいといった事実は確認できなかったということではありますが、今回、不支給にされた方々につきましては、再度調査して点検することになっております。

○眞茅弘美議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時4分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和7年6月17日)

令和 7 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 3 号）

令和 7 年 6 月 1 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 水 野 正 子 議員（59ページ～68ページ） 豊 留 榮 子 議員（68ページ～75ページ） 上 迫 正 幸 議員（75ページ～81ページ） 下 竹 芳 郎 議員（81ページ～88ページ） 橋 口 洋 一 議員（88ページ～98ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 3 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 永 野 慶一郎 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 中 村 浩一朗 企画調整課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 平 田 寿 一 総務課参事

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 川 野 優 治 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5 番水野正子議員 今回は、地方創生について伺いたいします。

この枕崎は豊かな自然と歴史、そして何よりも温かい人々が暮らす素晴らしい町です。しかし、少子高齢化や産業の衰退といった課題に直面し、活力が失われつつあるのも事実です。

私はこの現状を何とか打開したいと思い、一般質問してまいります。

地方創生は、平成 26 年にまち・ひと・しごと創生法が施行され本格的に始まりました。この取組は、地方と東京がそれぞれの強みを生かして、日本を創生していこうというものです。地方創生の初代担当大臣が石破総理です。

地方創生の交付金が前年度、当初予算の 1,000 億円から倍増され、名称もデジタル田園都市国家構想交付金から、新しい地方経済・生活環境創生交付金に変わりました。

地方の未来を創り、地方を守る。地方こそ成長の主役との考えの下、石破総理は、地方に活力を取り戻し、若者や女性に選ばれるような楽しい地方の実現を重視しています。

しかし、この 10 年間の地方創生の取組を振り返ってみますと、人口減少に若干歯止めがかかった地域や、地方創生の交付金を活用して、未来につながる創出を成功させた地域もあり、さらに国が地方創生に本腰を入れていることを地方公共団体に分かってもらえたのも成果でした。

しかしながら、国全体で見ると、我が国は急速に少子化が進み、高齢化も一層進展しました。東京圏への過度な一極集中や地域経済が抱える深刻な労働人口の減少など、根本的な課題解決には至っていません。地方創生については一定の成果はありましたが、まだまだ広く進んでいないのが実情です。

地方創生が広く進まなかったのはなぜなのか、政府は、その要因として、若者や女性から見ていい仕事、魅力的な職場、人生を過ごす上で心地よさ楽しさが地方に不足していることなどをしっかりと訴求できなかったことを挙げています。

また、人口減少がもたらす影響課題に対する認識が十分に浸透していなかったことも言及しています。これまでの取組の反省点等をしっかりと踏まえた上で、地方創生は新たなスタートを切っています。

人口減少問題は、地域によって状況や原因が異なります。地方創生 2.0、人口生産年齢、人口が減少する事態を正面から受け止めた上で、人口規模は縮小しても経済成長していく社会を目指しています。今やらないと消滅する可能性のある地方自治体がさらに増えてきます。

心配になってくるのが人手不足、人口減少の進展、出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進行し高齢化が進むことで、特に地方では、医師や看護師、介護士などの医療従事者をはじめ、消防士や警察官、役場で働く公務員など社会の屋台骨を支えているエッセンシャルワーカー不足が深刻になっています。

このまま何ら手だてを講じなければ、地方における人口流出はさらに加速し、将来病気になっても誰も見てくれない。火事が発生しても誰も火を消してくれない状況になる可能性が極めて高いです。

人々が安心して生活を営み子供を産み育てられる社会環境を創出していくためには、特に若者や女性にこれからも住み続けたい、枕崎に移住したいと思っていただくことが大切であると考えます。

地方創生ににじむ検証不足が問われています。昨年の9月議会で、立石議員の一般質問への市長答弁では、道半ばとの答弁でした。改めて、本市はこの10年の検証をどのように捉えているのか、お聞かせください。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 昨年の9月定例会において答弁した内容と重複するところもございますが、御質問にお答えいたします。

地方創生の主たる目的は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口過度集中を是正し、地方の持続的な発展を促すこと、とされています。具体的には、地方で安定した雇用を創出し、地方への人流を促し、若い世代の結婚・出産・子育てを支援し、魅力的な地域づくりをすることで、将来にわたって活力ある日本社会を維持することが目標とされています。

国は平成26年9月、まち・ひと・しごと創生本部を設立し、今後5か年の目標や施策を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定して、本格的に我が国の地方創生戦略がスタートしました。初代地方創生担当大臣には石破茂現首相が就任されています。

本市においても、平成27年から令和元年までの5年間を第1期とする、枕崎市地方創生総合戦略を策定して取組を始めました。その後、国においては令和元年12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び令和2年度を初年度とする5か年の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が決定しました。その中で、第2期計画において地方創生の目指すべき将来5か年の目標や施策の方向性等を策定し、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方自治体が共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となり、関係省庁の連携を強め、活力ある地域社会の実現と東京圏一極集中の是正を目指すこととしました。

本市では、第1期枕崎市地方創生総合戦略の効果検証をもとに、現状分析と将来的な社会変化を見極めながら、第2期枕崎市地方創生総合戦略を策定し取組を進めてきています。この10年をどのように検証しているかとの御質問ですが、令和2年2月に発生し約3年の間、世界を襲った感染症拡大の影響等もあり、本市の人口は平成28年の2万1,619人から令和7年5月1日現在の1万8,638人と、この間、約3,000人が減少しています。

先日の厚生労働省の発表による昨年の出生数70万人割れや、是正されない人口の東京圏一極集中の流れなど、国全体としてもこの10年間の地方創生の取組を道半ばであると考えております。

今説明申し上げましたが、国の掲げる地方創生戦略を基本に、それぞれの市町村が独自の戦略を立案し、地方創生に取り組んできた10年間であったわけですが、その間、地方創生に具体的に取り組む2年前の平成24年に、それまでの民主党政権に替わる第2次安倍政権が発足し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の3本の矢を掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスによって株価上昇や企業収益の改善、雇用の改善、円安などの効果をもたらしましたが、平成26年4月、まさに地方創生をスタートさせたその年と、令和元年10月の2度にわたる消費税増税などの影響もあり、なかなかデフレ脱却というところまではいかない経済環境がありました。特に岸田政権以降は、マクロ経済政策もどちらかというと積極財政から財政健全化へかじを切り、昨今の減税議論や所得控除額の議論などに見られる経済政策の先行き不透明感は今後の懸念材料であると認識するところです。

我々、地方自治体がそれぞれ工夫しながら地方創生に取り組んでいるところでありますが、現下の国内経済状況がどのように推移するかによって、人口減少、少子化といった抜本的な課題に光が差すかどうか、その点のウェイトが非常に重く、正直、ジレンマを感じる部分もあるところです。

後の答弁で、成功事例の紹介もさせていただきますが、本市のこの10年間の成果としまして

は、市営野球場、南浜館の改修効果による関係人口の増加、昨年の枕崎お魚センターのリニューアル後の動き、観光振興や移住定住に取り組む地域おこし協力隊の活動、民間事業者におけるE U H A C C P対応等に伴う積極的な民間投資、総額150億円を超えるふるさと納税など挙げられますが、コロナショックが始まった令和2年に市内の年間の出生数が100人を割ってから2桁の数字が続き、人口の自然減、社会減が続いており、小中学校の児童生徒数の減少、医療福祉部門や建設業など社会インフラを支える業種における人手不足など厳しい状況が続いております。

今後は、これまでの地方創生の取組を進化させ、人口減少や東京一極集中の課題に対応しながら、持続可能な地域社会を構築することを目的とした、新たな地方創生2.0の基本構想が、国により近く策定されることから、その内容も踏まえながら、今年度、第3期の枕崎市地方創生総合戦略を策定し、引き続き地方創生へ取り組んでまいります。本市の強みである産業競争力をさらに伸ばし、積極的な企業誘致や関係人口増加への取組等を通じ、現役世代の雇用の増進と所得向上に向けて、地域として可能な取組を強化してまいります。

○5番水野正子議員 次に、地方創生総合戦略のこれまでの取組と今年度の策定状況についてお聞かせください。

○中村浩一郎企画調整課参事 本市の地方創生の取組として、地方創生関係の交付金を活用した各種事業を実施しております。

令和5年度においては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、第三セクターである枕崎お魚センターの経営改善及び観光振興と海業振興による本市のランドマーク化を実現するため、太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の施設整備及びソフト事業に取り組み、令和6年3月にリニューアルオープンし、令和6年度から3か年計画で、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり形成プロジェクトとして、施設整備及びソフト事業に継続して取り組んでいるところです。

また、旧金山小学校においては、令和4年度に公共職業訓練や起業家支援、企業の人材確保とDX化等に取り組むために、多様な人材の活躍を産業の発展につなげるICT拠点整備事業により、施設の一部を整備したところです。

令和5年度から県内IT企業によります地域課題解決のためのICT拠点としてIT分野の職業訓練等の運営が始まり、併せて地域住民との交流事業も展開されているところでございます。

さらに本年度、本市の地図情報を整理、デジタル化し、統合型及び公開型GISの整備を行うため、行政サービスのデジタル化・オープン化による住民サービス向上に向けたシステム導入・運用に係る事業に取り組んでおります。

いずれの事業におきましても、将来にわたり継続的な関係人口の創出や移住・定住につながる可能性を持つ取組であり、本市の発展に資する事業であると言えます。

さらに、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金から新しい地方経済・生活環境創生交付金へと変わり、事業費も拡充され、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう自由度の高い仕組みとなっていることから、今後も積極的に活用し、地方創生に取り組んでまいります。

○5番水野正子議員 様々な取組、承知いたしました。

続きまして、旧金山小学校の未整備部分の整備を計画しており、旧校舎の全体が整備され、様々な方が働くことのできる関係を増やしていくとありますが、来年度以降の事業の効果についてお聞かせください。

○中村浩一郎企画調整課参事 旧金山小学校の利活用につきましては、令和元年から産官学連携による研究や検討会を開催し、令和4年度には、IT分野の公共職業訓練やIT人材育成・研修、地元生産者・企業等のIT導入支援を行う環境を整備したところです。

令和5年度からは、このICT拠点施設の運営が開始され、令和5年度の受講者は64人で、うち就職者が52名、また令和6年度の受講者は89人で、うち就職者が54人となっているところです。

また、施設の未整備部分の利活用につきましては、今年度、地方創生の目指す将来性やこれまでの運営実績、社会的なニーズなどを踏まえて、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、空き教室等をICT多目的室としての整備や、経年劣化の著しい体育館を除却し、駐車場の整備をしようとするものです。

令和8年度以降は、IT分野の公共職業訓練や訓練生の市内企業への就職支援、企業等の人材確保支援、DX導入支援、起業家のスタートアップ支援等の取組が強化、充実されることから、地元企業への雇用促進、産業競争力の強化、関係人口の創出が図られ、誰もが活躍できる持続可能なまちづくりにつながることを期待されているところです。

○5番水野正子議員 市民にですね、旧金山小学校が職業訓練施設として活用されていることや、興味を持っていただけるような発信や、市内でイベントがあるときなどポスターで周知するなどですね、利用された方、参加された方にもインスタグラムやフェイスブックなどでタグづけをしてもらい、発信してもらいたいものではないかと考えます。

地方創生については2点ほど成功事例を調べてみましたので紹介します。

長野県の阿智村は、日本一の星空ブランド、昼神温泉の知名度が低かった中、日本一の星空という地域資源に着目し、天空の楽園ナイトツアーを開催したりして年間6万人の来訪者を集め、地域の活性化に貢献しています。

また、新潟県の十日町市では、芸術祭を開催し、年間30万人の集客に成功しています。稲刈り体験ツアーなども実施し、地域農業に触れる機会も創出しています。

本市も火之神キャンプ場、南湊館もあり、自然豊かなまちをさらにアピールし、来訪者を増やしていけたらと考えます。

続きまして、若者や女性が地域に定住し活躍できるような環境を整備するためにどのような施策を考えていますか、お聞かせください。

○中村浩一郎企画調整課参事 現在進めています第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げる4つの政策分野の1つである、若者とまちをつなぐ分野において、結婚に伴う新生活への支援、子育て支援、小中学校の教育推進等といった若者や女性の定住に向けた様々な事業に取り組んでおりますが、KPIとして掲げている出生数や婚姻数などの数値は目標を下回る状況にあるところです。

そのような中、本年度、新たな総合振興計画や地方創生総合戦略を策定するに当たっては、これまでの事業の検証・評価を行った上で、事業の再構築、新たな目標設定を行い、次期計画の策定に取り組んでまいります。その際、市民の皆様の御意見も踏まえて、女性の働きやすい職場環境の整備、固定的な性別役割分担意識の解消といった女性活躍のための諸課題への配慮や若者が交流する場の提供、高校生の市内企業への就職促進など若者が定住するための諸課題への取組を踏まえて、より包摂的で持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいといたします。

○5番水野正子議員 男女の役割分担などですね、そういうところもしっかり策定に落とし込んでいくよう要望しておきます。

次に、地域の魅力を高め関係人口を増やすための具体的な取組についてお伺いいたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 本市とパートナーシップ協定を締結しています、市内の社団法人と連携している地域おこし協力隊員がこれまで行ってきました空き家再生等推進事業、移住ドラフト会議や移住フェアへの参加、県内外の企業との交流、活動報告会を通じた行政へのフィードバックなど、これらの積極的な活動は、関係人口の増加につながる取組となっているところです。

これらの取組成果の一つとしまして、昨年6月には、国内航空会社、市内酒造会社、一般社団

法人と本市の4者連携協定の締結が実現し、この協定の取組としまして、本市内の耕作放棄地を再生するために市内外から多くの参加者があったところです。

さらに、協力隊員と連携する民間団体が参加した2024年度の移住ドラフト会議で優勝し、2025年度の開催地が枕崎市に決定したところです。

そのほか、地方創生の交付金を活用した取組で申し上げますと、ICT拠点として整備しました旧金山小学校におきましては、先日5月31日に県内IT企業の主催によります金山フェスが開催され、地域内外から1,000人を超える来場者でにぎわったところであります。

また、お魚センターの事業につきましては、地域の特産品や文化、歴史などを生かした地域ブランドを確立することで、市内外において知名度、認知度を高め、観光客の誘客につながる事業となっており、関係人口の増加が期待できる取組となっています。

こうした様々な取組を組み合わせることで、地域の魅力を高め、関係人口を増やし、地域経済の活性化につながるものと考えております。

○5番水野正子議員 本市の魅力を高める事業展開をですね、強く要望しておきます。

また、5月の毎日新聞で前宮城県知事浅野氏の取材では、地方創生は重要ですが、現在の地方創生政策は国が指令を出し、国から来たお金で実施するという中央集権的なやり方では失敗する。自治体がこういう事業をやろうというプランを描き、地方創生を担う側から発案しなければ難しいと紹介されていました。

本市では、どのようにすればうまくいくのか、時代の変化も考え精査研究し、先ほど答弁いただきましたが、令和7年度には、10年に1度の総合振興計画や総合戦略も策定される年です。10年前、地方創生に取り組むとき、女性が当時発言し女性の意見が取り入れられていたかというのも疑問でありますので、今後は、審議会等、若者、女性の意見も十分取り入れていただきますよう強く要望しておきます。

地方創生は、一朝一夕に成し遂げられるものではありません。市民の皆様からも、枕崎の人口減少を心配する声が届きます。持続可能な地域社会を築くため、重要な取組なので、今後も地域の皆様との対話を大切にし、取り組んでいくよう要望しておきます。

続きまして、7月に私たちにとって非常に大切な参議院選挙が実施されます。この選挙は、私たちの暮らしや日本の未来を大きく左右する重要な選択の機会です。そこで聞こえてくるのは消費税の問題です。消費税に関しては、市民も不安を持っていると思います。消費税が本市にどのように活用されているのかお聞かせください。

○田代勝義財政課長 まず、現在の消費税の仕組みや税率について申し上げます。

消費税は、商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金で、令和元年10月に8%から10%へ引き上げられました。その際、10%の標準税率と、飲食料品など一部の対象商品は据置きとなる8%の軽減税率の複数の税率となっております。

消費税は他の税とは異なり、世代や就労の状況にかかわらず、広く公平に負担をお願いするもので、景気変動の影響を比較的受けにくいという特徴があります。

一般的に消費税と呼ばれているものは、国税である消費税が7.8%、地方消費税が2.2%で、これらを合わせて税率10%となっております。

国税である消費税7.8%分の一部は、地方交付税の財源の一部として交付され、地方消費税2.2%分は自治体の人口や従業者数によって案分され、地方消費税交付金として交付されております。

地方消費税交付金の本市への交付額は、消費税率の変更後となる令和2年度から令和5年度決算における平均額で申し上げますと、年間5億円程度となっており、これらは地方交付税と同様、一般財源として行政サービスやインフラ整備等に活用されておりますが、地方消費税交付金の

22分の12に相当する額は、社会保障財源交付金として交付され、文字どおり社会保障施策に要する経費に充てられることとなっております。

この22分の12に相当する額が幾らかと申し上げますと、先ほど本市の地方消費税交付金の平均額が年間5億円程度と申し上げましたが、そのうちの2億7,000万円程度となります。これらは、市民の福祉向上や医療・介護・子育て支援などの、ますます増大する社会保障費の財源として活用されているところです。消費税等は、これら当該施策の充実のため、そして持続可能とするための財源として、本市にとっては欠かせないものとなっているところです。

○5番水野正子議員 消費税が本市にとって欠かせないものということを承知いたしました。

社会保障は単に困っている人だけの制度ではありません。誰もがセーフティーネットの存在を知ること、挑戦への意欲が湧き、社会全体の活力が向上します。安心した子育てができる環境は、次世代を育み、医療や介護の充実、誰もが尊厳を持って暮らせる社会を築きます。社会保障は、私たち一人一人の安心だけでなく、社会全体の安定と発展を支える基盤です。この大切な制度を維持し、よりよいものにしていくために、私たち自身が関心を持ち、支えていくことが必要だと考えます。

続きまして、おたふく風邪の予防接種の助成金について伺います。

ここで簡単におたふく風邪がどのようなものか紹介いたします。

主な症状が、耳下腺の腫れと痛み、耳の下や顎下が腫れ38度前後の熱が続きます。おたふく風邪は軽い病気だと思われがちですが、様々な合併症を引き起こすことがあります。特に成人になってから感染すると重症化しやすい傾向があります。50人に1人の割合で無菌性髄膜炎が引き起こされ、強い頭痛や嘔吐などの症状が出ます。また、一生治らない重度の難聴になることがあります。

そこで、令和6年4月から令和7年3月まで、おたふく風邪の予防接種をどのくらい接種しているのか、南九州市、南さつま市の小児科1件と本市の小児科1件に確認してみました。南九州市の小児科が131件、南さつま市の小児科が167件、本市が83件予防接種を受けているとのことでした。

数を聞いて接種されている方が多いなと感じました。市内の保育園に確認してみますと、おたふく風邪の発症は最近はないとの返答でした。予防接種を受けている効果だと考えます。

おたふく風邪はワクチンで予防できる病気です。日本では任意接種ですが、重い合併症のリスクがあるため接種が推奨され、予防接種の重要性は指摘されています。多くの先進国では、おたふく風邪ワクチンが定期接種となっており、2回接種が実施されています。これにより流行の規模が抑えられ、重篤な合併症の発生も減少しています。

南さつま市、南九州市は1回につき一部助成があります。本市は今後、おたふく風邪予防接種の助成の考えはないのか、伺います。

○森智賀健康・こども課参事 おたふく風邪は、流行性耳下腺炎あるいはムンプスとも言われ、ムンプスウイルスの感染によって起こる全身性感染症です。国内では、4年から6年周期で流行が報告されていましたが、ここ数年間流行は見られていません。

県内の発生状況ですが、2024年の定点当たりの報告数は107でした。2025年は6月8日までの定点当たりの報告数は41で、加世田保健所管内での報告はありません。

おたふく風邪の感染を防ぐためにワクチン接種が行われますが、日本では任意接種です。おたふく風邪ワクチンは、1歳代に1回、小学校入学前の1年間、いわゆる年長児の年に1回、計2回の接種が推奨されています。接種にかかる費用は医療機関によって異なりますが、一般的に1回当たり4,000円から6,000円程度と言われています。

県内には、おたふく風邪ワクチン接種に助成をしている市町村があります。おたふく風邪の感

染予防及び費用負担軽減のため、本市でも助成について検討してまいります。

○5番水野正子議員 おたふくかぜの予防接種の助成により、保護者の費用負担が軽減され、接種機会が増加し、接種率の大幅な向上が期待できます。今後取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

続きまして、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

令和4年度が15億9,000万円、5年度が12億0,300万円、6年度が15億3,000万円でしたが、令和3年度には34億円の年もありました。今後また34億円に近づけるのか、お聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 先日の一般質問でも答弁いたしておりますけれども、本市のふるさと納税額につきましては、平成28年度に返礼事業を開始して以降、年々大きく増加いたしまして、令和3年度に約34億円と多くの寄附を頂きました。それから令和4年度は約16億円と半減いたしまして、令和5年度も約12億円に減少しております。

このことから、令和6年度に本市のふるさと納税制度の中心的な役割を担う専門部署といたしまして、ふるさと納税推進係を設置し、まずは協力事業者等との連携・協力体制を深めるということを行いまして、同時に本市返礼品の積極的なPRに努めました。それらの取組の成果もありまして、令和6年度の寄附額は約15億3,000万円となりまして、前年度から約3億円増加いたしております。そして、令和7年度に入ってから前年度を上回るペースで寄附を頂いております。昨年度の流れが現在も続いているというところでございます。

本市には、全国に誇る様々な魅力ある地場産品がございます。寄附額の増加に対しても大きなポテンシャルを持っているということになりますので、様々な広告媒体や機会を通じて全国にアピールし、より多くの寄附額と本市のファンの獲得に努めてまいりたいと思います。同時に、昨日も申し上げましたが、市の施策を計画的に推進していくためには、安定的な運営というものをやっていく必要があります。足元をしっかりと固めつつ、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

○5番水野正子議員 34億円の実績があると考えますが、そこはどうお考えでしょうか。

○籠原正二企画調整課長 令和3年度に34億円ということで、多くの金額を頂きました。これにつきましては様々な要因がございます。

一番は、返礼品協力事業者非常に頑張っていたというところもございます。そして、当時右肩上がりの状況でございました。常に、それぞれの各ポータルサイトにおきましては、そのポータルサイトのランキングの上位に枕崎市の返礼品が掲載されている状況でございました。

それがありまして、令和3年度は34億円ということで、全国でもですね、トップ21位だったと記憶してございますけれども、そういったこともありまして、多くの寄附を頂いたところでございます。

その後ですね、様々な要因がございます。先日も申し上げましたが、やはり急にこういった形で、そういった形で多くの寄附額を頂けるようになった。

それに対して市、委託事業者、返礼品協力事業者との連携体制というものがしっかり構築できていなかったというところがですね、不十分であったというところがですね、一つ大きな要因であった、寄附額が急減した要因だったと考えておりますので、それについてはですね、今先ほど申し上げましたとおり、しっかりそこをもう一度構築し直すということで、ふるさと納税推進係を中心に、協力体制というものを固めていくということで、何とかそこにですね、一気に34億円という形で増やすということもですね、今度は体制的な問題、協力事業者がそれだけの返礼品を提供できていく体制にあるのかという問題もございますけれども、そういったものをですね、着実にですね、協力事業者とも協力し合いながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5 番水野正子議員 本市のふるさと納税推進係には御尽力いただいていること承知しております。

本市ならではの特産品や体験型返礼品など、他自治体との差別化を図れるような魅力的な返礼品の開発、拡充、またSNSやふるさと納税ポータルサイト、広報紙など、多角的なチャンネルを活用した効果的なPR戦略を強化し、潜在的な寄附者への周知を徹底していただくよう要望しておきます。

続きまして、ふるさと納税のポータルサイトが独自に付与しているポイント制度は、2025年10月1日から廃止されることが決まっています。対象となるのは、楽天ふるさと納税やふるなびなど、各ふるさと納税ポータルサイトが寄附額に応じて付与しているポイントが対象となります。クレジットカードで獲得できるカード会社のポイントは引き続き付与されます。

そこでお伺いいたします。2025年9月30日まではポイント付与が継続されるため、駆け込み需要が発生する可能性があります。そこで自治体の事務負担が増え、年末だけでなく、ポイント廃止前の9月に寄附が集中することで、自治体側の事務処理が一時的に逼迫する可能性があると考えます。

本市の人員体制、返礼品の在庫確保、寄附者への情報提供はどのような対策を考えているのかお聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 ただいま質問者からございましたとおり、昨年6月、総務省から、寄附に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止するという制度のルール見直しが表示され、今年10月1日から施行されることになりました。

具体的に申し上げますと、ふるさと納税を仲介するポータルサイトが現在独自に付与しているポイントがございすけれども、そういったポイントや、ポイントサイト等を通じてポータルサイトで寄附を行った際に付与されるポイントが禁止されることになります。

このことによりまして、ポイント禁止前の8月から9月にかけて寄附者からの問合せや、ワンストップ特例申請処理の増加が見込まれているところでございます。

これに対する対応といたしましては、事務量の増加によってはですね、職員の時間外勤務での対応も想定されますけれども、ワンストップ特例申請の処理につきましては、最終処理期限が来年1月となっております。ですので、必要に応じてですね、寄附者への周知を行った上で、ワンストップ特例申請書の処理につきましては、10月から11月、年末にかけてですね、処理を分散していくということで対応してまいりたいと考えております。

同時に、この時期のですね、寄附額増加に向けた取組を行ってまいります。

返礼品協力事業者に対しましては、9月の駆け込み需要の可能性が高いことについて改めて周知をいたしまして、在庫と発送体制の確保というものが大事になりますけれども、この確保を依頼するということを改めて周知いたします。そして、返礼品写真撮影会を8月上旬に実施いたしましたしまして、返礼品の魅力度向上につなげてまいりたいと考えております。

また、枕ふる協力会と連携した取組として、ポータルサイト内での広告を9月中旬から実施いたします。そしてチラシの配付、チラシにつきましても返礼品に同梱いたしまして、リピーターの確保も努めていくと。

また、市の広告戦略といたしましても、新規ポータルサイトを4サイト追加、各ポータルサイトの検索連動広告、ポータルサイトトップページへのバナー広告掲載など、このタイミングに合わせまして集中的に実施してまいります。

さらに9月中旬に東京で行われる自治体PRイベントへ参加いたしまして、本市返礼品の魅力を直接アピールしファンの獲得に努めてまいりたいと考えております。

○5 番水野正子議員 様々な対策を考えていることを承知いたしました。

続きまして、ポイント廃止後の影響をどのように認識しているのかお聞かせください。

○笹原正二企画調整課長 各ポータルサイトにおけるポイント付与が禁止されることで、寄附者にとりましては、ふるさと納税のお得感ではですね、減退するということが懸念される場所ではございます。

また、ポイント還元というポータルサイトの間の差別化の要素がなくなります。このことから各サイトは、返礼品のラインナップの充実、サイトの機能改善、プロモーションなど、ポイント以外の方法での競争が促されていくということも考えられます。

一方で、ふるさと納税による返礼品の提供につきましては、寄附者にとりましては、依然として引き続きメリットは大きいというふうに考えております。

今年3月、ポータルサイトを運営するさとふるが、ふるさと納税の経験のある方に対し、ポイント禁止による影響についてアンケートを行っております。このことについて結果が報道されました。

それによりますと、ふるさと納税を利用する意向が変わらないという回答をされた方が67%、意欲が低くなったという回答された方が27.6%、意欲が高まったと回答された方が5.4%という結果となっております。また、寄附先の選び方につきましては、57.7%が変化しないと思うというふうに回答しております。

10月1日からのポイント禁止が、本市にどの程度の影響を与えるかということにつきましては未知数でございますが、市といたしましては、市の寄附額の割合の高いサイトについて、状況を注視しながら、必要な対応を取ってまいりながら、引き続き寄附額の確保に努めた取組を進めてまいりたいと思います。

○5番水野正子議員 ふるさと納税は、まちづくりの財源として貴重な財源なので、滞りなくしつかりとした事務作業、寄附の確保を要望しておきます。

続きまして、本市の農業振興について質問してまいります。

近年の物価高、資材高騰、肥料費高騰で農家を回ってみますと、厳しい声を聞きます。本市でも補助金や支援もされていると聞いていますが、そのような支援があるのに農家への周知ができていないかと考えます。どのような周知をされているのか、お聞かせください。

○沖園信也農政課長 農業の補助金等につきましては、市単独や国県等の支援など多岐にわたっております。

基本的には、市単独の支援につきましては、事業概要をまとめた資料を作成し、また、国等の事業につきましては、国等が作成した事業概要の資料を使用し、対象となる作物の部会や農家の集まりなど、直接農業者等と接する機会を活用し周知を行っているところでございます。

また、対象農家が集まる機会がない場合や事業申請期間の迫っている事業、認定農家者等担い手育成対策事業や高性能茶機械施設等導入支援事業など対象者が限定された事業につきましては、農家戸々に通知を行うなどその状況に応じた手段で周知を行っております。

ただし、降灰防止・降灰除去施設等整備事業など継続して取り組まれている事業で、毎年繰り返し説明を行っていない事業もあることや、作物部会等においても、国県等の事業を漏れなく周知する時間を確保できないため、当該部会等では困っていることにつきまして、農政課やJAなどに電話等での相談を促しているところでございます。

○5番水野正子議員 垂水市ではですね、農林課事業パンフレットというものを作成されていまして、どのような事業があるかというのを20ページほどで紹介しています。

忙しい農家が農政課に足を運んだり、自分でインターネットから調べることも難しいと思います。パンフレットがあると見やすいのではないかなと考えます。

そのメリットは、1情報へのアクセスが容易になり、市役所に行く時間がなくても、手元で必

要な情報を確認でき、インターネットが苦手な方でも、紙媒体であれば抵抗なく読めます。2多くの情報をまとめてコンパクトに提示することで、農家が短時間で要点を把握しやすくなります。3漠然としたアイデアがあっても、具体的な事業計画の立て方や支援制度など、まとめていたら自分もできるかもしれないと考えるきっかけになります。4パンフレットを読んで基本的な情報を把握してから、市役所や担当者と話すことで、具体的な相談ができ、スムーズなやり方につながります。

パンフレットを作成するだけでなく、農家の手元に届くように工夫することも重要となります。巡回指導の際の手渡しなどですね。

本市は、農政課パンフレットを作成する考えはないのかお聞かせください。

○**沖園信也農政課長** ただいま質問者から紹介のありました垂水市の農林課事業パンフレットは見せていただきました。イラスト等を用いて、分かりやすく、親しみやすく作成されているというのが感想です。

先ほども答弁いたしましたでしたが、本市でも事業内容を周知するための資料は作成しておりますので、その内容を精査して見やすくするなどの工夫を今後していきたいと考えております。また、これらの事業を集めてパンフレット形式にするかにつきましては、今後検討をしていきたいと考えております。

また、農家からの相談待ちでなく市役所から積極的に農家の声を聞く、そういったものにつきましても、これまで以上にＪＡや県など、関係機関の職員間の連携を図り、情報の共有を図っていききたいと考えております。

○**5番水野正子議員** 私も、農家からいろいろと聞かれて、農政課に行ってやるより、このパンフレットがあると、そこで紹介しやすいのかなと考えます。新たに総合振興計画も作成されますので、課題や目標を取り入れていただくよう要望しておきます。

といいますのも、今年は果樹が品薄だと聞き、果樹の生産者に連絡を取り、広大な果樹園を視察させていただきました。話を聞いてみますと、果樹はとても手がかかるとのことでした。

例えば、農薬散布もドローンでできるのではないかと聞いてみましたが、枝葉に上からも下からも薬を散布するとのこと、ドローンで散布するわけにはいかないとのことでした。

果樹を取り巻く環境は、担い手の減少や頻発する自然災害、地球温暖化の影響による生理障害や病害虫の発生など、栽培環境が大きく変化し、従来どおりの栽培法では対応できない状況が発生し、仕事内容もハードで担い手不足も深刻です。

また、果樹園を視察していると、小さなタンカンの実がついていました。これが大きく成長していくのは楽しみでもあり、それがやがて立派な商品になることを考えると、やりがいもひとしおだと思います。しかし、病害虫の被害によって大きく育った実が落下し、商品にならなくなるという話を聞きました。生産者の方がどれほど残念な思いをされるか、想像に難くありません。

そこで、生産者が大変だと感じているときに、何か敏速な対応で支援をしていただけたらと思います。農業をやって喜びを感じられる環境づくり、また、生産者と関係機関が団結し、持続可能な果樹産地構築を願い、一般質問させていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○**眞茅弘美議長** 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○**眞茅弘美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 今、ニュースでも話題になっていますアメリカのトランプ大統領ですが、軍の創立記念日に約65億円、自分の誕生日を祝う軍事パレードを行いました。これは全額税金だといいます。なぜ今軍事パレードなのでしょう。

ニューヨーク・タイムズは、軍事力のより重大な使用あるいは悪用の予行演習となることを懸念する見方があると報じました。またパレードと同じ日に、米国に王様はいらないと、全国で500万人がデモに繰り出しました。主催者は、権力の濫用、残虐行為に対して共に立ち上がろうと呼びかけました。インターネット上では、集会やデモの開き方、進行の仕方、マスコミ対応、意見が対立する人々との接し方まで、小さな街角から田舎まで、誰もがどこでも行動を組織できるように丁重な助言が2,000か所以上での行動に、独裁に対抗する民衆の底力を感じると同時に、トランプ氏といえば4年前の大統領選挙で敗北を認めず支持者を議事堂に乱入させたり、このような国が民主主義の国なのでしょう。

日本政府はアメリカ一辺倒ではなく、国民の声を聞き国民のための外交に立ち向かうべきではないでしょうか。

それでは一般質問に入ります。

まず、交通弱者対策についてですが、以前から議会でも要望しているところですが、交通弱者対策の充実という観点、そしてタクシーチケットを増やすとともに、他市のようにタクシーだけではなく温泉やはり・きゅう等でも使えるように利便性の高い共通チケットについて検討が行われたのでしょうかということをお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市民や議会から要望もごさいます共通チケット、これの検討ということで御質問ございましたが、またタクシーチケットの増額等について交通弱者対策の充実を図るため、令和6年度より300円券を12枚増やし、1人につき36枚、1万0,800円の支給をしているところをごさいます。

今質問がございましたタクシーのほか、温泉やはり・きゅう等でも使えるような利便性の高い共通チケット、これの検討につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

○川野優治長寿介護課長 令和6年6月の第4回定例会におきまして、温泉券、はり・きゅう券、タクシーチケットを統合して、高齢者のニーズに合った利用しやすいフリーパスポート券にするべきではないかとの質問をいただいております、フリーパスポート券につきましては、今後検討していきますと答弁しているところです。

まず、温泉券について申し上げます。

本市での高齢者等の入浴に関する施策では、老人福祉センターに無料で利用できる入浴施設があり、令和6年度の利用者は2,905人、1日平均利用者は約20.8人となっている状況にあります。

現状では、老人福祉センターに無料で利用できる入浴施設があることから、温泉券の発行は行っておりませんが、入浴サービスを廃止した場合、代替措置については検討する必要があると考えております。

また、はり・きゅう券とタクシーチケットの統合につきましては検討を行っておりますが、はり・きゅう等助成事業とタクシー運賃助成事業は、制度の目的や対象年齢の違いがあり、統合した場合、それぞれの目的が達成できなくなります。そのため現時点では、真に必要な人への支援につなげることが最優先との考えから、各事業の推進を継続しているところです。

○7番豊留榮子議員 皆さんは、温泉やはり・きゅうのチケットがね、配付されているということにはとても感謝していますという声を聞きます。ですからこれを本当に減らしていくのではなく、もう少し充実させて、皆さんにも安心して使っていただけるような、そういう制度を続けて

いってほしいと思うところです。これからもよろしくお願いいたします。

次の質問ですけれども、市長は今年の施政方針で、地域の公共交通の確保や維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を進めると述べていますが、現在の取組状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○籠原正二企画調整課長 質問者からございましたとおり、本市の交通施策といたしまして、今年度、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を進めることとしております。

令和4年6月に策定しました枕崎市地域公共交通計画では、本市の公共交通において解決すべき課題の一つとして、市民生活に必要な移動手段を確保・維持していくことが必要であると整理いたしまして、施策の進捗状況や目標の達成状況を継続的に確認し取組を進めるとしているところでございます。

これに対する取組といたしまして、金山・道野地区におきまして、金山・道野から市街地方面への廃止代替バスの路線運行が令和5年9月30日をもって廃止されることに伴いまして、予約型乗合タクシーの実証運行を令和5年10月1日から実施しており、今年度も継続して実証運行を行っているところでございます。

また、市内のその他の地域における移動手段の確保策といたしまして、昨年10月の1か月間、デマンド交通の導入に向けまして、タクシー事業者の事業実施の可能性と利用者のニーズ・動向を把握することを目的といたしまして、実証運行を実施したところでございます。

この結果として、市内タクシー事業者の事業実施の可能性としては、課題や不確定な要素は残るものの、事務の見直しや運行形態への慣れにより、課題は解消されるのではないかと聞いております。このことにより、一定の検証はできたところと考えております。

一方で、利用者のニーズ・動向の把握につきましては、1か月間の実証期間ということで、利用者が少なく、必要なデータは得られなかったところでございます。

このことから、今年4月28日に開催されました枕崎市地域公共交通活性化協議会に、市内全域での実証運行を10月から1月までの4か月間の期間で実施することを提案し承認されたところです。現在、事業者の協力の下、実証運行に向けた九州運輸局の承認手続を進めているところでございます。

今年10月から1月までの4か月間の実証運行に当たりましては、運行する時間帯、便数など、利用者のニーズに応じつつ、既存の公共交通との連携や運行事業者の業務量、必要となる財源等を勘案しながら、持続可能な運行体制を模索していくことになります。また、デジタル技術による予約システムなどの導入についても必要に応じて検討していくこととなります。

質問者からありましたとおり、交通弱者の移動手段の確保につきましては、喫緊の課題でございます。市としましても、取組をさらに加速していかなければならないと考えておりますので、これまで実施しておりますタクシーチケットの交付と併せまして、交通形態としてのデマンド交通の導入につきましても、今年度の実証運行を経て早期に実施してまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 いろいろな取組はよく分かるんですけれども、これは本当に対象の方たちに対する具体的なお知らせとかそういうのはまだだと思んですが、この普通のバスを利用する方っていうのは今のところは少ないと思うんですね。でもこれからどんどんどんどん運転免許の返納ということが進んでいますので、自分でどこか行きたいというときにぱっと行けるその手段というのがなかなかタクシーは高いですし、なかなか大変な状況になっていくと思うんですね。

ですからこれを地域のために、各地域でなくて市内の方たちでもこの高齢者の方が増えていきますし、返納されている方もだんだん増えてきていると思うんですね。そういう方たちも自由に行き来ができる、買物ができる、そういう制度の役割を果たすためにも、これをきちっとした取組

を今後も続けていってほしいと思いますので、重ねてよろしく願いいたします。

それでは次に、高額療養費制度について質問してまいります。

国は医療費が高額になった自己負担を抑える高額医療費制度を今年8月、負担上限額の引上げを見送りましたが、改めて方針を検討し、決定するとしています。引き上げられたら多額の医療費を支払うことができずに自己負担が多くなり、治療を断念することになりかねません。さらに長期に治療が必要ながん患者たちにとっては命綱になっています。本市はこのような苦しむ市民の状況をどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 我が国の医療保険制度は、全ての国民が公的医療保険制度に加入し、一人一人が保険料を負担し、助け合うことにより、必要な医療を受けることができる国民皆保険制度が取られています。

各種公的医療保険のうち、市町村国保である枕崎市国保と後期高齢者医療制度である鹿児島県後期高齢者医療保険に加入している本市住民の方については、健康・こども課において事務を行っていることから、各被保険者の方の医療費の状況について把握がされています。

また、被保険者の方々が医療機関や薬局等の窓口で支払った額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超えた額を支給する高額療養費制度の支給状況についても把握できています。

健康・こども課において、高額療養費制度の支給対象となっている被保険者の方々の経済状況を把握することは困難ですが、治療が長期にわたり、毎月高額療養費の対象となっている被保険者の方々の経済的な負担は大きなものになっていると認識をしています。

最新の高額療養費の状況につきましては、5月に集計しました令和7年2月診療分について、国民健康保険は501件、うち多数回該当85件、後期高齢者医療保険については561件、うち多数回該当73件となっています。

多数回該当につきましては、直近12か月間に高額療養費が支給された月が3か月以上となった場合、4か月目から限度額を軽減する仕組みとなっております。

○7番豊留榮子議員 高額医療費制度というのは、とても病気を抱えた人にとってはすごい負担になっていると思うんですね。これがまた増えていったりして、今回は負担の限度額の引上げは見送られたんですけれども、今後ですね、これを拒否する政策を本市でもつくっていただいて、この医療が安心して受けられるようなそういう制度を守ってほしいと思うんですね。これをよろしく願いいたします。どうでしょうか。

○鮫島眞一健康・こども課長 高額医療費制度につきましては、国の政策のほうで決められるものでございますので、本市独自で高額医療費制度の変更という部分はなかなか難しいものだと考えております。

ただ、被保険者の方々が高額医療費制度を受けないような健康状態になるというのが一番だと考えておりますので、御自分自身の健康状態を知るための一つの方法としまして、保険者による特定健診等を行っております。

早期発見と早期治療につなげることで、高額療養費の対象にならないような治療で済みますというのも一つの方法かと思っておりますので、受診のきっかけとしまして、今年度から個人を対象としたインセンティブ制度のほうも導入をすることとしておりますので、引き続き受診率の向上に努めまして、医療費の負担が大きくならないような取組を行っていきたいというふうに考えております。

○7番豊留榮子議員 とてもこれ大事なことですので、このお知らせですね、市がこんな対策も取っていますよと、いろいろありますよね、健康体操でありますとかそういういろいろなものが今できているんですけれども、そういうことのお知らせも含めて、皆さん健康に気をつけましょうみたいな、そういうお知らせもしてほしいと思うんですね。多分されているかとは思いますが

けれども、なかなかみんな市報に挟まれていたりしても、しっかりと読んでおられない方もおられるかと思うんですね、再度またお願いしたいと思いますので、そういうお知らせ版をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。3番目は学校給食費の無償化についてであります。

今、物価の高騰が続く中、市民の暮らしを守るためにも、学校給食費は教育費の一環として、完全無償化にすべきではないかと思うんですが、本市の見解と対策をお尋ねいたします。

○高山京彦給食センター所長 これまでも一般質問で幾度か取り上げられ、市長からも直接、自身の考えを含め答弁していますが、本市としては、給食費の無償化に取り組む予定はありません。

質問の要旨に、教育費の一環としてとありますが、日本国憲法第26条第2項は「義務教育は、これを無償とする。」と定め、教育基本法第5条及び学校教育法第6条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めている一方、学校給食費については、学校給食法第11条第2項において、保護者負担と定められているところです。

この憲法の「義務教育は、これを無償とする。」という無償の意義につきましては、「子の保護者に対し、その子に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められることから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」と解されるものが通例であるとされています。

よって、授業料のほかに、学用品やその他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解釈することはできないと考えています。

これまでの本市の取組としましては、経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に対する学校給食費の負担軽減策としまして、就学援助費の対象世帯に対しまして、令和元年度から学校給食費の全額助成などを行っているところです。

また、物価高騰に伴う対策としまして、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した食材費への補助を行っています。ほか令和5年度に全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分、月額300円の補助を令和6年度まで継続しまして、今年度はさらに給食費の値上げを行った上で、その値上げ分を上乗せして、小学校では月額900円、中学校では月額1,000円の補助を行うこととしているところです。

○7番豊留榮子議員 それは皆さんもう学校給食費を活用している家庭の方は分かっていると思うんですね。ですけど、完全に無償化っていうことについて、私自身、前も質問したかと思うんですけども、今の制度ですね、一旦やっぱり給食費の代金は支払うんですか。それとももう支払うことなく無償でやっていけるということですか。今までは、一応、払っていたんじゃないかなかったです。そこをちょっとお尋ねいたします。

○高山京彦給食センター所長 今お尋ねの件は就学援助費のことだと思いますけども、それにつきましては1回給食費を納めまして、その後助成するような形になります。

○7番豊留榮子議員 ということは、やっぱり一旦支払うということですか。一旦支払って、その分また帰ってくるという。だから、そこが一旦支払いをなくして、もうスムーズに無償化になっていたらいいなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 就学援助費の手續上ですね、どうしても支払いを1回してもらって、それから助成するような形になりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○7番豊留榮子議員 はい、それは承知していました。その点を本市として何かこう補助できないかなと思ったもんですから、独自にそういうことは難しいですか。

○高山京彦給食センター所長 その点につきましてはですね、まだちょっと事務局のほうに帰って、実情を聞いて検討はしていきますけども、そこは今、先ほど答弁しましたように1回お支払いいただきまして、その後助成するような形で御理解いただきたいと思います、今現時点ではそれで御理

解いただきたいと思います。

○7番豊留榮子議員 とにかく一旦支払うということは、その場に現金がないと支払えないわけですね。で、またそれが戻ってくるんですけれども、また払わなきゃいけないとなると、何だかこんがらがってきて、やっぱり現金をここに持っておかなきゃいけないということになっていくと思うんですね。その点についてなんですが、本市としては、現状のままでやっていくということなんですね。それは分かりました。

市民の要望としてはそういう一旦支払うということではなく、最初から無償化にしてほしいという声もありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

では、次の空き家対策についてです。

町の中の空き家が至るところで目につきますが、本市の空き家対策がどのようなになっているのかまずお尋ねいたします。

○平田寿一総務課参事 我が国におきましては、少子高齢化や人口の減少、都市部への人口集中などにより、全国的に空き家が増加し、社会問題となっております。

空き家の増加は、景観や治安の悪化、防災上の問題、財産価値の低下など様々な問題を引き起こすため、国や地方自治体、NPO団体などが一体となって対策に取り組んでいます。

総務省が令和5年10月1日現在で実施した住宅・土地統計調査によりますと、本県の空き家率は全住宅の20.5%で、全国で4番目に多いという結果が出ております。また、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家の率、すなわち使用目的のない空き家の率については、13.6%で全国1位となっています。

本市では、増加する空き家への対策として、様々な取組を行っていますが、まず、第一義的には、空き家は個人の財産であり、所有者等に適正な管理責任があるということ。倒壊や資材の飛散、火災などにより近隣に被害が及んだ場合、所有者等が損害賠償などの責任を問われる可能性があるため、これらのことを市民の皆さんに対して周知するとともに、法や条例に基づき所有者等に適切な管理を促しています。

空き家の中でも、損壊等が激しく周囲に危険を及ぼすような状態にある空き家については、建物の不良度を調査し、一定の基準に達したものについては、特定空家等と判定し、法に基づく助言・指導などを行い、解体・撤去を行う場合は、その費用に対して補助を行い、除却を促進しております。

まだ、使用できる空き家に対しては、空き家バンク制度を設け、「売りたい・貸したい」所有者と「買いたい・借りたい」利用希望者をつなぎ、空き家の有効利用を図っています。空き家バンクに登録された物件は、市の移住・定住応援サイトや2つの全国版空き家バンクで紹介しております。これらの物件については、外観や室内の写真、売買・賃貸の別、価格、間取り、面積、築年数、駐車場など詳細な情報の掲載に努めています。

このほか、空き家バンクへの登録を促すため、家屋に残っている家財道具等の処分にかかる費用の一部を助成する空き家バンク利用促進事業補助金制度があるほか、U・Iターン移住者の住宅の取得や改修にかかる経費などを補助する制度もあります。

これら空き家の除却や活用、管理に係る施策の情報については、毎年度、固定資産税納付通知書にチラシを同封し、空き家の管理者に周知を行っているところです。

本市では、これらの空き家対策を総合的に推進していくために、枕崎市空家等対策計画を策定し、5年ごとに見直しを行いながら更新し、取組を進めています。現在の計画は令和8年度までを期間としていますが、令和9年度からは新たに第3期計画に入ることから、今年度は計画策定のための実態調査を実施いたします。

○7番豊留榮子議員 はい、ありがとうございます。この空き家の対策というのはとても大変な

ことだと思うんですね。見た目がもうあそこは危ないっていうような声もあったりするものから、そういうところも確認されているかと思うんですけども、今、本市自体が解体している空き家っていうのは何件ぐらいあるんですか。

○平田寿一総務課参事 解体につきましては、あくまで所有者の皆さんが解体をしております。代執行を行うなどして市が解体をしたものはないんですけども、解体撤去を促進するための、先ほども言いましたこの補助金制度、平成25年度からスタートしているんですけども、この令和6年度まで、補助金を使って解体された棟数が216棟ございます。またそのほかにも、自費等で解体されたものまで含めると、全部で263棟となっております。

○7番豊留榮子議員 なかなか持ち主が分からないというところがたくさんあるかと思うんですね。それを何とか解体してもいいような制度っていうのを市でつくることはできないですか。

○平田寿一総務課参事 最初の質問でも答弁いたしましたけれども、あくまで所有者個人の財産ですので、市が勝手にとといいますか、強制的に解体する場合は、代執行等、裁判所を通じて手続をして解体をしていくことになると思います。

○7番豊留榮子議員 本当にこの若い人たちが、ここ枕崎からよその町に行ってしまうということが多くなっているんですけども、若い人たちがここに住み続けられてくれるようなまちづくり、いろんな制度もそうですけれども、まず住むところ、これとても大事だと思うんですね。

市長どうでしょうか。空き家の補助制度の検討、これを解体するのか、それをそのまま周りをきれいにして、若い人たちが住めるようなそういう家にしていくのか。枕崎に活用できるようなこの空き家をそのまま放置しておくというのは本当に残念なことだなと思うんですね、立派なお家もありますもんね。どうでしょう市長。

○前田祝成市長 今、質問者からございました、まず、空き家を解体する、空き家を処分するということについては、先ほどから参事のほうから答弁がございますように、所有者の責任でやっていただくということをしなければですね、ある意味、市がしてくれるんだというふうになってしまうと、その辺は非常にモラルハザードといいますか、そのあたりが厳しくなるのかなというふうに思っております。

また、住める空き家をうまく利活用して若者が住める環境をつくるということについては、様々、空き家対策等、あるいは若者の住めるようなリフォームの支援であるとかですね、そのあたりについては、企画調整課のほうから答弁させていただきたいと思います。

○籠原正二企画調整課長 現に定住している方に対する、住宅取得やリフォームに対する助成制度については現在ございませんが、これまで定住促進対策として、制度創設の必要性につきましては、様々御意見をいただいているところでございます。

これまでも言及しておりますけれども、本年度、第7次総合振興計画及び第3期総合戦略の策定を行っておりまして、その中でも関係人口の創出を含めました移住・定住施策につきましては、少子化対策、地場産業の振興などとともにですね、人口減対策の重要な要素となりますので、令和8年度からの計画に盛り込んでまいります。

移住・定住に関する新たな施策を体系的に組み立てて、それを具体的に進めるための事業のパッケージを検討していかなければなりません、その中でですね、住居の確保に関する定住促進策としてのリフォームも含めました住宅確保支援制度につきまして、効果を検証しまして、必要となる財源等を量りながら検討してまいります。

○7番豊留榮子議員 この枕崎市が廃れていくような、そういうことにならないように努力されていらっしゃるのとはよく分かります。これからもこの空き家対策については、心を通わせて、枕崎のためによろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○眞茅弘美議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後1時12分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

令和の米騒動とは、2024年に発生した米不足や価格高騰を指します。この騒動は、2024年夏頃に社会問題として注目を集め、2025年5月もその影響が続いております。

その特徴は、十分な生産量があるにもかかわらず、需要増加と流通の変化、そして投機行動という複合的な社会経済的要因が背景にあり、またSNSなどでの情報拡散が不安をあおり買占めを加速させた点もあります。

農林水産省の公表資料では、生産者と卸売業者間で行う相対取引の推移として、令和6年度産、米の価格は右肩上がりで上昇傾向です。こうした価格高騰は家計を直撃し、月に5キロ程度消費する家庭でも、年間にすると2万円程度の負担増になります。

政府は2025年1月に政府備蓄米の運用について見直しを行い3月に入札を実施し、初回12万トンを出しました。しかしながら、これは備蓄米の放出であり、通常米の価格は依然として高止まりです。十分な生産量の米があるにもかかわらず、通常米の価格は高いままであるとすれば、どこかに原因があると考えられます。前述に述べた要因ももちろんあると考えられますが、市長の見解をお聞かせいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 少し議員とは見解が異なるところもございますが、令和6年から続いている米不足、価格高騰については様々な原因が言われているところですが、特に価格に関しては、基本的な価格メカニズム、需要と供給のバランスが崩れて起こった結果ということだというふうに思っております。つまり、供給量より需要量が多いと価格が必然的に上がる傾向がございます。

今回の場合、令和5年産の米の不作があり令和6年に供給できる量が減ったこと、これは供給側の要因です。一方、令和6年の需要の状況は、よく言われるのが南海トラフ地震臨時情報の発表による一般家庭の備蓄、コロナショック明け、インバウンドの回復による日本食の需要が増えた、などが言われますが、私個人的には前者の影響はそれほどないものの、後者の影響は全体の需要を押し上げる要因になったのではないかとこのように思っております。

このような状況下で、供給量と需要量の間に大きな需給ギャップが発生したことにより、米不足、価格高騰という流れになったというのが一般的な見解ではないかと考えます。今年、令和7年に関しましてもその流れが続く、流通段階での需要の先食い収まらずに価格が高騰し続けたということだと思います。

経済メカニズムから申し上げますと、需給ギャップを少なくすることで価格の安定が保たれることにつながると考えますが、米の場合は需要と供給という要素のほかに、過去の減反政策に代表される国の米政策というもう一つの要素が加わりますので、なかなか難しい問題が出てきている現状があるのではないのでしょうか。

今回の政府備蓄米の放出も、その一つの方策であったと考えますが、長期的視点に立ちますと、今後の米の供給量をどのようにコントロールしていくかが大きな課題、ポイントになるんだというふうに思います。現在は経済トレンドとして需要が増える傾向にあり、そのためには供給体制を伸ばす必要があると考えますが、個人的な意見となるかもしれませんが、保護政策ではなく、

その供給を伸ばす方法を、できるだけ未来を担う米農家にとってチャレンジングな動機づけになるような方向、そういう方向へかじ取りをして取り組む必要を感じております。

○4番上迫正幸議員 様々な食品が値上げされる中、私の持っている資料では2024年4月の全国平均の5キロ米単価は2,228円であります。これが2025年4月には4,543円と約2倍の金額となっております。米は日本人の主食として生活必需品であり、消費者には長年培われた値頃感という習慣価格があります。現在の米の価格は、この習慣価格を大幅に上回っており、消費者の購買意欲を奪い、ますます米離れが加速されると考えられます。

そこで、米の購買意欲を促進するためにも、米の割引券等を市民の方々に配付するという考えはないのか、お尋ねいたします。

○沖園信也農政課長 農林水産省では、米の流通状況等について、スーパーでの販売数量・単価の推移のデータ等を公表しているところです。

その中で、5月26日から6月1日までの銘柄米の販売価格が4,428円、備蓄米を含むブレンド米等の販売単価が3,898円となっております。いずれも、5キログラムの税込みの金額となります。

その前の週の5月19日から25日までの販売価格が、銘柄米が4,453円、ブランド米等の販売価格が3,918円であったのに対し、僅かですが安くなっており、これは2週連続で下落したとのこと。

本日の報道等でも公表がありましたが、その週においても、下落をしていたとの報道でした。

現在、国も政府備蓄米の運用方針の見直しなど、高い水準で推移する米価の適正な価格形成に向けて取り組んでいるところですので、その動向を見極める必要があると考えており、現時点で割引券等は検討していないところです。

○4番上迫正幸議員 現在は考えていないということですが、市民の皆様は非常に米が高くて買い控えているということで困っているということでもありますので、まずそれなら、予算も伴いますので全戸配布とはいかないまでも、まず、子育て世帯の1,130世帯に配付をするということを検討していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょう。

○鮫島眞一健康・こども課長 18歳以下の子供のいる子育て世帯への支援につきましては、これまでに国の交付金を活用して、子育て世帯応援デジタル商品券などによる子育て世帯への支援が行われてきているところです。

米の割引券等の配付による子育て世帯への支援につきましては、国による備蓄米の放出により、これまでに比べて安価な備蓄米が店頭で販売され始めておりますので、米の需給状況による小売価格や販売状況を注視して、今後の状況を見極める必要があると考えております。

先ほどの農政課長の答弁でもございましたが、現時点で割引券等は検討していないところでございます。

○4番上迫正幸議員 検討しないということですが、私としてはぜひ検討していただくように、再度要望したいと思います。

次の質問に移ります。

米価の高値が続きますと、食用米の作付面積が拡大し、飼料米の作付面積が減少すると容易に想像できます。そこで本市の令和7年度の食用米、飼料米の作付面積は直近3年間でどのように変化しているのかをお聞きいたします。

○沖園信也農政課長 米の作付面積につきましては、令和4年41.0ヘクタール、令和5年39.8ヘクタール、令和6年41.8ヘクタール、飼料用米の面積は令和4年4.8ヘクタール、令和5年4.5ヘクタール、令和6年3.9ヘクタールとなっております。

令和7年産の作付につきましては、現在のところ公表できる数字を持ち合わせてはございませんが、JAの水稲苗の販売実績によりますと、昨年の販売数量よりも若干増加していると聞いて

おりますので、作付面積は増えているものと思います。

また、主食用米、飼料用米ごとの面積につきましても、収穫後の販売や自家消費の状況によりますので、現段階での増減につきましても不明なところです。ただし、国の経営所得安定対策の一つの措置で、麦、大豆、飼料用米・米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化の取組に対する支援制度である水田活用の直接支払交付金の申請状況で申し上げますと、飼料用米の作付面積が昨年と比較し、1.5ヘクタール減っている状況であります。

○4番上迫正幸議員 それで関連なんですけど、耕作してない水田の面積は分かりませんか。

○沖園信也農政課長 令和7年1月1日現在の地目別土地利用状況、これ固定資産のほうの地目になるかと思いますが、こちらのほうで88ヘクタール、田の地目上ございますので、令和7年産につきましては約40ヘクタールを超える面積となっておりますので、半分ぐらいが作付されて半分ぐらいが地目上の土地としては作付されてないと思われます。

○4番上迫正幸議員 食用米の生産量が増加すると、当然飼料用米の生産が減少すると思われますが、飼料用米が減少するのに対する対策は考えてないのでしょうか。

○沖園信也農政課長 市長の答弁にもありましたが、保護政策ではなく、その供給を伸ばす方法として、できるだけ未来を担う米農家にとって経営規模拡大につながるような、また、農業をやってみたいと思う人が増える方向に取り組むことが大事だと思っております。

主食用米、飼料用米ごとの生産量確保も大事なことだと思いますが、本市におきましては、農地の遊休地化、荒廃が進んでおりますので、まずは遊休地となっている水田の作付面積を増やすことが優先課題だと思っております。対策につきましては、このようなことや需給バランスを見極めて判断していきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは次の質問に移りたいと思います。

なんさつE C Oの杜について質問いたします。本市住民からなんさつE C Oの杜にごみの持込みはあるのかをお尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 なんさつE C Oの杜への本市住民のごみの搬入件数につきましては、令和6年9月の供用開始から令和7年3月までの7か月間の件数になりますが、搬入件数は51件となっており、1か月当たりの平均は約7台程度となっております。

市民から、なんさつE C Oの杜へのごみの搬入についての問合せがあった際は、資源ごみは持ち込めないことや、ごみ処理手数料が10キログラム当たり50円必要になることなどの説明を行っているところです。

○4番上迫正幸議員 確認ですが、持込み量は10キロ50円で計算するという事でよろしいでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 質問者が言われましたように、10キロ当たり50円で、10キロ超えるごとに50円ずつ加算されていくという形になります。

○4番上迫正幸議員 分かりました。

次に、本市の児童生徒に環境教育のため授業に施設見学等を取り入れる考えはないのかをお尋ねいたします。

○山宗功学校教育課長 なんさつE C Oの杜は、家庭や学校から出るごみの処理施設として、児童生徒の生活に関わりが深いということはもちろんのこと、小学校第4学年の社会科でごみの処理について学習するというのを考えても、児童生徒にとって効果的な学習が期待できる施設であると認識しています。

しかし、当施設を見学するに当たり、枕崎市からの移動に片道約40分程度かかることから、見学時間90分を含みますと約3時間かかる計算になります。社会科見学は、年度が替わってから学年ごとに計画されることが多いため、他教科の授業時数に影響を及ぼさないよう、移動時間

が少なくて済む、学校により近い施設を選択せざるを得ない状況があります。

各学校に確認したところ、今年度、現時点で見学を計画している学校はありませんが、4 小学校のうち 1 校が、このような社会科見学ではなく、来年度に実施する遠足の際の経由地の一つとして、当施設の見学を計画しているとのことでした。

なお、当施設のサイトには VR 工場見学というページもあり、タブレットやパソコンを用いても見学の仮想体験ができるため、実際、施設に赴くことが難しくても、疑似体験による学びの充実も期待されると考えています。ただし、施設の大きさの体感など、実際の体験でしか得られない学びもありますので、施設の見学の意義についても指導を行うとともに、タブレット等を用いた、このような VR 工場見学の積極的な活用についても周知したいと考えております。

○4 番上迫正幸議員 本年度の計画はないとの答弁ですが、子供の頃からごみのリサイクル、あるいはごみの分別に興味を持ってもらえば、将来大人になってからごみに対する意識が変わるのではないかとの思いから質問させていただきました。

毎年、衛自連では、ごみのポスターコンクールも開催されるということで、子供の頃に少しでもごみに関心を持ってくれることを願っております。

次に、内鍋リサイクルセンターについて質問いたします。

施設の入札も終わり、業者も決定いたしました。工期中の利用者の安全確保についての質問ですが、解体中は大型トラック等が行き交うわけですが、リサイクルセンターに物品を持込みに来られた方々への安全をどう確保するのかをお伺いいたします。

○立石秀和市民生活課参事 内鍋清掃センター焼却棟の解体工事につきましては、工期が令和 7 年 6 月から令和 8 年 11 月までの 18 か月間となっており、防火水槽の設置工事も令和 7 年 6 月から 12 月までの工期で行われることとなっております。

工事期間中の安全確保につきましては、南薩地区衛生管理組合、施工業者、内鍋リサイクルセンターの管理運營業者と協議を行いながら、誘導員の配置など利用者の安全確保に努めていきたいと考えております。

また、解体工事に伴いまして、内鍋リサイクルセンター場内の通行が一部変更になりますので、市民の皆様には、広報紙等を通じてお知らせしていきたいと考えております。

○4 番上迫正幸議員 一般の方々も、リサイクルごみ等を通常の日であれば搬入するわけですが、くれぐれも安全には十分配慮いただきまして、利用者、工事関係者共々、事故のないように工事を進めていただきたいと思います。

また、解体に先立ち、センターの土壌汚染の検査は実施したのかを質問いたします。

○立石秀和市民生活課参事 内鍋清掃センター解体に伴う土壌調査につきましては、南薩地区衛生管理組合が、令和 6 年度に実施しております。

土壌調査については、19 か所で試料採取を行い、全て基準値内であったとの報告を受けているところです。

○4 番上迫正幸議員 何も問題なかったとの答弁でございます。

解体後の跡地の活用について質問いたします。解体後の跡地については、担当課で何か利用の話合いはなかったのかをお伺いいたします。

○立石秀和市民生活課参事 内鍋清掃センター焼却棟解体後の跡地の活用についてですが、解体後の跡地につきましては、中間処理を行った後の資源ごみの一時保管場所や、内鍋リサイクルセンターを災害廃棄物の仮置場として開設した場合には、災害廃棄物の仮置場として利用したいと考えております。

○4 番上迫正幸議員 跡地の利用について、市民の方に何かアンケート調査等する考えはないのでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 今答弁いたしましたでしたが、内鍋清掃センター焼却棟解体後の跡地の活用については、資源ごみの一時保管場所や災害廃棄物の仮置場としての利用を考えておりますので、特にアンケート調査等の実施については検討していないところです。

○4番上迫正幸議員 土地については、考えてないという答弁です。

次に、消防行政について質問します。

なかなか消防団員の成り手が見つからない中、ますます団員の高齢化が進む分団も見受けられます。団の編成をする考えはないのかを質問いたします。

これまでも一般質問で何回か質問した記憶ありますが、あえて質問させていただきます。

○中原勝一消防総務課長 令和4年9月議会でも、定員の見直しについて御質問がありましたが、その後の分団長会の協議の中で、少子高齢化や人口減少等により団員の確保が難しくなってきたとの意見等があったことから、定員の見直しについても協議を行ってきているところです。

今後は、消防団の再編について具体的な案を作成し、団長を中心に団員を含め分団ごとに意見を聴取し、団員の定数、施設等の集約等を含めた再編について協議してまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 幾つかある班を1つの班にすることで、団員の定数を減らすことができると思うんですが、その点はどうですか。

○中原勝一消防総務課長 本市消防団は、現在、団本部及び7つの分団と21の班で組織され、条例定数は260名となっています。各分団には消防ポンプ自動車1台と16の班に小型ポンプを1台ずつ配置しています。

消防ポンプ自動車や小型ポンプの配置については、火災の予防・警戒及び災害対策など、消防の責任を果たすために必要な施設及び人員について示されている消防力の整備指針をもとに配置しているところです。

お尋ねの班を1つの分団とすることはできないかということですが、今後、消防団の再編に取り組む中で、現在の消防力を維持できるよう車両や施設の位置などについてしっかりと調査・研究しながら、班の集約についても検討してまいりたいと思います。

○4番上迫正幸議員 消防団の班の編成をすることで、団員も減らせるということでぜひ検討をよろしくお願いしときます。

次の質問です。ポンプ車は3.5トン未満、高性能に更新されてきておりますが、小型ポンプ車は依然として人力による積み下ろしであります。結構な重量であり、少人数ではかなりの力が必要だが、積み下ろしをサポートする道具はないかとの質問です。よろしくお願いします。

○中原勝一消防総務課長 本市消防団の消防ポンプ自動車につきましては、7分団に配備しております車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ自動車7台のうち5台は、現行の普通免許を取得している若年層の団員でも運転できる車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車に更新を行ったところです。

また、小型ポンプにつきましては、購入から20年以上が経過し、老朽化により故障や不具合などによる放水機能の低下などが見受けられることから、放水能力や操作性が向上した小型ポンプへ計画的に更新を行っています。

同様に、小型ポンプを積載する車両につきましても、更新計画を作成し、計画的な更新を行っているところです。

現在の積載車両は2人乗りの軽トラックを改造して荷台に小型ポンプを積載しています。

比較的年齢の高い分団においては、車両に乗車している2名で小型ポンプの積み下ろしを行うこともあり、大変な作業であると考えています。

お尋ねの積み下ろしをサポートする機材はないのかということですが、小型ポンプを積

載する車両には、油圧式昇降装置や電動式スライドで積み降ろしを行う車両、活動時、小型ポンプを積載したまま活動できる車両があります。

○4番上迫正幸議員 機材があるということで購入の検討はしないのですか。

○中原勝一消防総務課長 先ほど述べました、油圧式昇降装置、電動式スライド付車両など、現在、調査・研究を行い選択肢の一つとして検討しているところです。

○4番上迫正幸議員 検討、調査をして買うというところまでは考えていないんですか。

○中原勝一消防総務課長 現在のところはまだ購入という形ではなく、調査・研究を行いながら、選択肢の一つとして検討しているところです。

○4番上迫正幸議員 はい、分かりました。

消防職員が活動するためには、様々な免許を取得する必要がありますが、取得する場合の補助、助成はないのかをお聞きいたします。

○中原広次警防課長 消防職員の主な業務としては、火災の警戒、鎮圧等の消火活動をはじめ、火災予防広報、予防査察、建築確認の同意、防火管理者の指導、危険物の規制、消防設備の設置規制、救助業務、救急業務、そして大規模な災害等への対応など様々です。

お尋ねの免許や資格について、公費で取得しているものと自己負担で取得しているものでお答えいたします。

まず、公費で取得している主なものとしては、救急救命士免許、無線従事者免許、潜水土免許、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、巻上げ機の運転業務特別教育などがあります。

消防長が業務上必要と認めるものとしては、救急救命士を含む救急隊員に受講をさせている J P T E C や N C P R 研修などがあります。

また、自己負担としているものとしては、消防車両の運転に必要な大型自動車運転免許や予防技術検定の受験費用があります。

○4番上迫正幸議員 今、自費で取る大型免許等の説明がありましたが、それを公費で賄うという考えはないのでしょうか。

○中原広次警防課長 公費で取得していない消防車両の運転に必要な大型免許や、予防技術資格者の認定に必要な予防技術検定の受験費用につきましては、消防本部として、今後の課題と認識しており、現在、調査・研究を行っているところです。

○4番上迫正幸議員 今、自費で賄っている大型免許等2つの免許も、何らかの助成ができるように調査研究していただきたいと思います。

先ほど、潜水土の費用が出ましたが、潜水訓練はどこで実施しているのか、お聞きいたします。

○中原広次警防課長 潜水隊が行う潜水訓練の場所については、枕崎漁港や白沢津港をはじめ、市内の海岸等で実施するほか、新規潜水隊員の養成訓練では基礎的な訓練となるため、視界が良好な坊津漁港や浦尻海岸等で実施しています。

○4番上迫正幸議員 最後の質問になります。

現在、女性消防職員は2名であるが、増員の計画はあるのかとの質問ですが、近隣市の状況も分かりましたらお願いいたします。

○宮原司消防長 本市消防本部に勤務する女性消防職員は2名で、1人は主に救急隊の救急救命士として、もう1人はポンプ隊の隊員として活動しています。令和6年4月1日現在、近隣の南さつま市消防本部は2名、指宿南九州消防組合消防本部では3名の女性消防職員が勤務しており、鹿児島県内では20消防本部中、13消防本部において41名の女性消防職員が勤務をしています。

女性消防吏員の計画的な増員の確保につきましては、平成27年7月の消防庁次長通知「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」の中で、消防全体として、

消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を平成38年度（令和8年度）当初までに5%に引き上げることを共通目標と掲げ、共通目標の達成に向け、各消防本部の実情に応じ計画的な増員に取り組むことが求められたところです。

通知の中では、平成27年4月1日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消するとともに、可能な限り速やかに複数人を確保することが目標設定の目安とされていたことから、本市消防本部におきましても、その目標を目指して取組を進め、令和2年度と令和3年度に1名ずつ女性職員を採用し、女性消防職員2名の複数人を確保しております。

また、消防職員に占める女性消防職員の本市の比率は4.5%で、県内消防本部の中でも最も高い比率となっておりますが、今後とも共通目標である5%の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 5%の目標に近づけるということで、採用試験を行うということなんでしょうか。

○宮原司消防長 消防職員の採用に当たりましては、今後も男女の区別ない平等な採用をしてまいります。採用試験における女性受験者数を増やすためには、消防を自らの職業として選択肢に含める女性を増やすことが必要であると考えられることから、これから社会人となる年齢層の女性に対し、消防の仕事の魅力について積極的なPRや説明会等を行っていきたいと考えているところでございます。

○4番上迫正幸議員 以上で質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時58分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

〔下竹芳郎議員 登壇〕

○2番下竹芳郎議員 今日は雨が降っていませんが、梅雨真っ盛りでございます。

大雨には十分お気をつけてお過ごしください。

さて、本年は7月21日から約2か月間の会期で、第4回枕崎市国際芸術賞展が3年ぶりに開催されますが、市長の意気込みをお聞かせください。よろしくお願いします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 3年に一度開催される枕崎市国際芸術賞展が今回4度目の開催を迎えます。公募展というのは作品を制作して出品して下さった全ての作家の皆さんの制作時間、プロセスとその作品に向き合って審査をしていただいた審査員の先生方のこれまでのキャリアと審査に対する思い、それら全ての時間や情熱が集まって最終的な展覧会が出来上がるものだと思っております。そういう意味では、この期間、南溟館には公募展に関わっていただいた皆さんのエネルギーが宿るのだと思います。ですので、この公募展を開催する我々は、この公募展に関わっていただいた全ての皆さんの熱を大切に丁寧に来場者に届ける責任があると感じています。

今回の作品に対する個人的な感想を申しますと、とても振り幅の広い、自由な発想の作品が多い印象を持ちました。コロナショック後の社会の中で、何かが解き放たれたような、そんな作品が多かったように思います。これまではなかった新たな一面が感じられる展覧会になるのではないかと期待しています。

南溟館ではこの3年に一度の芸術賞展の間に、これまで様々な企画展を開催してきております。一回一回のそれらの企画展が、南溟館の文化・ブランドを構築し、南溟館の空気をつくってい

るわけですが、その南溟館ブランド構築の流れやこの枕崎の風土も今回の展覧会会場の雰囲気をつくる大きな要素の一つとなっていると思いますので、主催者としては、これから先の南溟館の未来も想像しながら、多くのお客様を迎えられればと思っております。

3年前も申し上げましたが、このようなレベルの高い公募展・展覧会を開催し続けることで、国内外に南溟館のファン、ひいては本市のファンが増えるものと思いますし、芸術・文化を通じて関係人口の増加を図って、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 市長の感想も聞きました。

私も先月27日に南溟館であった2次審査会に出向き、1次審査を勝ち抜いた92点の作品と、とても真剣で緊張感のある空気に包まれた審査を拝見いたしました。優秀な作品が多かったせいか、審査時間も予定より大幅に押していました。

特に大賞を取られた作品は、芸術に対し素人目の私が見てもですね、心を揺さぶるっていうような、これぞ現代アートにふさわしい力作だなと感じました。芸術作品を見て、感性を養うということは、こういうことなのかとの感覚です。

今回、見ていて想像をかき立てる作品や、リアルを追求させた作品が多く見られ、入賞作品の作風というか、傾向が審査員の先生の講評を聞いていても変わったような感じがしました。

それで、もう今回第4回目なのですが、第4回展を迎えるに当たり、これまでの評価・反省点を踏まえ、新たな取組を示してください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今回の第4回展では、前回の秋開催を夏開催に戻し、会期を21日延長して57日間に、そして広報体制を強化し、展覧会専用の特設ウェブサイトを充実させ、InstagramなどのSNSによる情報発信にも力を入れております。

審査員についても、新たに東京藝術大学准教授の高畠依子先生を女性として初めて審査員に迎え、多様性のある審査体制を構築いたしました。

各賞については、若い世代への支援強化として、既存のU18賞、そしてU22賞に加えて、準U18賞、そして準U22賞を新設いたしました。これにより、学生アーティストがより挑戦しやすく、受賞の機会を広げることになりました。

審査方法については、1次審査は前回に引き続きウェブ審査を導入し、審査システムの大幅な改良を行ったほか、作品応募時に制作意図や技法の詳細な記入を必須とするなどAI生成作品への対応、さらに2次審査会では公開審査・ライブ審査を実施いたしました。

展示規定についても、第3回展から平面部門の最大サイズをS100号（162センチ×162センチ以内）に拡大し、より大作の応募を可能としております。

会期中のイベントとして、初日の審査員によるギャラリートークをはじめに、町なかに点在する立体作品「青空美術館」をめぐる、枕崎アート散策を2回、審査員と若手作家によるトークセッションなどを実施し、来館者との接点を増やすイベントを複数実施する予定であります。地域のにぎわいづくりとも連動させていく考えであります。

来館者の利便性の向上策として、南溟館の窓口でのキャッシュレス決済を今回導入いたします。

そのほか、市内小中学校の児童生徒に優れた作品の鑑賞する機会をと、夏休みの課題として作品の感想を書いてもらい、学校を通じて南溟館に提出してもらうことも考えております。

○2番下竹芳郎議員 いろんな新たな取組も増えたと思います。さっき入場料もキャッシュレスということでした。入場料は大人1,000円ですよね。

前からお願いしていた案件なんですけども、例えば1,000円の2倍の2,000円を頂いて、会期中何回でも行くことができるようなフリーパス券は考えていないんですか。そうすると、興味がある方が2回、3回と何回でも観覧できますよね。ちょっと累計入館者数も増えると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 質問者がおっしゃられる何回でも入館できるということの御質問だと思いますけども、会期中に複数回の入場を可能とするような仕組みについても考えております。例えばでございますけども、年間パスポート所持者には入館時にチケットと年間パスポートの提示をお願いして、会期中は再入場が可能となるように配慮するなど柔軟な対応を考えているところであります。

○2番下竹芳郎議員 考えているということなので、そうすると、もう芸術が好きな方は喜んで来ると思います。

風の芸術展から3年ごとの開催のトリエンナーレで続けてきていますが、芸術賞展も第1回展から順調に3年間隔で開催されている理由と、これからも続けていくためには、回を追うごとに進化することも必要だと考えますが、市の見解をお願いします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 本芸術賞展は、平成28年度の第1回展以降、3年間隔での開催を続けてまいりました。回を追うごとに市内外の注目度も高まり、美術関係者からも高い評価をいただく公募展として成長してきました。

これまで順調に開催を重ねてこられたのは、審査員をはじめ、協賛企業・団体、県美術協会、市文化協会などの文化団体、そして市民の皆様の御理解と御協力により、第4回展を迎えることができたものと考えております。

今後も継続していくためには、毎回、新たな試みを取り入れていかなければならないと考えております。

先ほどの答弁と重複しますが、今回の第4回展では、女性審査員の初登用、準U18賞、準U22賞の新設、特設ホームページからの出品料のキャッシュレス対応や2次審査会では公開審査のライブ配信など、時代に即した改革を積極的に導入しております。

これまでの歩みを基礎としつつ、海外からの応募作品を増やすには、外国人の審査員の登用、公募作品のAIやデジタル技術への対応、新しい鑑賞スタイルの提案、市民参加型の企画の充実など、柔軟に変化を受け入れながら、芸術賞展自体が進化し続けること、そして公募展を支えていただく企業や団体及び市民の皆さんの御理解と御協力が大切だと考えております。

これからは南浜館を拠点に公募展や企画展を開催し、国内外に芸術・文化の風を発信することで人の流れと交流を生み出す取組を続けてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 芸術賞展の発展をよろしくをお願いします。

枕崎市国際芸術賞展、そして、アートのまち枕崎、これもですね、枕崎の財産とさっき市長も言われたんですが、ブランドになりつつあるっていうか、もうなっていますね。積み重ねのたまものであります。宣伝・周知を抜け目なくして来場者を増やし、注目度が上がればスポンサー、クラウドファンディングもついていきます。大成功に収め第5回展につなげましょう。期待していますので、よろしくお願いします。

続きまして、本市への移住・定住の促進や地域の活性化を図るための移住者住宅確保支援補助金の令和6年度の実績をお願いします。

○籠原正二企画調整課長 移住者住宅確保支援補助金につきましては、本市に移住を希望する方の住宅の取得を支援し、定住化を促進することを目的といたしまして、平成31年度に制度を創設いたしました。令和7年度、今年度が制度の最終年度となっております。

お尋ねの令和6年度の実績につきましては、新築住宅の取得に対する補助金が3件210万円、中古住宅取得に対する補助が4件200万円、リフォームへの補助が3件56万円で、計10件、466万円となっております。これはIターン世帯7世帯、そして21人を対象として補助金を交付しております。

○2番下竹芳郎議員 本年度も始まったばかりですけども、申込みはあるんですか。

○**籠原正二企画調整課長** 今年度の申請状況について申し上げます。

6月1日現在のデータとなりますけれども、新築住宅2件140万円、中古住宅2件100万円、リフォーム1件20万円で、計5件260万円となっております。Iターン2世帯5人、Uターン2世帯8人を対象とした内容となっております。

○**2番下竹芳郎議員** 既に今年度もたくさんのお申込みがありますね。

この補助金の件なんですけど、2年前の6月議会でも一般質問でしましたけど、補助目的が違ってくると思うんですけども、移住者だけでなく、近隣市のように現に定住されている方にも利用できるように制度を拡充できないかと要望しておいたんですが、難しかったようですね。

さっき課長が言ったんですけど、この補助制度、今年度までで終了になっているんですが、今後はどうなっていくんでしょうか。

○**籠原正二企画調整課長** 先ほども申し上げましたとおり、この補助制度につきましては本年度が最終年度となっております。

この事業につきましては、本年度ですね、第7次総合振興計画及び第3期総合戦略の策定を今現在行っている状況でございますけれども、関係人口の創出を含めた移住・定住施策に関しましては、少子化対策、地場産業の振興などとともに、人口減対策の重要な要素といたしまして、令和8年度からの計画に盛り込まれるものと考えております。

移住・定住に関するあらゆる施策を体系的に組み立てまして、それを具体的に進めるための事業パッケージを検討していく。その中で、御質問にありました定住促進策としての住宅確保、これに対する支援制度につきましても、効果を検証いたしまして、必要となる財源等を量りながら検討されていくものと考えております。

○**2番下竹芳郎議員** 2年前も検討するということだったんですが、2年前、2組の若い夫婦が子育て・定住者支援が本市よりも近隣市が手厚いということで引っ越したという話をしました。そして、この2年間で同じような理由で、私が知っている範囲でも、さらに3組の夫婦、個人が近隣市に行きました。こういう補助金だけではないと思うんですが、もう本当にですね、待たなしです。

移住政策も本当に大事であります。今いる若者にずっと本市に残ってもらって、子供を産み育てて家を建てていただきたい。よそで家を建てると、もう帰ってきません。

策定中の総合振興計画、見直してもらっているんですが、本市にいる若者を支援するために、年齢制限等の条件をつけて、新たな制度、そして拡充をお願いしたいんですが、どうですか市長。

○**前田祝成市長** 先ほど企画調整課長のほうからも実績等の報告もございました。

本市でもIターンによる住宅補助というのがございまして、出身者でない方々が、こちらにいられてIターンの実績というのも実際上がっているところでございます。

また、定住促進策についても先ほど課長のほうから答弁ございましたように、住宅確保支援制度につきましても、いろんな効果を検証しながら、今回の総合戦略等で、しっかりと取組を検討していきたいというふうに思います。

特に、おっしゃられるように若い方々、特に結婚を控えられている方々が、地元で住宅を持ちたいという希望もよく聞きますので、そのあたりも含めまして、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○**2番下竹芳郎議員** 産業競争力と地域経済の向上と一緒に定住政策の促進もよろしく願いしておきます。

次の質問に入ります。築60年近くになります市民会館は、直近の3年間で約2億円をかけて改修整備を行っていますが、利便性、安全面は、どのように向上して利用されていますか。また、市民会館前広場の国光公園の利用状況はどうなっているかお願いします。

○木浦勝美生涯学習課長 市民会館については、これまで耐震化・長寿命化を図るための整備を行ってきました。また、令和4年度から主に施設の老朽化対策として大規模な改修・整備を行っております。

改修工事の内容については、管理棟では、高齢者等が利用しやすくするため、また、身体的な負担軽減を図る観点から1階に第5会議室を新設したほか、トイレの洋式化や多目的トイレの整備、ビジネスW i - F i の導入、サッシの改修等を行っています。

ホール棟では、外壁・屋根の修繕や内壁の補修、舞台設備機構の改修、舞台裏の楽屋やトイレの改修を行っています。

これらの改修整備により、さらに施設の安全性や快適性、耐久性も高まっており、利用者はより快適で安全に市民会館を利用できるようになり、長期的な利用促進につながっていくと考えております。

今後とも段階的に安全性に配慮しながら、市民会館の整備を進めていきます。

○神浦正純建設課長 後のほうの御質問の国光公園の利用状況につきましては、公園の使用申請がなされたものでは、当該公園が市街地の高台に位置し、本市地域防災計画において、地震・津波時の一時避難場所に指定されていることから、枕崎小学校、枕崎中学校の地震・津波に備えた避難訓練場所として、年に2回程度利用されており、令和6年度は、市の総合防災訓練も開かれたところでございます。

また、市民会館で行われるイベント関連のブース、外国人技能実習生の受入れ機関による自転車講習や消火訓練の場としても利用されております。

利用人数につきましては、申請がなされたものでは、令和2年度から令和6年度までの5年間の年平均利用者数は、1,616人となっておりますが、このほか、近隣住民の方々の憩いの場として、日常の散歩や遊具の利用、市民の方々のイベントなど幅広く利用されている状況でございます。

○2番下竹芳郎議員 市民会館はいろいろと改修されて安全面も確保されていますが、市民の方から管理棟の1階の和室の部屋を仕切るアコーディオンカーテンですかね、それがぼろぼろになっていると。それと、委員会等でも出ていましたが、喫煙所が好ましくない場所にあるんじゃないかという指摘がありますが、そこはどうですか。

○木浦勝美生涯学習課長 和室のアコーディオンカーテンにつきましては、劣化に伴い補修をしているところですけど、アコーディオンカーテンとしての機能については問題なく使用できているところです。

全体的な改修事業の優先度を考慮しながら、今後に対応していきたいと考えております。

また喫煙所につきましては、現在の喫煙所の移設については検討を行いまして、ホール棟の舞台裏の搬入口付近に移設するよう考えているところです。

6月から管理棟の屋根防水工事が開始され、工事車両の通行等により事故が発生することも考えられることから、安全を優先し工事完了予定の9月以降に喫煙所の移動を考えております。

○2番下竹芳郎議員 早急の改善をよろしくお願いいたします。

築60年がたとうとしています改修を行い、建物、ホールとても立派です。1,000人を超える収容人員もありますが、その割には駐車場が少ないのかなあと。恒常的に不足しているという声を聞きますが、それはどのような対策をしていますか。

○木浦勝美生涯学習課長 休日や土曜日に開催されるイベントについては、市役所等の駐車場で対応ができていますけれども、平日の会議等においては駐車場が不足する場面があることは認識しているところです。

駐車場不足対策としましては、市民会館施設利用の申請時に利用者に対し、複数の会議予約が

入っている場合や、多数の来館者で使用する場合は、駐車場が不足していることの説明を行い、変更を相談する場合もございます。

抜本的な解決は駐車場の拡大となりますけれども、市民会館周辺は一般住宅が建っていることから、市民会館が必要とする駐車台数を確保することは難しいと考えております。

今後も市民会館利用者に対しては、車の乗り合わせや周辺の地域にお住まいの方には徒歩で御来館いただくようお願いしながら、対応していきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 土日祝日は市役所、小学校の駐車場も使えるということです。市民会館周りの専用駐車場を数えてみたんですよ。ただ、合っているかどうかは分かんないけども、67台分しかありませんでした。

先ほど国光公園の利用状況を聞きましたが、私もですね、あの辺を一日何度も車で往復しています。公園の横を車で通っていますが、遊具のある場所は子供たち、親子連れがたくさん利用しています。公園の市民会館側を少し活用すると、数台分ぐらい取れるんじゃないかなと思うし、安全性も上がると思うんですよ。現在、車椅子専用駐車場も1台分のスペースしかありません。そうすると利便性もかなり向上すると思うんですが、そういうことは可能なんですかね。

○神浦正純建設課長 市民会館の駐車場が不足しているために、隣接する国光公園の敷地の一部を駐車場にできないかとお尋ねですが、国光公園については、都市計画法第4条第6項で定められた都市施設の中の都市公園に該当することから、都市公園法の適用を受けることとなります。

市民会館利用者のための駐車場を当該都市公園区域内に設けようとする場合は、都市公園の一部を廃止する必要がありますが、都市公園法に廃止する場合の要件が定められていることから、市民会館の駐車場として、当該公園の一部を廃止することは困難と考えております。

また、当該公園は先ほど申し上げた利用状況ですね、地震・津波時の一時避難所や近隣住民の方々の憩いの場として幅広く利用されていることなど、こういったことを踏まえますと、公園の一部を廃止して、市民会館の駐車場として利用することは、現在のところ考えていないところでございます。

○2番下竹芳郎議員 法律などもあってなかなか難しいですね。本市は人口減少の割には、自動車の保有台数の減少というのは少ないんですよ。市民会館自体、高台にあって高齢化率も増えてきています。駐車場問題なんですけど、今できる対策をお願いいたします。

市民会館は台風などの災害時の第1避難所に、国光公園は地震・津波一時避難所になっています。さっきも言いましたが、その受入体制というのは十分に整っているんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 市民会館は第1避難所に指定しており、主に枕崎地区の方が利用しています。定員は111名で、管理棟の和室や会議室を避難場所として使用しています。

避難所開設時は、担当職員を常時2名配置し、災害等で交代できない場合を除き、基本8時間を目安にして交代して業務に当たっています。

令和4年度には、市民会館の大規模改修工事に合わせて避難所としての機能も考えた上で、トイレの洋式化や多目的トイレ、シャワー設備の設置などもしております。

また、避難所用の備品につきましては、簡易ベッド、パーティション、マットなどを配備しており、不足が生じれば補充する体制を取っており、受入体制につきましても整っていると考えております。

また、国光公園につきましても、先ほどの答弁でもありましたように、地震・津波時には枕崎小中学校の児童生徒も一時避難場所として使用する計画になっております。

災害時の避難は、体が不自由な方などを除いて、原則徒歩避難を推奨していますので、駐車場も足りると考えておりますが、もし一斉に市民会館に車で避難してきた場合は、駐車場が不足する場合もあるかもしれませんが、そのときには緊急車両が通行できるよう、できるだけ道路の端

に車を寄せてキーをつけたまま駐車し、車検証など貴重品を持って避難することとしております。

○2番下竹芳郎議員 不測の事態に市民の安全が守れるようにシミュレーション等を行ってよろしくをお願いします。

この国光公園なんですが、次に、大規模改修をするときには、駐車場拡張もなんですが、公園のベンチ・遊具等ですね、昨日もあったんですが、防災機能を備えた設備にしていいただければ、安心で市民の防災意識も高まると思います。要望しておきます。

本日最後の質問ですが、これまで何度も質問させていただいていますが、あいさつ運動の日に、子供たちと一緒に挨拶をするようになって丸10年が過ぎました。本市の子供たちの挨拶は本当にすばらしい。本市の誇り、自慢と言っても過言ではありません。

これまで受け継がれてきた挨拶を続けていくための取組をお願いします。

○木浦勝美生涯学習課長 本市では、毎月第3土曜日の青少年育成の日の前日の金曜日を市民あいさつ運動の日として位置づけております。

教育委員会では、市内の各小中学校の2校を輪番で当日の登校時間に学校周辺の通学路で、あいさつ運動と交通安全指導を展開しています。

そのときの挨拶の状況につきましては、全体的に子供たちからの進んで元気のよい挨拶ができます。中には、一旦立ち止まり、挨拶のできる児童生徒もおります。また、横断歩道で止まってくれた車両に対し渡り終えた後に、振り返って丁寧にお辞儀をする児童生徒も多数見受けられます。

挨拶の重要性については、各学校においても指導を重ねていますが、上学年の児童生徒が挨拶のよき手本となり、下学年の児童生徒も自然と挨拶ができるようになっていっていると思われます。

このようなことから、市内各小中学校においては、ほとんどの児童生徒が大きな声でしっかりと挨拶ができています。

学校では、生徒会等が中心となって挨拶運動が実施され、地域やPTAと連携した取組としては、市民あいさつ運動の日に、通学路上の横断歩道での挨拶運動を行っており、いろいろな活動が子供たちの挨拶向上につながっています。

今後も本市独自の市民あいさつ運動を続けていくために、今年度もPTAをはじめ、自治公民館や各種団体と連携した積極的な取組への協力を依頼すると同時に、防災行政無線を活用した周知を行い、市全体としても一層あいさつ運動の推進を図りながら、地域ぐるみで子供を見守り大切に育てていく体制を継続していきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 挨拶は、日々の積み重ねです。

今年度赴任してきた枕崎小学校の校長先生は、毎朝のように正門の北側の横断歩道に立って、児童たちよりも大きな声と姿勢のいいお辞儀で挨拶されています。校長先生自ら立って、挨拶をされる、こういう姿勢が大事だと思うんですね。

教育長は、3年前に明るく安全で活気ある地域社会づくりの推進にも努めると答弁されていましたが、教育長の目からどのように、これは映っていますか、よろしくお願いします。

○木之下浩一教育長 ただいま生涯学習課長の答弁にもありましたように、私がかつて学校教育課に勤務した頃と同様、現在においても、枕崎の子供たちは元気に挨拶ができております。

また、横断歩道を渡り切ったところで、自動車を停止して待っている運転手に体を向け、深々とお辞儀する様子もその頃から変わらず継続できております。

さらに、市内外のお客様からも、枕崎市の子供たちの挨拶のよさについては、お褒めの言葉をいただき、感心するとともに誇りに感じているところです。

言うまでもなく、挨拶は人間関係を円滑にし、人と人との距離を縮める基本的なものです。その累積が所属する集団における信頼関係の礎となります。

これからの社会を生きる子供たちにとって、必要なコミュニケーション能力を育むための重要な要素となるものです。

私にとりまして、枕崎の子供たちの挨拶のよさは大きな誇りと自慢であります。

こういった挨拶の輪を今後、さらに広めていくためにも、大人がよき手本となり、積極的に先手で挨拶を交わし、子供たちが健やかに育つ良質な教育環境の醸成に努めていくことが大切であると考えております。

○2番下竹芳郎議員 市民全体でですね、今、教育長が言ったように意識を持って明るく元気で活気ある地域社会づくりをしていかないといけないですね。

冒頭で質問しました国際芸術賞展、アートの町、枕崎、そして今挨拶の町、枕崎、この2つは確立しています。もう一つ「あ」に関するものがあると、3つの「あ」の町、枕崎市となって収まりがいいですけど、何かないですかね。考えましたけど言葉が見つかりませんでした。

皆さんから何かいいキーワード、アイデアをお待ちして、私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

今回は、1番目に本市のSNS等を活用した効果的な情報発信について考えるということで上げさせていただいているところです。

私たち市議会は、従来から市議会のホームページにおいて、会議録の公開から始まり、議会インターネット中継、録画配信を行うなど、開かれた議会の実現に向け、情報発信に努めてきたところでした。昨年からは、議会のSNSの運用についても検討を続けているところです。

そこで、今回は、市のホームページをはじめとした多様な情報発信をされている、議会から見れば先輩でもある市当局の運用状況について伺うということが今回の質問の発端でございました。

まずは、広報の目的につきまして、3月の眞茅議長が行った質問にかぶるところが出てくるかと思いますが、本市における広報というものは、どのような目的の下、どのような効果を目指し実施されているのか、お伺いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 人口減少、少子高齢化が急速に進み、地方では、地域経済の縮小、地域間競争の激化が進行している中で、その地域に人々を引きつけ、とどまらせる力や、その地域に人が集まりやすくなる魅力を高めるためには、地域の住民や地域外に対して、地域に関する情報を的確に発信し、関心を持ってもらうことが大事であり、地方自治体による広報活動の重要性が高まっていると考えます。

自治体が広報を行う目的、目指す効果について質問がございました。この件につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたとおり、本年3月定例会におきましても、本市の広報の役割、あるいは見せ方などにつきまして御質問あるいは御提言をいただきまして、お答えをいたしました。広報を行う目的としては、おおむね以下に述べるような目的があると言われております。

まず1つ目には、地域住民に必要な情報を伝えることです。

防災、健康、福祉、医療、子育てなど市が取り組んでいる市民の生活、暮らしに関わる情報、市民にとって必要な情報を分かりやすく正しく伝えること、これが最も重要な目的であると考えます。

2つ目には、地域住民や企業・団体と行政とをつなげること、また、住民のまちづくりや政策への参画意識の醸成を行うことです。

これは、広報を効果的に行うことで、例えば地域内の企業・団体や行政が行うイベントに多くの人が集まり、住民はイベントに参加することで、地域に参加しているという意識が生まれ、また、市のまちづくりや政策への参画意識が醸成されることにつながるのではないかと思います。

また、イベントを開催した企業・団体は自らアピールすることも可能となりますし、このように、広報活動やイベントなどを通じて、地域住民、企業・団体など様々なステークホルダー、利害関係者と行政が連携する機会が生まれ、関係を深めることにつながっていくものと考えます。

3つ目には、地域外にも自治体の魅力を伝えることです。ウェブサイトやSNS上で、本市の情報を地域外の主体にも効果的に発信することで、例えば移住を考えている方や旅行で訪れる先を探している方など、様々な方の目に触れる可能性がありますし、また本市の魅力をもっと効果的に伝えることができれば、午前中に御質問もございましたが、ふるさと納税の促進でありますとか、あるいは移住・交流者の増加や企業誘致など、多くのメリットを得られる可能性があるものと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、お答えいただいて、3つの大きな目的っていうものがありますと、そういったところで広報というものは進めていかれるものかとは思いますが、今現状としてですね、市当局においては、広報というものでですね、どれほど市民もしくは市内外の方々にですね、伝えられているというふうにお考えでしょうか。なかなかこれは難しいところの話だと思いますが、どうお考えかお伺いします。

○山口太総務課長 広報まくらざき、あるいはホームページなどによる各種広報が十分に伝わっているかと考えているかというお尋ねでございます。

質問者がおっしゃるとおり、それについて明確に数値的な面でとか、明確にお答えするということはなかなか難しいと考えますけれども、今後とも地域内外に、市民の方々、あるいは地域外の方々が必要とする情報が分かりやすく伝わるように、効果的な広報・情報発信に努めていくことが大事であると、そのように考えております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。

次の質問になるんですけれども、本市のホームページによる広報というのは、市民、市外の住民に対し、立ち位置としてどのように考えられて実施をされているのかというところなんです。今、行われている情報発信については、いつ頃から始まったもので、どのように現状、ホームページの開設というか展開につながっているところなんですか。

○山口太総務課長 本市のホームページにつきましては、平成15年度に開設をされております。当時は、市役所本庁内に設置したサーバーでホームページの管理を行っていましたが、サーバーの老朽化等の理由から、平成28年度に国の交付金を活用いたしまして大規模リニューアルを実施して、現在のホームページの形になっております。また、令和4年度には、ホームページ管理システムの改修、更新の際に、トップページのデザインの変更など小規模なりリニューアルを実施しております。本年度の取組の状況としましては、ホームページを閲覧される方が必要とする情報をもっとスムーズに検索できるように、フロントページをもっと分かりやすいデザインに変更することなどについて検討を行っているところでございます。

○11番橋口洋一議員 平成15年から開設されたということで、結構年数が経っているのかなと。平成28年に大規模なりリニューアルも行われたということですが、今、実際にホームページを見

てみると、結構、ガワとしても古いのかなあというのが正直な印象であるところです。

そういった中でですね、広報というところで、ソーシャルメディアの活用、SNSですね。そういったところについては、ホームページのほうに、もしくはいろんな情報媒体のほうに引き込む、つなげるという役目があると思われませんが、枕崎市のホームページとSNSの連携というのはどのようになっているところでしょうか。

○山口太総務課長 SNSにつきましては、本市が実施する事業やイベントなどの情報について、リアルタイムで広く情報発信を行う目的で開設しておりまして、現在、フェイスブックが4アカウント、インスタグラムが4アカウントを開設して、それぞれのSNSアカウントの所管課が管理・更新をしております。

ホームページとSNSの連携に関してですが、ホームページのトップページに本市の公式フェイスブックを埋め込んでありまして、市ホームページから市公式フェイスブックの更新状況を確認することができます。

市の公式フェイスブックでは、広報紙の発行やイベント情報の紹介、災害時の避難所に関する情報などを掲載しております。あわせて、必要に応じまして、「詳細は市ホームページを御覧ください」などと掲載いたしまして、市ホームページへのリンクを掲載することで、市ホームページに誘導していると、そのような状況でございます。

○11番橋口洋一議員 本丸というか、一番見てもらいたいところは、市のホームページだと思いますので、そこにつなげるものとして、SNSというのはですね、あるものかというふうに私も認識をしています。

SNSを利用した効果的な情報発信についてはいろいろ御紹介がありましたけれども、なかなか難しいところもあるんじゃないかなというふうに見ているところです。

SNS自体が、強みとしては双方向性、どちらとも必要な情報を共有できるよと、また、その情報を拡散する、広く伝えるということができるようというふうと考えられるところなんですけれども、ホームページ自体を見てみると、なかなかそういった運用となっていないと考えております。また一部しか見てないところではあるんですけども、情報発信の頻度が必ずしも多くないかなあと感じているところですが、どのようにお考えのところでしょうか。

○山口太総務課長 先ほども申し上げましたが、各SNSはそれぞれのSNSアカウントの所管課が管理・更新をしております。

市ホームページの中に、先ほどのフェイスブック、インスタグラム、本市のSNSを紹介するページがあるわけですが、管理はホームページの管理を担当する総務課が行うべきところではありますが、質問者が言われるとおり、総務課のほうで各SNSの開設でありますとか、更新の状況を全て把握できていないというのが実情であったために、現在は更新を行いました、先ほどから申し上げております、本市のSNSを紹介するページの更新日がだいぶ古い年月日になっておりました。

その結果、現在運用されていないSNSが掲載されたままになっていたり、追加で掲載すべき、新設された公式SNSが掲載されていなかったりしていったものでございます。

ただし、そのSNSの掲載内容が全てそういう古いものであったということではありませんが、SNSを紹介するページの掲載日というか更新日がそのように古いものであったために、長く更新されてないというふうに誤解された方もいらっしゃるのではないかと思います。

このようなことから、今後はそのようなことのないようにですね、アカウントの所管課によりまして、SNSについては最新の情報への更新に努めていただくほか、SNSが開設され、または最新の情報への更新がなされた場合には、各所管課と総務課が十分連携を図りながら、当該SNSを紹介するページについても、随時更新を図っていききたいと、そのように考えております。

○11番橋口洋一議員 今、SNSの更新が十分にできていないというところのお話がありました。この一般質問を上げたときの打合せ等の中です、こういったところがありましたよというところを御案内を差し上げたところです。

市のホームページのソーシャルメディアというところを私が見たときにはもう2019年11月の更新ということで、そこにある情報については、2019年、今から6年、7年前ですかね、更新されたというところが載っておりました。

フェイスブックやInstagramの情報媒体を活用し、枕崎に関する情報を配信していますというところで、一覧というふうになっていたところなんですけれども、様々ですね、これのかなあというところもいろいろありました。

挙げてみると、いろいろあるんですけれども、もう今はない教育委員会の文化課という名前が挙がっていたり、ふるさと納税の係のところも、22年の更新があつて、その後24年の更新があつてというようなことがあつたり、水産商工課観光交流係を開いてもつながらなかったり、協力隊が更新をしたのを2023年が終わりであつたり、「ていねい、まくらざき」というのもありましたが、そちらのほうはもう掲載がないというかですね、一覧の中にも入っていないというようなそういう状況も見られたところでした。

このように、いろいろ上がっている中ですね、更新がされていない。一番初めにお伺いしたところで、情報をやり取りするということかですね、伝える、伝わる、そういったところのものとて開設をしているはずなのに、現実としては、そういうふうになっていないというところが見受けられたところです。

この中でですね、できていないところはもうしょうがないところではあるんですけれども、その中でもこれはいかがなものかって思ったところが、ふるさと納税の公式というところに入っていったところだったんですけれども、そこで、先ほども申し上げました2022年に毎月15日はイチゴの日というふうに上がっているインスタがありました。その後が2024年10月が、さとふる祭りがありますよと、東京ですよというのがありました。その間に、ふるさと納税振込係という新しい係ができたというふうに認識しています。2024年、昨年4月だったと思います。更新がされていないというのがまず一つ。

ふるさと納税に関しましては、市のホームページから入って行って、ふるさと納税サイトというのを検索して見られる最初のページというのが、返礼品の紹介とかじゃなくて、気を付けましょうと応援寄附金の申込み方法はこういうふうになっていますよと、寄附金の活用方法というふうな案内と。なかなか深く入っていかなければ、お礼の産品には届かないというのが現状でした。

昨年、ふるさと納税振込係ができてですね、活動が活発になって、情報がもっと丁寧に幅広く伝わるようになっていくものかと思ったところがあったんですが、なかなかこの状況っていうのは、はたから見ると、何を情報発信しているのかなあというふうに思えたところでした。このあたりは、どういうことでこの情報の更新状態になってしまっているのかっていうのを伺いたいと思います。

○籠原正二企画調整課長 令和6年度にふるさと納税推進係が設置されました。そこで専門的部署としてですね、ふるさと納税を推進していこうということで、そのふるさと納税推進係のPRの取組状況について、まずちょっと御紹介したいと思います。

基本的には、寄附者への訴求効果の観点から考えておりますけれども、ポータルサイトにおける様々なコンテンツを吟味いたしまして、バナー広告、検索連動広告、メールマガジンなど直接寄附希望者等に訴求するための情報発信に注力しております。また都心のイベント参加など直接、本市の魅力を発信する取組を行っているというところで、こういったPR戦略の下、取組を行っ

ているというところでございます。

一方で、質問者から御指摘がありましたとおり、市公式ホームページなどで市のほうに情報を取りに来られる方に対しての発信につきましては、滞っている状態でございます。そして、インスタグラムの更新につきましても、寄附の訴求の観点から、どうしても先ほど申し上げました直接寄附者の方に訴えかけるほうに注力いたしまして、そういったことで取りに来られる方、インスタグラムを含めてですね、そういったところで、優先度が下がっている状況でございました。そこで更新が滞っている状況にあるということでございます。

ただですね、やはり御指摘のとおり、更新が滞っている状況といいますのが、そのページを見た方が、本市ふるさと納税の情報発信の取組が停滞しているというふうに受け止められる可能性が大いにあると御指摘を受けて感じております。

今後早急に各情報媒体の役割を整理して、運用方針を定めまして、効果的な情報発信に努めてまいります。

SNSにつきましても、ホームページにつきましても、それぞれ得意とする役割があると考えておりますので、そういったところをまた整理しながら、更新を行っていくということを考えてまいります。

○11番橋口洋一議員 状況は分かりました。ですけれども、この今のホームページ上でのこの状況というのは、なかなかぱっと見た、そこに情報を取りに来たという表現をされましたけども、枕崎ってどういうところだろうというふうにして、外から来られた方、検索をしてSNSってどういふのがあるのかなあと、情報来てないよねっていうふうに見られたときにですね、なかなか、さあ中のほうに入っていこうかとならない状況じゃないかなと思ったところがあります。

そのほか、多々指摘を先ほど挙げたところもあるんですけれども、そういったところですね、更新をこれから見直していただいて、効果のある情報を展開できるよう、やってもらいたいなと思っているところです。

本来、市の情報の玄関口である市のホームページがですね、最新の情報、行政的な情報の周知にとどまっているところが、今現在、あるところなのかなというふうに印象を持っています。

情報の整理が、そういう連絡以外のところが行き届いてなく、中にはつながらない、更新がない、現在の状況と異なるとかですね、そういったのが散見されるような状況というのは、本市の環境・取組に興味を持ってもらった市内外の住民から見ればですね、枕崎市という興味を引かれる情報の玄関先はきれいに形が整っているにもかかわらず、中に入ってみると辺りが散らかっていたり、中に入れない扉があったり、古いものであったり、不要なものがあつたりと、そういったときには、もういいかなあというふうになってしまうというおそれもあります。

今のホームページから見ると、市のほうとしては、さあ、見てくださいとはしておりますが、外部から受け入れられたい、見てもらいたい、交流人口を増やしたい、市民サービスを向上させたいと、表面的にはそういうふうなスタンスでおられますけれども、その熱量というのはなかなか、今ホームページを見る限りは感じられないところもあるのかなと思うところがあります。

この今の現状というのは、なかなかよしとされるような状況ではないというふうに思います。大分、私の印象としてはホームページが古いなというふうに思えるところもあります。検索ができるように、やりやすくなるようにというふうに、先ほど改善をするよというようなお話もありましたが、そういったところも努力を重ねていただいて、もっとよりよいものにしていただきたいなと感じるところでもあります。

ちなみにですね、このホームページの中に、よく見られるRSSっていうものなんです。ほかのホームページではなかなか見ないもので、RSSはこちらっていうふうに書いてあって、私がもう昔インターネットを始めた頃によく見ていた言葉だなというふうに思うところもあるんです

けれども、これ自体って現在使われることってあるんでしょうか。すいません、単純な質問で申し訳ないんですけど、RSSってどういうものなのか教えてください。

○山口太総務課長 RSSについてですが、RSSというのは、Rich Site Summary（リッチ・サイト・サマリー）の略でございます。ウェブサイトの見出しや新着更新情報などを配信するための仕組みで、RSS配信を利用するためにはRSSリーダーというソフトを用意する必要があるようでございます。

用意したRSSリーダーに、ウェブサイトが提供するRSS配信用のURLを登録することで、ウェブサイトの新着更新情報などがRSSリーダーに自動的に配信されるようになるということでございます。このRSS配信を利用することによりまして、要は、ウェブサイトにアクセスすることなく、更新された情報を自動で受信することができるツールということでございます。

本市ホームページでは、重要なお知らせ、新着更新情報などがRSSで配信できるようになっています。

本市のRSS配信の利用者数を把握することは、技術的には困難ということではございましたが、フェイスブックやインスタグラムといったSNSが普及している現在では、質問者もおっしゃるとおり、RSS配信の利用者っていうのは減少傾向にあるということではございます。

○11番橋口洋一議員 ですね。もう本当、昔見た文言が今も残っているっていうところで、ホームページ自体も、これは大分陳腐化しているのではないかというふうに思っているところが正直なところなんです。そういった今の状況を踏まえたところで、このホームページのほうの更新というのは、どのように計画されているのか、お示しをください。

○山口太総務課長 本市のホームページの更新ということ、今後の方針ということでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、本市のホームページにつきましては、平成28年度に大規模リニューアルを実施し、現在の形になっております。そこから約10年が経過しようとしております。

質問者からも構成が古いのではないかという御意見もいただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、本年度はホームページの構成の更新について、閲覧される方が必要とする情報、知りたい情報をもっとスムーズに検索できるような形で、フロントページをもっと分かりやすいデザインに変更することなどについて検討を行っているところでございますので、今後の方針ということで言えばそのようなところで御理解いただければと思います。

○11番橋口洋一議員 近隣市で言いますと、令和4年に南さつま市がリニューアルで、令和5年に南九州市がリニューアルして、非常に見やすく、情報を取得しやすくなっているところかと思えます。

本市においても、その情報の取得等につきまして、適時適切にですね、取得、発信ができるということが今後非常に重要なところではないかというふうに考えております。

そういったところも踏まえまして、リニューアルっていうのは、まだ今のところフロントページの改革等にとどまるという話がありましたけれども、SNSの活用ということで、先ほどインスタグラムとフェイスブックがありますというようなお話ありましたけれども、LINEによる情報発信というものも一つ発信の方法としてあるのかなというふうに感じているところがあります。

次の質問のほうにもあるんですけども、市民または本市に興味を持つ市外の住民の情報ニーズに対し、双方向性・拡散性が強みのSNS等を活用したさらなる情報発信というものは図れないものなのでしょうか、お願いします。

○山口太総務課長 公式LINEの開設、あるいはその活用についてお尋ね、御提言いただきましたが、先ほど企画調整課長からも、各広報媒体の役割を整理した上でっていう答弁もいたしま

したけれども、先ほど申し上げたような広報の目的でありますとか、ホームページ、SNSあるいは広報紙などの各メディアの特徴も踏まえまして、今後、本市にとって効果的なSNSの活用策、あるいは望ましい情報発信の在り方について、今後検討を行っていく必要があると考えております。

○11番橋口洋一議員 そうすると、そういったLINE、今、情報を伝達するのに一番よく使われているのはLINEかなあと思っているところです。

ちょっと前まではみんなメールで情報発信というのはあったかと思うんですけども、今、皆LINEのほうが簡単だよねということで、他市においても、どういう情報が欲しいですかというところを選択をすると、その情報が入ってくると。先ほどRSSのお話をお伺いしましたけれども、現代版のRSSなのかなと。子育てであれば、子育ての情報が随時入ってくるというようなものになるかと思っております。

情報発信で必要な情報の選択っていうものができるというところはですね、そういったLINEを利用した取組であるかというふうに思うところなんですけれども、なかなか今のところは全くLINEというようなですね、やり取りができる方策っていうのは考えられてないというところなんではないでしょうか。

○山口太総務課長 公式LINEの開設といいますか、導入につきましては、内部で以前から導入について検討は行っているところでございます。ただいま質問者がおっしゃった近隣市が導入しているような形にするのかとか、そこら辺について詳細について、まだ検討には至っておりませんが、以前から導入について内部で検討しているところでございます。

○11番橋口洋一議員 ぜひ、その点につきましてはお願いをしたいと思うところであります。

質問事項については、次にインスタグラムというふうになっていきますけれども、今のお話に続いて、企画調整課の情報政策係のほうの質問に移らせてもらいたいと思います。

企画調整課には、情報政策係なる担当があるというふうに認識しております。こちらの方々は情報管理に長ける係として、広報情報の戦略的な推進役としての役割を担うこともできるのではないかなと、そういったところを考えるとところもあってですね、一つの方向性を持って、この係でですね、広報の取り仕切り、先ほど総務課長のほうから答弁ありました、総務課のほうで取り仕切っているという話はありませんけれども、この情報関連の取り仕切りについて、この情報政策という名前の係のほうで取り仕切るっていうところのお考えはないものなんでしょうか、お伺いします。

○山口太総務課長 いわゆるホームページ等の管理につきましては、平成15年度から平成25年度までは、今質問者がおっしゃいますように、企画調整課情報政策係でホームページの管理を行っていた時期もございました。しかしながら現在、平成26年度からは総務課のほうで担当しているわけでございます。

現在の情報政策係が担当する業務につきましては、住民情報などの行政データの安全かつ適切な管理であり、広報に関する情報は扱っておりませんで、また発信についても担っておりません。

今後は、ただいま質問者からいただきました様々な御指摘、御提言を十分踏まえまして、現在の体制の中で広報に関する情報の管理、あるいは情報発信の強化が図られるような形で取り組んでまいりたいとそのように考えております。

○11番橋口洋一議員 本市はそのような形で、その昔、電算係って言われたところなんですかね、市民課の中にあつたような、総務課ですかね、あつたように思います。その業務の広がり情報政策というふうになって、現在に至ったところなのかなというふうに考えますが、南九州市においては、企画課のDX推進係っていうところが、先ほど述べました公式LINE等の窓口となっているところもございます。

広報情報全てを取り仕切る部署ではないかもしれない、先ほどの御説明でそういう部署ではないということだったんですけれども、そういうDX関連部署と思われる情報政策係が、情報の管理というのはするのが適切なんじゃないかなと思うところがあるんですけども、重ねての質問になるんですが、そこは担当はしないというふうなお答えで変わらないでしょうか。

○山口太総務課長 重ねて御質問いただきましたけれども、答弁につきましては先ほど申し上げたようなことで、現在の体制の中でっていうことで情報政策係でということは考えておりませんけれども、いろいろとただいまの御指摘・御提言を十分踏まえまして取り組んでいきたいとそうように考えております。

○11番橋口洋一議員 ぜひですね、今現在、SNSの発信等についても、それぞれの課が責任を持って、それぞれの状況でやっておりますというような話でしたけども、情報というのは、情報を統括するとか、そういったところがないと、あちこちで自分たちのペースで発信してしまうと、なかなか統一感がとれないところっていうのも出てくるかと思いますので、そこをですね、今、総務課秘書広報係が取り仕切っているところかと思いますが、前回の3月定例会のときの眞茅議長が言われたときにも、広報係ってすごく大変なんですよというふうなくだりもありました。

そういったところもありますので、適切な管理ができる部署を選定いただき、運用をしていただきたいというふうに考えるところです。

先ほど飛ばしましたInstagramの「ていねい、まくらざき」についてお伺いします。

この「ていねい、まくらざき」ですね、今更新等もストップしてあるその現状と、その現状に至った原因につきまして、どのように考えられているところかというところで、お伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の特産品やイベント等を発信するInstagram「ていねい、まくらざき」につきましては、今年1月に本市の関係者でない者、正規のアクセス権限を持たない者がログインし、パスワード、登録メールアドレスや登録電話番号を書き換えられ、現在まで本市が正規の利用権者としてログインできない状況になっております。

その原因につきましては、当該Instagramへのログインにつきまして、複数の重層的な認証方法を取っていなかったため、具体的には、パスワードのみの認証としておりました。認証アプリを利用した2段階認証などの対応していなかったためと認識しております。

2段階認証を行うためには、SMS、ショートメッセージのサービスですね、認証コード等を受信するための公用の携帯電話が必要なため、そのような対策を講じなかったことで、今回の不正アクセスを受け、アクセス権限を持たない第三者に侵入されたものと考えております。

○11番橋口洋一議員 今そういったことですね、止まっているという話だったんですけれども、2段階認証というのが非常に大切だよというのが、今のお話だったと思います。

一方で、公用の携帯っていうのが、市庁舎の中にあるのかっていうのが、更新に当たって、潤沢にあるものなのか、それを教えてください。

○山口太総務課長 市の公用携帯についてのお尋ねがございましたけれども、私が承知しているところで、税務課ですとか福祉課、あるいは農政課、水道課というところで公用携帯を使用している状況でございます。

○11番橋口洋一議員 そうすると、水産商工課であるとか、そういったところの各部署単位等で、公用の携帯はあるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

議会のほうであるかというのはちょっと私も存じ上げていないとこだったんですけれども、通常の課においては、そういった形で配備がなされているというふうに考えて、それぞれの課で更新を行うときには、その2段階認証ができるような状況にあるというふうに考えてよろしいので

しょうか。

○山口太総務課長 先ほど公用携帯電話を使用しているかについて御説明いたしましたが、市庁舎以外では消防本部でも公用携帯が使用されております。ただし、それは業務に必要ということで使用をしている状況でございまして、SNSとかそういった開設、更新そういったことで利用している状況というわけではございません。

○11番橋口洋一議員 何度もの質問になるんですけれども、2段階認証が必要だということでお話がありましたので、そうすると、2段階認証は、個々の職員等が持っている携帯で、SMS、ショートメールが来てそれを認証するというふうな流れを、今後「ていねい、まくらざき」と同様のことが起きないようにするためには、する必要があるということでしょうか。

というのも、私どものほうの議会のSNSでインスタをやろうかというふうになったときに、2段階認証が要りますよとなりました。そのときに携帯、SMSを受けるのはどれにするかというような話が出てきますので、どうなのでしょう、個人の携帯で今後もその認証を受けるというようなそういった形になるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど説明申し上げました2段階認証ということで、公用の携帯電話が認証行動等を受信するショートメッセージを受信しないといけないということで、受信媒体としましては、個人の携帯電話では非常にセキュリティーといいますか、今後の検討課題になろうかと思いますが、警察のほうともこの1月の不正アクセスの状況につきましては、1月11日土曜日だったんですが、この不正アクセスを確認後、同日、警察署のほうに通報、連絡いたしまして来庁いただきまして、ウェブ上でのメール等での対応を試みたところですが、不調に終わりまして、県警本部のサイバー犯罪対策課にも問合せを行って有用な対応がないかということで対処したところです。

しかしながら、結果的に現在まで使用できない状況になっているところですが、警察のほうともお話をする中で、この2段階認証というのが、ネット上でも出ておりましたので、今後もうこういった引き続き「ていねい、まくらざき」のインスタを普及させるに当たっては、公用の携帯電話を購入する形がいいのではないかと考えております。

今後もインスタグラムの管理の運営会社でありますMe t a（メタ）社のほうからも、今調整中ですので、復旧に向けてどういった対応が一番行政として可能なのかを携帯電話の購入等も含めて検討してまいりたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 認証については、そういった対応が必要だということは分かりました。止まっているような状況になっているんですけれども、被害っていうのは、これでは発生しているところがあるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 今回の件は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する犯罪行為であります。この場合は、加害者は不正にアカウントをのっとったものであり、被害者につきましては、アクセス管理者である、先ほど申し上げましたアメリカのMe t a（メタ）社となります。このため現時点でインスタグラムを利用している利用権者である枕崎市、「ていねい、まくらざき」の開設者からの被害届というのは提出できないと、警察のほうから説明を受けているところです。

そのため、アカウントを復旧してからログと言われます使用履歴を証拠として、警察のほうからMe t a（メタ）社に対しまして、不正アクセス行為の禁止等に関する法律による被害届の提出を促すということになると思われます。

Me t a（メタ）社及び枕崎市以外の被害ですね、考えられますのは、フォロワーの方、そういった方については、現在、被害があったというような情報は入っていないところであります。

○11番橋口洋一議員 被害の報告がないということだけはですね、安心したところです。

では、私どものほうでも、情報発信というところは引き続き行っていないといけないというふうに思っているところもありますし、教訓としてですね、今のような取組もあった、状況も出てきたというところも踏まえまして、さらなる情報発信については進めていきたいと思います。また、市の当局のほうにも、多々お伺いをすることがあるかと思いますが、その節はいろいろと教えていただければと思います。

SNSにつきましては、これで終了しまして、あと残ったところで、マイレール意識の醸成についてというところがございます。

以前の一般質問においてですね、公共交通の維持存続を考える市当局においては、旗振る側である市職員のマイレール意識の醸成に係る取組が行われているものなのかと質問したところでしたが、その後、1年がたち、機運の醸成等、つながるような動きが何かあるのかなというところで、実際、これ難しい問題だとは私も思っているところなんですけれども、やはり、今、経済的価値とかですね、今出しているところですよというようなお話も報道でお伺いするところです。

そういったものをただ待っていても、なかなか盛り上がり、やろうというふうにならないところがあるのかなというのいうふうに思っているところが正直なところです。

それであれば、今の時点ではもう活用というところにかじを切っているふうにも見えます。将来的には大きな負担をどうするかという問題にも直面するところかと思いますが、今のところは、進めていくというところで、庁内挙げて、そっちの方向に向かっていくということが必要かと思っているところで、この質問なんですけれども、今の現状としてはいかがなところでしょうか。

○籠原正二企画調整課長 昨年3月定例会におきまして、質問者から、市職員のマイレール意識の醸成の必要性に関する質問に対しまして、企画調整課のほうから、路線活性化のための庁内における意識の共有、関係各課における施策推進の中での機運の醸成を図っていく旨の答弁をいたしております。

市職員のマイレール意識の醸成につきましては、確かに市職員が利用者として自らが率先して鉄道運営の収支に貢献していくというそれも一つの貢献策であると、とは考えますけれども、それだけではなく、鉄道が地域にとってどのような価値を持つのかを認識いたしまして、その価値を生かしたまちづくりに取り組み、または関わっていく。それをすることで、町の資産としての市民意識を育てていくということが、市職員が持つマイレール意識の意味だというふうに考えております。

取組といたしましては、南浜館で開催されました果ての鉄道展において、大切な社会基盤であることの意識の醸成を図ったと。そして、特別列車が運行された際の市職員有志の枕崎駅でのおもてなし、あと鉄道利用イベント等への職員の参加、駅での伐採作業への市職員の参加など、様々な取組を行っております。

これらを通じて意識の醸成を図ってきておりますが、今年度、一つ大きなイベントといたしまして、今年10月、本市で全国ローカル鉄道サポーターズサミットの開催を予定しております。このイベントの運営につきましては、市職員有志が中心となって行っております。

このイベントには、全国から鉄道ファンが集うことが想定されておりますけれども、市民の方も参加できることとなっております。

全国の鉄道ファンに、JR指宿枕崎線を中心としまして、ローカル鉄道の持つ価値について意見交換をしていただくということで、職員だけでなく市民の皆様にもその価値を改めて認識していただく機会になるというふうに考えております。

今後におきましても、イベント等への参加や鉄道利用を促すとともに、鉄道の価値を再認識する中で、観光、商工はもとより、福祉、健康、教育など、多面的な観点から、まちづくり施策へ

の鉄道の利用を促していきたいというふうに考えております。

○眞茅弘美議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 47 分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和 7 年 6 月 27 日)

令和 7 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月 2 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	5 2	枕崎市総合振興計画策定条例の制定について	総 文
2	5 3	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	5 4	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳 1	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	5 5	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
6	陳 2	馬追川水系の水質浄化に関する陳情	〃
7	5 1	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）	予 特
8	5 7	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和 8 年度政府予算に係る意見書	
9	5 6	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 2 号）	
1 0		継続調査申出について	
1 1		議員派遣について	
1 2		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 永 野 慶一郎 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 中 村 浩一朗 企画調整課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 平 田 寿 一 総務課参事
 有 田 陽 子 福祉課障害福祉係長
 城 森 直 樹 健康・こども課健康増進係長
 石 場 博 和 財政課財政係長
 長星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 川 野 優 治 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長
 寺 園 ミ ヤ 健康・こども課子育てサポート係長
 相 良 勝 也 長寿介護課主幹兼高齢者介護保険係長
 山 神 修 一 企画調整課主幹兼企画調整係
 吉 富 俊 作 総務課行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 号から第 4 号までの 4 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[平田るり子総務文教委員長 登壇]

○平田るり子総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号から第 4 号までの 4 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市総合振興計画策定条例の制定について申し上げます。

本件は、枕崎市総合振興計画について、本市の最上位計画としての位置づけを明確にし、策定手続等を定めるため、本条例を定めようとするものです。

これまで、総合振興計画の策定に当たっては、目指す将来像やその実現に向けた基本方針を示す基本構想について、枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき議会は議決していたが、本条例の制定により、総合振興計画を市の最上位に位置する計画であり、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として定義付け、その基本構想部分について本条例に基づき議決することになるということです。

委員から、今回の条例制定に関し、従来の総合開発協議会と新たに設置する総合振興計画審議会を明確に峻別する意味からも、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項を根拠法令として示したほうがいいのではないかと質疑があり、当局から、本市条例の立て付けとしては、他の条例についても全て、法律を引用し、その規定に基づいて設置するといううたい方をしているということではないが、今後は他の条例についても、法律の明確な位置づけが分かるような規定ぶりとしていくことについては検討していきたいということです。

また、委員から、枕崎市総合振興計画の審議会委員と枕崎市地方創生総合戦略審議会の審議会委員は同じメンバーを考えているとのことであり、公募する予定もないとのことであるが、若者や女性の声を反映した計画や戦略でなければ効果を十分発揮できないと思われることから、この点に十分配慮した審議会委員構成としてほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するほか、投票管理者及び投票立会人の報酬の額について、従事した時間に応じた報酬の額とするため、所要の改正をしようとするものです。

今回の国の見直しでは、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投開票所の経費や事務費等の基準額の改定がなされ、このうち投票所の投票管理者や投票立会人等に関して、なり手不足問題等の解消を図るため、報酬の基準額が改定され、これに併せて、本市においても選挙長等の報酬の額を改定するものです。

また、今回の改正は、令和元年以来、6 年ぶりの報酬額改正であり、投票管理者及び投票立会人の報酬の額について、投票所の開設時間に満たない場合に、その従事した時間に応じた報酬の額を定めるための改正も、同時に行うということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、個人の市民税の所得控除に特定親族特別控除が追加されたこと等に伴い、所要の改正をするほか、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を設

けようとするものです。

委員から、個人住民税の関係で、大学生年代の子等に係る新たな控除を所得税と同様に設けるとのことであるが、この改正に伴う本市の影響はどの程度になるかとの質疑があり、新制度のため、現時点での税収への影響を計算することは困難であるが、国は給与所得控除等の引上げで700億円、特定親族特別控除の創設で50億円、合計750億円の個人住民税の減収額を見込んでおり、本市における給与所得控除の引上げによる市民税の減収を約550万円と見込んでいることから、国全体との比較で、単純に推計すれば、特定親族特別控除の創設により、約40万円の減収になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたものです。

本陳情の審査においては、まず、当局から陳情項目の審査に関し、次のとおり説明がなされました。

本市では、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員定数のさらなる確保、充実について、全国都市教育長協議会などを通じて国に対し要望を行っているということ。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒は同学級で授業を受けるほか、一部教科等においては、同学年の通常学級において交流学級として一緒に授業を受ける場合があるが、児童生徒個々の障害の種類や程度に違いがあるため、特別支援学級に在籍する児童生徒が、決まった時間や教科等において、一律に全員で交流学級での授業を受けるということではないということ。

交流学級で授業を受ける場合は、必要に応じて学級担任と特別支援学級担任が連携し、ティームティーチング指導や個別指導を行ったり、そして特別支援教育支援員等の学習支援が行われたりしているとのことでした。

なお、委員から、当局に対し、本市内の小中学校における加配教員数について説明を求めたところ、現在の加配教員は小中学校合わせて11人であり、年々少しずつ減員となっているが、その理由としては、県教育委員会が特別支援学級の増加に対応するため、加配教員を減らし特別支援学級等の担任に充てていると思われるとのことでした。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これからお諮りいたします。

日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号から第54号までの3件は原案のとおり可決、陳情第1号は採択と決定いたしました。

次に、日程第5号及び第6号の2件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

〔上迫正幸産業厚生委員長 登壇〕

○上迫正幸産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号及び日程第6号について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の廃止に伴い、同令の施行に関する事務に係る手数料を廃止しようとするものです。

委員から、今後の事務手続きについての質疑があり、これまでと同様、農業委員会の方で書類は作成するが、従来までは作成した資料について財政課を通じて法務局で登記をしていたものが、今後はその書類が農地中間管理機構に送られ、同機構の方で登記手続きを行うことになるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号馬追川水系の水質浄化に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市大塚南町に在住の方ほか8名から提出されたものです。

本件の審査については、まず、審査に先立ち、馬追川河口、河口に繋がる牧園川、棧敷川の現地調査を委員全員で行いました。

現地調査後、本委員会審査では、本陳情に関し、当局から、馬追川水系に排出している水産加工場の状況や排水に関して説明がありました。

下水道区域外で排水処理設備を設置していない事業者は2社、下水道区域内で下水道未接続となっている事業者は1社となっており、この3社とも、1日当たりの平均的な排出水量が50立方メートル未満の事業者であることから、水質汚濁防止法の排水基準が適用されない事業所となっているとのことです。

この3事業者に対する市の具体的な取組としましては、まず、下水道区域外で排水処理設備を設置していない事業者につきましては、令和6年度は、馬追川水系に排水している2社を含む下水道区域外で排水処理設備を設置していない事業所4社と、排水処理設備はあるものの、故障している1社の計5社を訪問し、現在の状況等の聴き取りを行い、排水処理設備の整備をお願いしているとのことです。

また、下水道区域内における未接続工場への取組につきましては、本市下水道区域内の加工場の接続は、操業工場38工場のうち36工場が接続し、接続率は94.7%、未接続工場は1社2工場となっており、馬追川水域での下水道区域の未接続工場は1工場であり、この未接続工場の解消を図るため、水道課と市民生活課で毎年訪問し、代表者と面談して接続の依頼を行っており、また、水道課においては、これまで水産加工業協同組合の役員会等に出向き、接続推進のお願いも行っているとの説明がありました。

当局からの説明を受け、委員から、なぜ下水道未接続の水産加工業者は排水処理設備を整備しないのかと質疑があり、下水道未接続の水産加工業者と面談した際、接続をしなければならないと理解はあるものの、事業計画等により下水道接続を実施するに至っていないとの回答を受けているとのことです。

また、委員から、条例を厳しくしてほしいとの文言があるが、市の権限において、罰則規定を設けることができるのかとの質疑があり、排出水量の基準からすると、水質汚濁防止法の上乗せ基準については県が条例で定めることとなっていることから、市町村が上乗せ基準や、それに基づく罰則を規定することは難しいと考えているとの見解が示されました。

また、委員から、枕崎市民の環境を守る条例の第5条に財政上の措置とあるが、これは処理施設を整備する際の補助には当たらないのかとの質疑があり、これは例えば、環境保全促進事業などの市が取り組む環境に関する様々な事業に対する財政支援であると考えており、水産加工業の環境施設整備促進の補助金は、公共下水道接続等のために対象施設の整備について対象事業費の20分の3、上限50万円の範囲内で補助するものであるが、公共下水道区域外の施設については、これまで他の事業者も自己資金で整備を行っているのでそこに対しての助成制度は、現在のところ考えていないとの説明がありました。

このような審査を踏まえて、委員から、陳情事項第2項に掲げる「枕崎市の『枕崎市民の環境を守る条例』と『枕崎市の河川をきれいにする条例』を厳しくしてほしい」という願意については、本市が罰則規定を設けることや、条例に上乗せ基準を設定することなどは現実的ではなく、また容易に行えるものではないことから、「鯉節工場からの汚水の垂れ流しをやめてほしい」という陳情事項第1項のみを採択したいといった意見がありました。

これに対し、委員から、実現可能性という観点から陳情事項第1項と第2項では大きな開きがあるが、陳情事項第2項の願意を全体的に受け取ると、市で対応策を考えた上で、その後、県へ要望してほしいといった取組までを包含していると考えられるため、2つの陳情事項とも採択すべきであるとの意見がありました。

本件については、一部採択にすべきとの意見が多かったことから、陳情事項の項目ごとに採決を行いました。

本件は採決の結果、陳情事項第1項については全会一致で採択すべきもの。陳情事項第2項については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 陳情2についてお聞きします。陳情事項の1と2は一体となっているものであると解釈します。これら2つの項目を合わせて提示することで、陳情者の意図がより明確に伝わるのではないのでしょうか、お聞かせください。

○上迫正幸産業厚生委員長 委員長報告でも申しましたが、陳情事項の第2項に掲げる枕崎市の環境を守る条例と枕崎の河川をきれいにする条例を厳しくしてほしいという願意については、本市が罰則規定を設けることや条例に上乗せ基準を設定することなどは現実的ではなく、また容易に行えることではないということから、第1項を採択しまして、第2項は採択すべきものではないと決定したところでございます。

○5番水野正子議員 かつおぶし等の製造において、水の使用料は重要な課題であります。

かつおぶしを1トン製造するのに、当初は7トンの水が必要とのことでしたが、現在は3.5トンの水量になっているということは話し合われたのでしょうか、お聞かせください。

○上迫正幸産業厚生委員長 かつおぶしの使用量についての水の使用量等は話し合っておりません。

○5番水野正子議員 各工場の産業排水量はそれぞれ異なりますが、個別の工場ごとの排水量も把握されているのかという質問は出なかったのかお聞かせください。

○上迫正幸産業厚生委員長 そういう質問は出ておりません。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 今、委員長報告がありましたけど、いろいろ審議されたと思いますけど、枕崎市の条例、河川をきれいにする条例内容、それと県条例もあるんですけど環境条例、これについての報告がないんですけど。一番の重要であるこの河川の浄化を図るためにですよ、きれいにする条例の、指導・助言、それについての審査とか、私はこれ重要だと思いますよ。これを審査しないで、この陳情の問題を審査したと言えませんよ。

それとですね、もう一つ、きれいにする条例施行規則にですね、水質汚濁防止法または県公害防止条例等の規定を遵守しなければならないと、我々の条例より上位法も言っているわけですよ。まずは私はこの陳情を審査するのであれば、ここから入るべきだと思いますが、その内容についての報告がなかった部分についてはどうなんですか。

○上迫正幸産業厚生委員長 1点目の質問をもう一回よろしいですか。

○9番禰占通男議員 今委員長報告がなされましたけど、審査の内容にまずきれいにする条例の

中に指導及び助言と第14条にあるんだけど、結局陳情にはこの条例を厳しくしなさいってありますけど、厳しくする前に、まず行政が取り組むべきことが、うちの条例には入っているわけですよ。それについて、汚濁防止法であったり、県の公害防止条例もあるわけですよ。それを守りなさいって、うちの施行規則にもあるわけですよ。そしたら、まず審査というものは、ここから入るべきじゃなかったんですか。それについて、委員会は、その審査の内容はどうなったんですかということ。

○上迫正幸産業厚生委員長 県の水質汚濁防止の上乗せ基準については、県が条例で定めることになっておりまして、本市としては上乗せ基準やそれに基づく罰則を規定することは難しいと考えているということでもあります。

○9番禰占通男議員 今、枕崎市の市報とかで、結局、うちの河川の浄化の状況というのを広報していますよね。今日も資料で6年度分の決算に出す部分だと思うんですけど、そういうのが出されているこの基準というのは、水質汚濁防止法に掲げられた基準ですよ。

うちはそれを網羅というか、それをうちの条例にも採用しているこの基準を超えることは、国の基準を超えることですから、もう最初から駄目ですよ。その基準を守るためには、市の行政の指導・助言、これをうちの条例はしているじゃないですか、14条で。河川の浄化を図るため、必要な指導・助言を行うものとするということでしょう。そしたらですよ、行政には悪いんですけど、一般市民からこういう陳情が出てきたということは、生活環境に影響を与えているってことでしょう。

これを県の環境条例にもありますけど、市民の生活環境に影響を与えるべきものではない、それについて遵守しなさいってあるんですけど、これについて私は真っ先に審査すべきじゃないんですかっちゃんことですよ。

○上迫正幸産業厚生委員長 排水処理をしていない事業者と故障している事業者は、工場を訪問して、排水設備処理のお願いをしているところです。下水道区域内における未接続工場への取組にしましては、毎年、業者を訪問して、接続していただくようお願いしているところなんですけど、いかんせんお金が発生することなので、話がそれより先に進まないということで御理解していただきたいと思います。

○9番禰占通男議員 最後ですからね。そもそも県の公害防止条例、うちのこの環境を守る条例、河川をきれいにする条例、もともとこれっていうのは市民の健康を保護し、生活環境を保全するっていう県条例に書いてあるこれに基づいて、うちの条例も実施されているわけでしょう。

そうしたら、市はどのような対応をしたんですかということで、4回の水質検査をしているけど、それに適合しない事業所がある。

適合しない事業所にはどうするのかっちゃんと今うちの条例でもあるじゃないですか。さっきから言いますように、この指導及び助言ですよ。これで駄目であれば、国、県に助けを求めなさいとなっているわけですよ。

そしたらそこを審査して、この陳情者が言うように厳しくはできないけど、また委員会ではこれを2つ別々に審査すること自体がおかしいですよ。表裏一体となってこの陳情は出ているのに。そこですよ、私が聞きたいのは。

○上迫正幸産業厚生委員長 何度も申し上げますが、県の汚濁防止法はありますが、それを市町村のほうで、上乗せ基準について、基づく罰則を規定することは難しいと考えているという見解でございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 陳情第2号についてですね、委員長報告がなされましたけれども、委員会で基本的に何が審査されているのかよく分かりませんのでね、もう少し、何を基本的に審査をさ

れて、この陳情を採択・不採択の判断をされたのか、明確にお尋ねをします。

今9番委員からもありましたけれども、その判断をすべき材料といいたいでしょうか、判断をする根拠がどこにあったのか。

委員長報告で、まず委員会では現地調査といいたいでしょうか、牧園川、栈敷川等を現地調査をしたと。これは非常に当然、やらなければならない審査の中でも重要なことだと評価いたしますけれども、本市は枕崎市の河川をきれいにする条例に基づいてですよ、この条例に基づいて、毎年度、河川浄化条例は平成11年に制定していますからね。それ以降ずっと市内の主な河川について水質の検査をしてきているわけですよ。

そこで、私も一般会計決算のあった5年度までですね、令和3年度、4年度、5年度のこの水質結果の一般会計の報告、一番最後のコメント、数値はもう割愛しますが、馬追川河口においては、事業所排水等による汚濁への対策が急務である。これは令和3年度決算からですね。3年度決算、4年度決算、5年度決算に至るまで、全く同一文で馬追川河口においては、事業所排水への対策が急務であると。3年間同じ表現でもって決算報告しているんですよ。

急務というのはせいぜい数か月だろうと思いますが、3か年も急務であるというのを決算報告が出している。そして、私、一番不思議でならないのは、この陳情審査において、6年度も終わっていますから、年4回の水質結果をなぜ委員会のこの陳情審査に当たってですよ、資料要求なり6年度は一番直近の年度ですからね、6年度の水質結果については、委員会はまずどういうふうな判断なり審査をされたんですか。

○上迫正幸産業厚生委員長 今の御質疑についての回答ですが、委員会では別段審査しておりません。

○6番立石幸徳議員 審査における全く基本的なところがなされていないですよ。

先ほどの繰り返しになりますが、5年度決算まではもう決算は終えているから、決算報告書から過年度の説明資料を出せば出てきます。私が先ほど読み上げたように、3年間連続でですよ。その前もいろいろあるんですけど、3年間連続で事業所排水の対策が急務なんだと。当局はもうちゃんと馬追川はこれじゃいかんということを3か年言っているんですよ。そしたら当然、6年度決算の中で、6年度直近の年度の検査はどうだったんだというのが委員会で審査しないと、地域住民からの陳情にどう対応するというのは全くおかしい審査になってきているんじゃないですか。ここで私意見を言うわけにいきませんのでね。

そういった中で、法律と条例とのいろんな食い違いを言われましたが、水質汚濁法ですよね、あるいは県条例でもって我が市の河川が、その2つの法令で、国と県ですよ、2つの法令のみで我が市の河川がきれいになるとは考えられないから、市単独での条例というものが出てきたわけですよ。基準値とか何かというその数値についてはですね、法を逸脱したような基準値は設定が当然できませんよ。

しかし、条例をまだいろんな形で効果のある条例にするべきだと、そうしてほしいという願意を含めた住民からの陳情ですからね。もう少し真摯に私は取り組むべきだと思いますよ。

現地調査以上に、実際現地調査はその時間だけの目視ですから、雨上がりとか雨できれいになった後を見ても、目視では、この程度の汚れかという場合もありますよ。でも水質検査は実際の専門家が年に4回にわたってですね、細かいその水素イオン濃度とか、BOD、それからSSとか大腸菌ですね。6年度決算を先日の議会運営委員会終了後、個人的に議会事務局の了解を得て資料を頂きましてですね。6年度決算ももう全部は言いませんけど、大腸菌の数ですね、全然変わりませんよ。

○眞茅弘美議長 立石議員、質疑を簡明にお願いします。

○6番立石幸徳議員 そういう基本になる、根拠になる判断をですよ、委員会審査でなされてい

ると考えておられるのかどうなのか、その点をお尋ねいたします。

○上迫正幸産業厚生委員長 委員会のほうでは、水質汚濁、水質が悪いというような話合いはなされなかったところです。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○12番吉嶺周作議員 陳情書の趣旨の文言の中で、市内のほとんどのかつおぶし業者が下水道に接続する等の汚水対策を取っているにもかかわらず、かつおぶし業者からの汚水の垂れ流しは止むことはありませんとあるんですが、下水道に接続をしているにもかかわらず、垂れ流しがやまないと。これはどういったことなんでしょうかね。

例えば、下水道に流して最終処分場までいく分と、側溝に流れていく部分と別であるということなんでしょうかね、そういった審査は委員会ではなかったんですか、意見は。

○上迫正幸産業厚生委員長 今話題になっている垂れ流ししているところは、牧園方面の1工場と大塚の1工場であります。そこは排水量が50立方メートル以下で、接続しなくてもいいということになっておりますので、やっぱり魚を切るときは汚水が流れるということで川が濁るといったところは現地調査したところであります。

○12番吉嶺周作議員 実際にその現地調査は、どこの部分の何を調査をしてきたんですか。場所と、どういったところの調査をしたんですか。

○上迫正幸産業厚生委員長 場所につきましては、馬追川の河口の1か所、そして栈敷川のところの橋の上から1か所、そして牧園川の1か所と、もう一か所が、その下の大塚の入り口のところを1か所の4か所を当局と現地調査いたしまして、汚水がどういうふうに流れているとか、濁りがないのかというのを調査したところです。

○12番吉嶺周作議員 未接続でしたり、前処理施設設備を整えてない工場は側溝に垂れ流しをして、その側溝の蓋の途中途中にグレーチングという鉄の蓋をしているんですが、そこに硫化水素が発生をいたしまして、1,000 p p mを超すと人は即死するような数値となっているんですが、硫化水素についての審査はなされなかったんですかね。

○上迫正幸産業厚生委員長 今質疑者から出ましたそういう調査はしておりません。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 陳情第2号馬追川水系の水質浄化に関する陳情について、委員長報告は一部採択ということですが、私は、2項共に採択することに賛成の立場から討論いたします。

馬追川につきましては、河川に悪臭や濁りが生じ、長年にわたり住民の皆様に悪影響を与えていると考えます。また、本市にとっては、基幹産業、そして終末処理場にも関わるこれは大きな問題であると考えます。しかし、毎年度の決算報告では対応が見られるものの、実効性に乏しく努力目標にとどまっているとの印象を受けております。

今後は、より具体的に規制区域を設定し、将来的な下水道区域の指定を視野に入れつつ、県に対し、河川の流下機能改善に資する具体的かつ実効性ある対策を講じるよう強く働きかけていく必要があると考えます。

さらに、陳情の第2項を削除して、第1項のみにすることは、陳情者の真意や期待に応えるものとは言えず、また、過去にも同様の提案がなされながらも、解決には至っていない経緯を踏まえると、現段階においては、第2項を含めた陳情の採択が妥当であると考えます。

したがって、私は陳情第2号について、第1項及び第2項を含めた内容で採択する立場である

ことを申し上げ、賛成討論といたします。

○眞茅弘美議長 次に、永野慶一郎議員。

○8番永野慶一郎議員 日程第6号陳情第2号馬追川水系の水質浄化に関する陳情について、私は委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

今回の陳情審査に当たり、審査前に現地視察を行いました。工場からの排水が川に直接流れ込み、川には泡が浮いており、河川の状況が非常によくないということがうかがい知れました。

審査におきまして、今までも市当局において、条例に基づき水質検査を毎年1回実施し、目標値に適合しない場合は、再検査を行っており、再検査においても、目標値に適合しない場合は、文書での指導も行われているようでございますが、そういった中で、担当課の職員が事業所に足を運び、下水道区域内の事業者には下水道への接続や、下水道区域外の事業者には、排水処理施設を設置していただくよう依頼しているとのことでありましたが、現在、下水道への接続や排水処理施設の設置にはいまだ至っていない事業者もあるとのことでしたが、これから夏を迎え、川の水量も減ってくると、川の流れが悪くなり、さらに悪臭などがするような事態が想定されます。この陳情を受け、市当局におきましては、今まで以上に事業者への協力依頼を行っていただき、一日も早くこのような状況が改善され、陳情の願意が達成されることを強く願う次第でございます。

一方で、枕崎市民の環境を守る条例と枕崎市の河川をきれいにする条例を厳しくしてほしいという陳情項目についてであります。審査において、1日当たりの平均的な排出水量が50立方メートル未満の事業者は、水質汚濁防止法の排出基準が適用されない事業所となっており、県が排水基準の上乗せを定めることができるという規定になっていることから、市町村の条例において上乗せ基準や罰則規定を設けるのは難しいとのことでありました。

よって、今回の条例を厳しくしてほしいとの項目は、現状厳しいものと判断し、一部採択との結論を出したところでございます。

最後に、下水道への未接続事業者や下水道区域外の事業者への排水処理場の設置を依頼し、今までの市当局の働きかけにより、1者また1者と環境整備に取り組む事業者が増えてきているのも事実でございます。

繰り返しになりますが、今後も早期の下水道への接続や排水処理施設の設置に向け、事業者の協力依頼を要望するとともに、早期に環境改善が図られ、周辺住民の皆様が安心して生活できることを強く願って、私の討論といたします。

○眞茅弘美議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、日程第6号については、委員長報告は一部採択でありますので、陳情項目ごとに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第6号中、陳情項目第1項については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号中、陳情項目第1項については、採択と決定いたしました。

次に、日程第6号中、陳情項目第2項について、委員長報告は不採択であります。採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、陳情第2号中、陳情項目第2項は、採択と決定いたしました。

次に、日程第7号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[禰占通男予算特別委員長 登壇]

○禰占通男予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第7号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月20日に開催し、委員長に禰占通男、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算1件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第7号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 ただいま議題となりました日程第8号ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための令和8年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的教育行政を進めることができるようにするため、学校の働き方改革長時間労働是正を実現するため、さらなる少人数学級の推進、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、また特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第56号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,429万5,000円を追加し、予算総額を150億4,049万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助、児童クラブ等副食費支援事業補助及び医療機関等物価高騰対策支援事業補助の4事業をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○11番橋口洋一議員 ただいま補正予算第2号が上がってきたところなんですけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業ということで上がってきているとこなんですけれども、様々な推奨メニューがあって、これを選択されたというふうに考えております。

この様々な推奨メニューの中からこの事業をですね、4つ優先順位をつけられて申込みという

かですね、されたのか、そういった経緯を、どのようにしてメニューのほうが先に上がってきたかというところをお伺いしたいと思います。

○中村浩一郎企画調整課参事 お尋ねの点につきましてお答え申し上げます。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、5月27日の日に県の市町村課から連絡がありまして、限度額が示されたところでございます。

事業のメニューにつきましての調査の経緯についてでございますけれども、今回の交付金の限度額が示されてから、庁内関係各課におきまして、実施事業について検討の依頼をしたところでございます。

期間が大変短い中でございましたが、各課においては、まず、現場への聞き取りなど情勢等の調査を行いまして、実施事業の検討に入っていただいたところでございます。

企画調整課としましても、現在の国の対策、例えば電気代の夏場に向けての軽減策、ガソリンの値下げ対策、備蓄米の放出等の様々な物価高騰対策の状況を見極めながら、また、過去に実施した事業、検討した事業を踏まえながら検討を続けてまいりまして、各課へのヒアリングも実施してきたところでございます。

その中で、今回の推奨事業メニューの増額分は大変限られた交付額でもございましたことから、総合的に判断し、支援が必要な分野、特にこれまで支援を取り組んでいない分野につきまして検討し、ある程度限定した分野への対策ということで、関係課による臨時交付金の検討会を重ねてまいり、現状で考え得る最適な事業メニューということで積上げを行ったところでございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は1点だけですね、それぞれの事業の項目もなんですけれども、全体的にこの事業の目的が、全て国が定める公定価格等により運営している介護サービス事業ですね。あるいは医療機関についても、光熱水費等の高騰により、国が定める公定価格と。

当然これ診療報酬あるいは介護報酬といったもので、医療機関、介護サービス事業所、収入を得るわけなんですけれども、これが一定のもう定められた、決まった価格で報酬を受け入れる。そこで、こういう物価高騰という状況になりますと、非常に経営が苦しくなる。

そこで今度の本市の事業目的、それから事業内容全て遅いっていう感覚はありますけれども、当然のことであろうと思うんですが、全国知事会のほうでですね、この診療報酬あるいは介護報酬等について、その報酬の在り方ということで、物価スライドあるいは人件費もあるんですけれどもね。これまでと違った診療報酬等の決定の仕方について、知事会等は、とにかく物価スライドできるような報酬にしてほしいという要望みたいなのが出されているみたいなんですけど。

そこで、市長会のほうでは、この診療報酬、介護報酬については今後の方向性といいたいでしょうか、こういうもので何か要望なり考え方が示されているんですかね、お尋ねをしておきます。

○前田祝成市長 そのような課題があるということは、全国市長会等でも共有はされているところですが、具体的な要望として文章化されたものが出ているということはないところでございます。

ただ、議員おっしゃられるように、まさに診療報酬を含めまして、2年に1回の改定というような状況があつて、物価のスピードに追いついていないという状況がございますので、私としても是非いろんな機会を通じて、そのような要望、そういう意見・提案をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 今回のこの物価高騰対策の中で4つ選ばれましたが、この生活者対策と事業者対策2つこれはいろいろこの中からありますが、生活支援のところで子育て世帯への支援というのがあります。

一応ここに選ばれた4つの中には入っておりませんが、ちょっとここでお尋ねしたいんですけれども、この給食費無償化はうちではしておりません、本市ではしておりません。

私、今回の一般質問の中でも、ほかの議員がお米対策、米に対しての措置をしてほしいという一般質問がございました。そういった対策等はどういった形でされるのかだけ、ここですいません質問させてください。

○中村浩一郎企画調整課参事 今お尋ねがありました、子育て支援への対策ということでお尋ねですけれども、今回の物価高騰対応重点支援地方創生交付金につきましては、令和5年度から取組がなされておりまして、令和5年度以降ですね、子育て世帯への支援でありますとか、6年度におきましても、子育て支援対応デジタル商品券の発行事業といたしまして、現在までも繰り越した事業ということで取組がなされてきているところです。

現在の限度額が示されました交付金につきましては、非常に昨年と違いまして、限りのある限度額が示されておりますので、そういった対応がちょっと限られてきているところで御承知おきいただきたいと思います。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 初めに伺いたいのは、本市の支出金として約1,300万円、これの根拠はどのようなものでこうなったんですかね。

○中村浩一郎企画調整課参事 今回の1,360万円、こちらの枕崎市への交付金限度額でございますけれども、こちらの額につきましては、臨時交付金の制度要綱というこの要綱の中におきまして、第4交付限度額というものがございしますが、この中で算定の算式が示されているところでございます。

この算式におきましては、例えば、消費者物価指数の伸び率であるとか、少子者人口割合、高齢者人口割合、様々な数字に基づきまして国の要綱で定められておりますことから、国で示されたものが、県を通じまして、5月27日の日に限度額ということで示されているところでございます。

○9番禰占通男議員 今、参事から説明がありましたけど、一応計算方法は2通り示されていますよね、アルファとガンマということで計数がもう示されていますけど。

今言われましたように、物価指数とか人口、それでいくと、うちは1,360万円たるものは県下で何番ぐらいになるんですかね、人口も少ないですけど。そういった指数で求められて、支出金が決まったということは。

○中村浩一郎企画調整課参事 お尋ねの件でございますけれども、県下19市の交付限度額の状況で申し上げますと、16番目の市となっております。

○9番禰占通男議員 それでうちは各高齢者とか福祉事業所、児童クラブ等はちょっと除いて、医療機関等ということで決まっているんですけど、5月27日、県からの知らせがあつてということですけど、日本全国いろんなこの事業を展開しているところもございます。

それについてですね、私は浅く広く配付ができなかったのかということをおっしゃっているんですけど。日本全国の政府からのモデル事業というのも公表されております。

先ほど出ましたが、子育ての費用とか、ひとり親世帯とか、紙おむつ支給、これはもう実際実施されたものを政府が公表しておりますから、私もこれを落としました。

そしてですね、今高騰している米の支給とか、それと地域の交換券ですね、そういうのを配っているところもあります。一番の関心事はやっぱりそこらへんじゃないかな。

何でかということと企業とか事業所っていうのはですよ、経費というのがありますよ。そしたら税率が安くなるわけでしょう、そういうふうに使ったら。

それとあと学校給食の支援ということですね。今回のこの1,000億円の重点支援地方交付金で

1 学期分をこの無料化っていうのもありますよ。うらやましい限りですよ。

それとですね、ガソリン、灯油等を支援、市民にですよ。そして一番の問題になった東京都の水道基本料金というのもありました、3 か月分。この水道料金の減免にも使えると。

そしたらうちは市の水道、簡易水道ありますけど、やはりそこら辺で料金の二、三か月分免除してやるとか、私はそういう浅く広くちょっと使ってもらいたかったなと思いますけどね、どうなんですか。

○中村浩一朗企画調整課参事 御指摘の点でございますけれども、交付金の額が示されてから、様々な自治体でありますとか、多くの自治体の実績が公表されておる中で、様々な観点から検討させていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、国の対策が様々出てきているところでもございます。米の備蓄米の放出等でございますとか、ガソリン代の値下げの対策でありますとか、そういう対策も踏まえながらですね、総合的に検討を重ねてまいったところでございます。

あわせて、これまで取り組んできました分野の各事業もございますので、そちらのほうも検討を重ねながら、限られた交付金の中で、現在考えられる最適なメニューということで事業を検討してまいったところでございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、御手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時 2分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に、また重複した質疑とならないよう願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私はこのお魚センターの関係ですね、お魚センターがリニューアル後、実際は3月のリニューアル後のオープンでしたけど、今回の決算が実質的にリニューアル後初年度決算という形になるんじゃないかと思ひまして、このお魚センター経営改善計画書が令和4年12月に出された部分があるんですけど、5か年計画では、今度の6年度決算は、330万円ぐらいの黒字の計画だったんですね。

今回、6年度決算ということでは、約1,300万円っていったらいいのでしょうか、赤字になってきている。明細も補助金返還いわゆる特別損失というものが関係しているみたいなんですけど。

全体的にですね、リニューアル後、市民が一番関心があるのは、本当に経営がどういう形になってきているのか。お魚センターの駐車場から拝見すると、非常にお客様の入りもいいんじゃないかと。

ただそれが経営上どういうふうに出ているのか、その点についてお尋ねをさせていただきます。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターにおける令和6年度決算におきまして、当期損益は1,293万5,682円の赤字となりました。

この赤字となった要因につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプを活用し、市の補助事業として令和5年度に実施した、太陽と鰯のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の消費税相当額1,604万3,163円、これは令和7年3月議会に補正予算として提出したところですが、これを令和6年度に市に返還したことから、その分が特別損失としてマイナス計上されたことにより、最終的に赤字になったものです。

お魚センターの決算報告書で申し上げますと、2ページ、損益計算書の7科目目に、ここに特別損失、補助金返還損失というところがありまして、この分がマイナス要素であったというところになります。

この特別損失を除いた経常利益、こちら決算報告書の特別損失の少し上のところにありますが、経常利益につきましては、328万9,981円となり、当該金額につきましては、先ほど議員からありました令和4年度にお魚センターが策定した5か年の経営改善計画における令和6年度の損益計画値337万8,879円を若干下回りましたが、リニューアル効果が現れ、おおむね計画どおり進捗しているということがうかがえるところです。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 今ちょっと説明がありましたけど、リニューアルしてから、来客ですよ、

その推移経過というのはどのように変化しているんですかね。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターの入館者数につきましては、令和6年度は28万4,159人ということで、令和5年度が23万7,438人でしたので、対前年比119.7%と増加しております。この28万人程度というのが、コロナ禍前の入館者数まで今回復しているという状況にあります。

○9番禰占通男議員 そうすると、今年度は約3か月、そして見通しはどんなになるんですか、今年度7年度中の見通しは。

○桑原英樹水産商工課参事 今年度につきましては、4月、5月が今終わったところですが、お魚センターに確認したところ、4月に関しましては、やはり昨年度がリニューアル効果が非常に大きかったということで、入館者数は去年とすると減少しているところというふうに伺っておりますが、5月に関しても、ゴールデンウィークの並びが若干悪かったこと、そして、梅雨入りが早かったということで、入館者数、売上げが若干落ちているというふうに聞いておりますが、6月に関しまして、これ売上げですけど、売上げに関してはほぼほぼリニューアルしたての昨年度と変わらないぐらいの売上げがあるということでしたので、リニューアル効果で昨年度は4月が非常ににぎわっていたというのはありますが、ある程度定着、それができてきているということも言えるかと思います。

なお、今年度も国のデジタル田園都市国家構想交付金、今第2世代交付金というふうになっていますが、この事業を昨年度から3年間、ソフト事業を中心に行うこととしておりまして、今年度はその2年目となります。その事業も活用しながら、引き続きですね、入館者数、そして経営についても安定していけるように、市としましても、助言、監督、指導していきたいというふうに考えております。

○9番禰占通男議員 今度、リニューアルしてから客数が5年度に比べればちょっと6年度はよかった、7年度がどうなるか分かりませんが、やはりリニューアルしてからの経過年数でだんだん減っていきますよね。増えていけば、それ以上のことはないんですけど。

そしてメニューですよね。お魚センターって言ったらあそこで出店を出している方たちの商品を目がけて行く人、そしてまた、市民なんかもいいメニューがあれば、昼食なり行くだろうと思うけど、やはりメニュー数が少なくて固定化されていますよね。そして高い。高いのはいいんですけど、やはり安いものも私は必要じゃないかと思うんですけど、そういった今後のメニューの計画、それとまた地場産のタカエビなんかは今揚がっています。

それで青物も結構揚がってきているんですけど、そういったやっぱり枕崎独特のメニューが私は観光客にも喜ばれるんじゃないかと。本当に生物の味を覚えたら、凍結ものというのは食べられなくなりますよ。やっぱりそういった昔からある無塩、やっぱりそういうことを念頭に置いて、商品開発も必要だと思うんですけどね。どうなんですか。

○桑原英樹水産商工課参事 みなと食堂のメニューということかと思いますが、その件につきまして少し答弁させていただきます。

リニューアル後のお魚センターのやはり目玉というのが、1階にフードホール形式で下りてきた食堂であるというふうに思っています。

その中で、これまでどおり枕崎ぶえん鰯であったり、たたきであったり、そして、地魚料理というのも非常に力を入れておりまして、これもかなりの数の地魚料理が1年かけて出たものと思っております。非常にお客様への満足度も高いというふうに思っております。

売上げに関しまして、食堂につきましては昨年度、令和5年との比較で令和6年度は2,000万円ほど増加しておりまして、（117ページに訂正発言あり）前年比で140%程度ということで、非常に大きな売上げがあったところです。

そこでのやはりこの大きな売上げをつくれたというのは、枕崎漁港で水揚げされる地魚を使っ

たメニューというのが非常に好評で、またリピーターも呼んで、そして定着してきているというふうに思っています。

また現在、6月から7月にかけて、タカエビフェアということで、枕崎漁港に水揚げされたタカエビを使ったメニューも展開しておりますが、非常にこちらでも毎日売り切れるような人気のメニューとなっております。

引き続き、この地魚、枕崎の魚を中心とした、魅力のあるメニュー提供ということで取り組んでいきたいというふうにお魚センターのほうもからも伺っておりますので、今後また7月中にはメニューのリニューアルも行うというふうに聞いておりますので、そこについても、市としても今回このような御意見があったということはお伝えしておきたいというふうに思っています。

○2番下竹芳郎議員 お魚センターなんですけど、去年リニューアルして大盛況なんです。1年目ですから目新しいもあって大盛況なんですけど、この財政、数字で見ると、2,000万円ほどレストランが上がったということなんですけど、これをやっぱり2年、3年、4年と続けていかないといけないと思うんですよ。そういう続けていくためには何が必要でしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 このにぎわいを続けていくということですが、やはり新しいことにどんどんチャレンジしていくということは、お魚センターでは必要であると思っています。

そういった意味でも、現在、先ほども御説明しましたが、国の第2世代交付金を使った事業というのを、今年度そして来年度まで実施していきますので、その中で、なかなかできないようなことというのでもチャレンジしていけると思いますので、新しい取組というのをどんどん行って、お魚センターだけではなく、お魚センターを中心として、市内の様々な観光産業に波及できるようなお魚センターとなっていくことが大切だと思いますので、そのあたりについても、お魚センターと共有しながら進めていきたいというふうに思っています。

○2番下竹芳郎議員 いろんなことにチャレンジして続けていってもらいたいと思います。

先日、日曜日、鹿児島に行ったら、クルーズ船に乗ったインバウンドのお客さんがたくさんいました。現在、お魚センターにもそういうお客さんがいるのか、このインバウンド客を引き込むためにどういう施策があるのか、よろしくお願いします。

○桑原英樹水産商工課参事 インバウンド対策というところで申し上げますと、私もお魚センターのほうにいてもあるんですが、そのときに見てみますと、やはり1日数名から10名ぐらい来ているような感じは受けますが、まだまだ一般的に言われているような大人数で来るというのは少ないのかなと思っています。

そのような中、今年4月には山川港にクルーズ船が寄港するという予定でしたが、ちょっと風が強くて寄港できないということになりましたが、そういったところでもですね、今後もそういった計画もありますので、よりマリンポートよりも近くなればもちろん来る可能性というのは高くなるかと思っていますので、そういったところでの広域での取組、そしてもちろんマリンポートに多くのクルーズ船が来ておりますので、それが枕崎までどういうふうにしたら呼べるかというのも、市としましても、関係する観光施設、業界とも連携しながら、取り組んでいければというふうに思っているところです。

○4番上迫正幸議員 以前はよく観光バスを見かけたように思いますが、最近は観光バスというのはどうなんでしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 観光バスにつきましてですが、こちらでも統計を取っております。

令和6年度に関しましては、観光バスが161台、令和5年度が228台でしたので減少しております。

この減少した要因といたしましては、リニューアルオープン後の6月までお魚センターがですね、リニューアルオープン後間もないということで、団体食事の予約受付を停止していたことが

挙げられます。また、コロナ後に団体旅行自体が減少しているというのも、考えられるのではないかというふうに思っております。

ここで先ほど、私、令和6年度の飲食分、レストランの売上げ、食堂の売上げが令和5年度から約2,000万円増加したということで申し上げましたが、約3,000万円増加しておりますので、訂正いたします。申し訳ございません。

○8番永野慶一郎議員 まず、お魚センターの決算についてお聞きいたします。

先ほど令和6年度は、補助金の返還等あってちょっと特殊要因があってですね、数字上はマイナスにはなっているということでございますが、経常利益は330万円ほどあって、ほぼこの頂いている5か年計画に沿って進んでいるというような御答弁ございましたが、原価率等も結構抑えられていて、昨年と比べてもそんな上がっていることもなく、大分努力はされているのかなというのはいかがなんでしょうが、この5か年計画を立てるときに、やはりここまで賃金が上昇するか、あとその物価、水道光熱費、昨年度と比べますと思ったより上がっていないのか、100万円ちょっと水道光熱費っていうのは令和5年度と比べると、やはり影響を受けているのかなというのはあるんですが、そういったところ、なかなか予測がつかないところで、この5か年計画というのは立てられていると思うんですが、7年度、8年度、9年度まで計画ありますが、これ計画どおりにいくために、この営業利益を出すために、売上げをどの程度、この計画どおりでいいのか、どの程度売上げを上げて利益を、やっぱり営業利益というのがとても経営上大事になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そういったところ、大体指標として、どの程度の数字、売上げがあって、利益が出て、順調に回っていくのか。

またそれをするために、先ほどからいろいろなことに取り組んでいきますとありますけれども、そういったことも具体的にあればお聞かせをいただければと思います。

○桑原英樹水産商工課参事 以前の議会の中で、お魚センターの損益分岐点につきましては恐らく1億7,000万円程度であろうというふうにお答えしたと記憶しております。

やはり若干、原価率が全体的に下がっておりますので、その辺は下がってきているとは思いますが、やはり損益分岐点としましては1億7,000万円程度ということにはなるかと思います。

経営改善計画の5年間の計画では、最終、令和9年度が1億9,000万円程度ということで、さらに今年度が1億6,600万円でしたので、二、三千万円の上積みをしなないといけないということになります。やはりここからは売上げを上げていかないと、利益も残っていかないといいふうになります。

ある程度、経費の削減する部分は削減できているというふうに思います。

そういった意味では、先ほどから申し上げてまいりましたとおり、国の第2世代交付金を使った事業をうまく活用しながら、より売上げを上げられるような仕組みをつくっていくということが大事であると思いますし、一方で今、問題になっているところが人材の確保、そして人材の育成かなというふうに思っております。

この人材の育成というところも、なかなか通常の業務では難しいところはあるんですが、この第2世代交付金を活用した事業の中に取り入れながら、お魚センターのスタッフのスキルを上げていくことで、しっかりとした売上げをつくっていく、売上げをつくるための取組はもちろんですが、スタッフのスキルも上げていながら、売上げをつくっていくというふうにししていきたいと思いますし、また、ずっと言われています2階の活用、こちらにつきましても、今後、今年度の第2世代交付金を使った事業の中で、トライアルの実証もしていく予定です。

この2階の活用というのも今後、一つ、どのようなことができるのかというのを今年、来年のうちにある程度検証できればというふうに思っているところです。

○8番永野慶一郎議員 それから、次は南薩地域地場産業振興センターの決算書についてですが、

今期もちょっと赤字が出ているようでございますが、設備も古くなってきて、なかなかやはり、こういった決算書を見させていただければ、修繕費用とかにも予算も取りづらいのかなというのがあるんですが、やはりそういったところも改善をしていかないと、人も利用しないですし、あと、お店の雰囲気っていうのも、もうなかなかですね、お客さんが来て入りづらいところもあるんじゃないかなというのを私も感じておりますが、そういったところの売場のリニューアルとか、設備の改修とか、今後考えていらっしゃるのかを教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 提出しました資料の3ページ、4ページ、令和6年度正味財産増減計算書、これが一般企業の損益計算書に当たる資料でございます。

今、施設の修繕費ということでありましたが、3ページの経常費用の中段に修繕費ということで令和6年度も約400万円程度、前年度も400万円程度ということで修繕を行っております。

これにつきましては、台風によります、シャッターのそういった修繕等もございますが、経年劣化ということで施設の内装であったり、そういったものが非常に劣化してきていて、利用する方への利便性についても、少し不満を持って利用されている方もいらっしゃいます。

そういったことも含めて、全体的な改修も必要とは考えているということで、法人のほうも検討されておりますが、今、質問者からもありましたとおり、前々期が1,400万円の赤字、そして前期が1,792万円の赤字ということで、1,000万円を超えた大きな赤字となっております。

法人としましては、この要因といいますのが、先ほどお魚センターもありましたとおり、やはり資材であったり、物価の高騰等もあり、そしてまた、なかなか仕入れが、3ページの資料でもありますとおり6,800万円程度ありまして、3ページの上のほうの経常収益の販路対策事業、本業の売上げというのが約1億円となりますと、利益率といいますか、単純に32%ということになっておりますが、こうした中でも、やはり経常費用の全てを利益で賄うことができていない状況で、今申し上げました1,792万円の赤字となっているところです。

このことにつきまして、2か年大きな赤字となっておりますので、令和7年の第1回の理事会が6月の初旬にあったわけですが、昨年この議会で質問がありまして答弁しましたが、予算につきましては、4月からの会計年度が始まるということで、令和7年3月の理事会で予算を承認いただいているところですが、今回の6月の決算を承認いただいた中で、法人のほうとしましては、再度、少し事業の見直しを図りたいということで、7月中に第2回の今期の理事会をしまして、事業の計画を少し見直そうということで伺っております。

これらの中で、今質問者からもありました施設の維持のこと、本業であります販路対策事業のこと、そういったものも見直しということで、今年度、事業の計画を少し見直ししながら進めたいという法人の方向性であるということを伺っているところです。

○8番永野慶一郎議員 最後の質疑なんですけど、地場センターについてなんですけど、今、答弁いただきましたが、見直しをされるということなんですけど、やはり事業収益っていうのがどうしてもマイナスになってきているということで赤字の要因ですね。

やはり主となるこの販路対策事業だと思うんですが、祭事とかに出展されていたと思うんですが、そういったのも回数も減ってきているのかなというのが見受けられております。

そういったところをまた行政も何かそういった販路を見つけていただいて、2年前、3年前でしたかね、成城石井のほうで2か月間、地場センターの商品を使っただけのショップというのがありましたけども、そういったのも大いに行政のほうでも、何か見つけていただければそういう取組をしていただきたい、考えているのか、あとイーコマース事業もございましたが、ネット販売、そういったのは計画に入れてないのか、最後にお聞きをしておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 最初質問がありました物産展、この事業ですけれども、これにつきましては、10年ほど前、2,000万円を超えて売上げがあったところですが、令和5年に900万円弱、

そして令和6年度、昨年は850万円ということで、コロナ禍を過ぎてもですね、なかなか御承知のとおり、全国的な百貨店のスーパー等の閉店もあり、また百貨店等でのそういった催事、イベントの見直し等もありまして、思うように売上げが伸びていないところです。

今年度、令和7年度につきましては、議員がおっしゃいました都心の成城石井ではないのですが、また新たなユネスコのほうに登録されました伝統的酒づくりの焼酎とですね、かつおぶしということで、ユネスコには2013年に和食が登録されまして、それを支える、だしとしてのかつおぶしですね、これに焼酎とかつおぶしにフォーカスしたイベントを東京のほう、都心で考えております。

こういったことも、市の事業として、公益財団法人であります南薩地域地場産業振興センターのほうで実施をいただいて、地域の地場産品の価値向上を目指していく中で、物産販売にも力を入れていきたいと思っております。

E C事業につきましては、先ほども申し上げましたコロナ禍で、やはり対面販売というのがなかなか困難な状況もございましたので、令和3年度の補正予算におきましてお願いしまして、令和3年度、4年度、10分の10の補助事業でE C事業に取り組みました。

令和5年度には、5分の4の補助事業ということで取り組み、そして昨年度令和6年度は、自走に向けて2分の1補助で、そして令和7年度、今年度は補助なしで今、E C事業を5年目ということで自走に向けて取り組んでいるところですが、E C事業につきましては、最大3,000万円近くの売上げがあった年もございますが、昨年も2,000万円台に落ちております。

大手のショッピングモールと契約をして販売に努めておりますが、少し伸び悩んできているところも事実でございます。

地場産業振興センターとしましては、地域の小規模な事業者の商品を扱っている中で、仕入れ値は上がってきておりますが、それに対しての売価、販売価格を一、二回上げたと聞いておりますが、やはり消費者離れ、そういったものも客離れを懸念しまして、なかなか思うような他の産業と同様に価格転嫁ができていない状況があったということで、今回、1,790万円という大きな赤字になったと聞いております。

こういったことも含めまして、本業であります販路対策事業、売店の売上げも含めて、仕入れ値の見直しですとか、また売価、売値の見直しそういったことも考えながら、利益の出る仕組みづくりに向けて、先ほど申し上げました7年度の第2回の理事会で事業の見直しを行っていくということを伺っておりますので、今議員からもありましたE C事業とか、特産品の販路とか、先ほどの質疑の施設の維持修繕そういったことも、そのような御意見があったということはお伝えしていきたいと思っております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○11番橋口洋一議員 今の質疑に続きまして、南薩地場産業センターなんですけれども、この中で、今期の予算ということで、経常収支収益計が1億5,800万円というふうになっています。それで、その中で雑収入っていうのは、昨年度と比較しまして890万円マイナス、その前も2,000万円ほどマイナスになっていたかと思うんですけど、この雑収入っていうところというのは、こういった原因でこのように大幅に金額が変わるもんなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの雑収入につきましては、特産品の発送に係る運送会社からの発送の手数料収入であったり、自販機の販売手数料であったり、それと大きくは、市からの特産品のブランド発信の販路開拓事業、この委託事業の収入であったり、あと、先ほど質問がありましたE Cの活用の販売促進事業の補助金がございます。

先ほども申し上げましたが、E Cのこの事業につきましては、市の補助金を令和3年度が1,374万円程度、そして令和4年度が2,580万円程度、3年度、4年度は10分の10の補助で支援

してまいりました。

令和5年度は先ほども申し上げましたとおり補助率を5分の4としまして1,555万円、令和6年度の昨年度が2分の1補助ということで887万円程度を補助しておりますが、このように単純に申し上げますと、ここでもEC事業の補助が数字のとおり、七、八百万円程度減少しております。

そういったことで、雑収入の収入が減少したことも、やはり売上げの販売不振と合わせて損益の部分が1,700万円に膨らんだということもあるのかなということで、会計事務所のほうとも私も確認をしているところです。

○11番橋口洋一議員 大きな金額の変化っていうところは、市の補助というところですね、そういったところは理解いたしました。

今年の経常収支計のところで上げられている予算というのが1億5,800万円程度ということで、前年度の決算におきまして1億3,000万円程度しかなかったんですね。

決算期、これをつくった年度のずれがあるからという話は前回もお伺いして、今回もそういったお話をお伺いしているところですけども、それにしてもですね、楽観的な計上の仕方をされているのかなというふうに思うところがあります。

市からの補助が減らされるということでありまして、昨年と比較して、もっと売上げ収入的にもですね、減っていくことが想定されるのではないかと、EC事業がなかなか伸び悩んでいるというお話もありますので、そこら辺非常に楽観的なところがあるというところの一つ。

昨年度の質疑のときにも申し上げたんですけども、こちらの地場産業振興センターの予算につきましては、昨年の場合でいきますと、経費をそのまま大体同じぐらいにしてっていうところで上げられたと。今年は非常に細かいところまで見られているなというところがあります。

それを積み上げていったところの金額が経費を構成しているところだとは思いますが、それにしても、まず、仕入れが昨年度が計上のところで6,800万円だったところが、今年7,600万円になるよというようなところがあったり、修繕費が様々な問題があるというところで、昨年度400万円弱、実績になったところに修繕費というのは増えてもしかるべきところかなと思うんですけどもこちらが減っていたり、非常に苦労されながら積算をされているというふうな印象を持ちます。

プラスですね、ここの予算の一番下のところに予備費、こちらのほうがゼロというふうになっています。これはもうほかのところで引くこともできなくなって予備費ももう取れないよというようなちょっと切迫したような状況になっている経費なのかなと。それを合計していったところで、経常収支計1億5,800万円という金額になっているというふうに考えているところです。

現実とは2,800万円程度ですね、差が昨年度と比較してもそのぐらいあるというところで、非常に地場産業振興センターの経営というのは、もう逼迫して行って、あと10年ぐらいしたら正味財産を全部食い潰してしまうんじゃないかというところを非常に危惧しております。

そういったところで、先ほども事業の見直しというところがありましたけれども、事業の見直しだけでなく、公的支援等についてもですね、そういったところも視野に考えられているところなのかというところをお聞きかせできる範囲でお伺いしたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、提出しました令和7年度の収支予算について少し申し上げます。

先ほどお魚センターのほうでも出ました損益分岐点ですね、地場産業振興センターの損益分岐点というのは法人のほうとも話をしたり、また、委託している会計事務所の皆様ともお話をする中で、やはり損益分岐点が1億5,000万円ということで聞いております。

そうしたときに今、本業で1億円売上げがありますが、販路対策事業ですね、この中で約1.5倍、大きな数字ではありますが、1.5倍になれば単純な利益20%と。商品の委託販売をしております。

ますので、製品の製造販売ではございませんので、委託販売の中で最低限2割の利益が出た場合、5,000万円の2割ということで、1,000万円の単純に利益が出るであろうと。そうした場合に今年1,792万円の赤字でございますが、そうすると、減価償却費が800万円程度でございますので、減価償却前のある程度利益を確保できるのかなという単純な計算で、今申し上げればそういったことになろうかと思います。

そういった損益分岐点1億5,000万円ということで、昨年、令和6年度は1億6,800万円の予算を立てておりますが、そうした中で、今期は1,000万円程度減額して令和7年度予算ということで、先ほど質疑者からもありました1億5,800万円、これは雑収入等も含めてですね、1億5,000万円程度の収入支出の予算を立てたと伺っております。

重複しますが、地場産業振興センターの予算につきましては、前期の決算が確定する前、今年でいきますと、令和7年3月の理事会で承認されているところです。

当該法人の予算につきましては、3月の理事会での検討承認事項となっております、4月からの新たな事業年度に入る前に予算を決定していると伺っているところです。

決算につきましては、会計期間の4月1日から翌年3月31日の完了後、会計事務所と4月、5月に調整を行いまして、6月の理事会で承認を受けるスケジュールとなっております。

こうしたことで、令和7年度予算もこのような今回提出をしているところですが、先ほども別の質疑者からもありましてお答えしたところですが、令和7年3月に開催された令和6年度の最後の第3回理事会で承認された予算であります、今御指摘のとおり、いろんな予算についてのこと等もありまして、また、先ほど申し上げました今年の3月議会で特産品の価値向上に関わる新たな800万円程度の事業を都心で考えておりますので、そういった予算に関わる事業計画の見直し、もろもろの見直しもありますので、6年度の決算が承認された令和7年6月の第1回の理事会において、予算を組み直すということが法人のほうで決定しておりますので、早急に事業の内容をまた詰めてですね、令和7年度の7月に予定されております第2回の理事会でしっかりとまた、この予算の内容も審査をして、補正を組んでいくということで伺っております。

細かい部分の修繕費等につきましても、令和6年度等の過去の実績等で近い形で予算は組んだということでお伺いしているところです。

総体予算の1億5,800万円というのは損益分岐点を1億5,000万円ということで当該収支をプラスマイナスゼロということで組んだということと伺っております。

質疑者からもありましたとおり、決算を見こすとなりますと、ここも会計事務所と今相談中とお伺いしておりますが、減価償却費が850万円程度でございますので、この辺も加味したマイナスの予算というの、公益財団法人ではあるということで聞いておりますので、その辺も含めてですね、より実態に近い形ではどうかということで、法人のほうで、今会計事務所のほうとも調整を図っていると聞いております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。この決算・予算を見たところ、非常に危うい状態だというのは見てとれるところかと思います。なので、事業の見直しを7月にされるというところで、そのときには精査をきちっとしていただきたいというところを要望しておきます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和7年第4回定例会を閉会いたします。

午前11時51分 閉会

一般質問の要旨

令和7年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①辻本 貴志	鳥獣被害の現状と対策について	1 鳥獣被害防止計画で掲げる目標について、現時点での進捗や課題をどのように捉えているか 2 過去3年間のイノシシによる農作物の被害件数、被害金額、捕獲実績の推移はどのようなになっているか 3 イノシシによる車両事故・民家侵入・人的被害の実態と通報体制、子供たちの通学路など生活圏の安全対策の取組はどうなっているか 4 本市と猟友会の連携体制について（設置状況、会員数、活動内容） 5 個人での電柵設置による点的対策には限界があるという声があり、現在、一部地域では集落単位で面的保護による電柵整備の動きがあると伺っている。面的保護の導入を進めるに当たって、設置後の維持管理支援、地域の合意形成支援などを含む体制づくりについて、市は支援方針を持っているか 6 近隣自治体で強力な駆除が進むと、イノシシが本市に迫いやられてくる可能性があるが、こうした越境被害について現状を把握し、広域連携についてどのように考えているか	市 長 副市長 教育長 課 長
	I C TやA I技術の活用について	1 I C TやA I技術を活用した鳥獣被害対策をどのように評価し、導入を検討しているか	市 長 副市長 課 長
	捕獲個体の有効活用とジビ	1 捕獲されたイノシシの処理方法と、課題となっている点について（コスト、処理施設、人材など）	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②永野慶一郎	エ化について	2 他市町村では、ジビエとしての活用（学校給食、ジビエフェア、ふるさと納税返礼品など）が進められているが、本市でも、導入・展開の可能性をどう捉えているか	教育長 課 長
	地域の活性化について	1 市内の各自治公民館の本市に対する役割、あるべき姿を市長はどのように考えているのか 2 公民館運営費補助等の支援はあるが、集落の世帯数も減少していく中で、公民館の運営に対して市からの支援は十分に果たされているのか 3 公民館長に対して、公民館活動実態調査を実施したと思うが、どのような意見・要望があったのか 4 南さつま市は「地域元気づくり事業」として事業費を計上し、元気づくり委員会を主体とした団体への助成事業があるが、本市も自治公民館活動に対して、そのような事業を創設する予定はないのか 5 同じく南さつま市では、市民団体へ対しても「市民活動応援事業」として活力あるまちづくりのための補助制度もあるが、本市でも同様の取組を行うべきではないのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	ふるさと納税について	1 全国の寄附金額が令和5年度に、ついに1兆円を超え、制度創設時から右肩上がりで増加している傾向にある。そのような状況下で本市は令和4年度に前年の約34億円から約16億円と半減し、その後は、ほぼ横ばい状態で推移してきているが、この現況をどう受け止めているのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③平田るり子		2 昨年度から企画調整課内にふるさと納税推進係を課内に設置したが、今後寄附金額を増やしていくためにどのような取組をしていくのか	
		3 枕ふる協力会との連携はどうなっているのか	
		4 返礼品の経費が50%を超えないように苦心されていると思うが、広告費にある程度経費を使わないと回復は見込めないと考える。どのようにして本市ふるさと納税のPRを行っていくのか	
		1 遊具の更新については、どのような基準で行っているのか	
	公園の遊具について	2 大型遊具を設置し、家族連れや市外の方も楽しめる公園を整備する考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	年金制度改革について	1 市長は、年金制度改革についてどのような認識を持っているのか	
		2 令和8年4月から在職老齢年金の支給停止基準額が引き上げられるが、この改正の目的と市民への影響について	市 長 副市長 課 長
		3 基礎年金である国民年金の目的について	
		4 国民年金の受給要件と免除・納付猶予制度について。また、一時的に困窮した市民に対する具体的な対応について	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	生活保護制度について	1 外国人の適用範囲について 2 外国人受給者の具体的な状況について 3 市政にも影響する生活扶助基準額の算定方法について 4 一時的に生活困窮となった市民への具体的な対応について	市 長 副市長 課 長
	年収の壁について	1 本市における非課税世帯への影響について	市 長 副市長 課 長
	学校給食費無償化について	1 国の方針を受けて、本市における一時的措置の検討について	市 長 副市長 教育長 課 長
	自治体間交流について	1 南あわじ市における本市物産品の販路拡大について 2 三島村との交流について	市 長 副市長 課 長
	農業について	1 地域計画を定めることになっているが、どうなっているのか 2 地域農業の維持、発展についてはどうなるのか	市 長 副市長 課 長
	内鍋の一般廃	1 内鍋リサイクルセンターが昨年9月から稼働して	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤立石 幸徳	棄物処分場について	いるが、一般廃棄物処分場の今後の対応はどうか 2 今後の維持・管理費の見通しについて (1) 海岸に近接している。その対応について	副市長 課 長
	防災対策について	1 国の防災庁設置の動きについて 2 南海トラフ地震の対策について (本市の被害想定、広域での防災対策など)	市 長 副市長 課 長
	医療・介護施設の支援策について	1 物価高騰や患者減少などにより厳しい経営環境にある本市医療施設や介護施設への支援見直しについて	市 長 副市長 課 長
	熱中症対策について	1 職場での熱中症対策 (6月施行の労働安全衛生規則の一部を改正する省令など) 2 本市の指定暑熱避難施設設置について 3 教育現場での熱中症対策ガイドラインはどのようなになっているのか (暑さ指数の予測確認や実測値について)	市 長 副市長 教育長 課 長
⑥水野 正子	年金制度について	1 障害年金判定の本市実態について	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地方創生について	1 地方創生のこの10年をどのように検証しているか 2 地方創生の取組において、具体的な成功事例や課題は 3 若者や女性が定住し活躍できる場の整備について 4 本市の魅力を高め関係人口を増やす具体的な取組について	市 長 副市長 課 長
	消費税について	1 消費税が、市民生活や地域経済にどのように活用されているのか	市 長 副市長 課 長
	子育て支援について	1 本市では、おたふく風邪の予防接種に助成をする考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	1 ポイント廃止が本市に与える影響は	市 長 副市長 課 長
	農業施策の周知について	1 本市の総合振興計画では様々な施策があるが、農家に周知されていないと感じる。本市の認識は 2 農家に対し、分かりやすい事業パンフレットを作成している他市もあるが、本市も作成する考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	交通弱者対策について	1 以前から議会で要望をしているが、交通弱者対策の充実という観点から、タクシーチケットを増やす	市 長 副市長
⑦豊留 榮子	交通弱者対策について	1 以前から議会で要望をしているが、交通弱者対策の充実という観点から、タクシーチケットを増やす	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		とともに、他市のようにタクシーだけではなく温泉 やはり・きゅう等でも使えるように利便性の高い共 通チケットについて検討は行ったのか 2 市長は今年の施政方針で、地域の公共交通の確 保・維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとと ともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に 向けた検証を進めると述べているが、現在の取組状 況はどうなっているのか	課 長
	高額療養費制 度について	1 国は、今年8月に予定していた高額療養費制度の 負担上限額引上げを見送ったが、改めて方針を検討 し、決定するとしている。引き上げられたら、多額 の医療費を支払うことができず、自己負担が多くな り治療を断念することになりかねない。さらに、長 期治療が必要ながん患者にとっては命綱である。本 市はこのように苦しむ市民の状況をどのように把握 しているのか	市 長 副市長 課 長
	学校給食費無 償化について	1 物価高騰が続く中、市民の暮らしを守るためにも 学校給食費は教育費の一環として完全無償化にすべ きではないか。本市の見解と対策を問う	市 長 副市長 教育長 課 長
	空き家対策に ついて	1 町なかの空き家が至るところで目につくが、本市 の空き家は何件ほどあるのか。また解体件数は何件 か 2 本市の空き家対策はどのようなになっているのか 3 以前から議会で要望をしているが、若者や本市へ の移住者が住居探しに困らないよう活用できる空き 家のリメイクやリフォームに対しての補助制度の検	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧上迫 正幸	米不足について	討は行ったのか 1 令和6年から続いている米不足について、市長の見解は 2 米単価が高騰し米の買い控えが広がる中、安く買える割引券等を市民に配付する考えはないのか 3 本市の令和7年度の稲作の作付面積（食用米、飼料米）は直近3年間と比較してどう推移しているのか 4 食用米の生産量が増加すると、飼料米の生産が減少すると思われるが、対策はあるのか	市 長 副市長 課 長
	なんさつE C Oの杜について	1 本市住民から、ごみの持込み等はあるのか 2 環境教育を推進する観点から、本市の小中学校の授業に施設見学等を取り入れる考えはないのか	
	内鍋リサイクルセンターについて	1 解体の入札も終わり業者も決定した。工期中の利用者の安全確保について 2 解体に先立ち、センターの土壌汚染の検査は実施したのか 3 解体後の跡地について、活用策はあるのか	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨下竹 芳郎	消防行政について	1 なかなか消防団員の成り手が見つからない中、ますます高齢化が進む分団も見受けられるが、団の再編をする考えはないか 2 ポンプ車は3.5トン未満、高性能に更新されてきているが、小型ポンプは依然として、人力による積み下ろしである。結構な重量であり少人数ではかなりの力が必要だが、積み下ろしをサポートする機材はないのか 3 消防職員が様々な免許を取得する場合の助成はないのか 4 現在、女性消防職員は2人であるが、増員の計画はあるか	市 長 副市長 課 長
	第4回枕崎国際芸術賞展について	1 本年は7月21日から第4回枕崎国際芸術賞展が3年ぶりに開催されるが、市長の意気込みは 2 これまでの評価を踏まえ、今回の新たな取組は 3 第1回展から順調に3年間隔で開催されている理由と、これからも続けていくためには回を重ねるごとに進化が必要と考えるが、市の見解は	市 長 副市長 課 長
	住宅関係の補助について	1 本市への移住・定住促進を図るための「移住者住宅確保支援補助金」の令和6年度実績は 2 2年前の一般質問でも、移住者だけではなく近隣市のように現に定住されている方にも利用できるように拡充できないのかと要望している。この補助制	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑩橋口 洋一	市民会館、国光公園の利用状況について	度は今年度までで終了となっているが、今後どうなるのか 1 市民会館は、過去３年間で約２億円の改修整備を行っているが、利便性はどのように向上し利用されているか。また、国光公園の利用状況はどうか 2 恒常的に駐車場が不足しているという声をよく聞くが、どのような対策をしているのか 3 市民会館は台風などの災害時の第一避難所に、国光公園は地震・津波一時避難場所になっているが、受入体制は十分か	市 長 副市長 教育長 課 長
	明るく活気ある地域づくりについて	1 本市の子供たちの「あいさつ」は本当に素晴らしい。これまで受け継がれてきた「あいさつ」を続けていくための取組は	市 長 副市長 教育長 課 長
	本市のＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信について	1 本市における広報は、どのような目的の下、どのような効果を目指し実施されているのか 2 本市ホームページによる広報は、市民及び市外の住民に対しどのような意図を持ちホームページ上で対象者に訴求しているのか。また、ホームページを補完すると考えられるＳＮＳ等はどのように活用されているのか 3 市民または本市に興味を持つ市外の住民の情報ニーズに対し、双方向性・拡散性が強みのＳＮＳ等を活用した、さらなる情報発信は図れないのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	マイレール意識の醸成について	4 インスタグラム「ていねい、まくらざき」の現状と、そこに至った原因についてどのように考え、対処することとしているのか 5 企画調整課には情報政策係なる担当があるが、情報管理に長ける係として広報情報の戦略的な推進役としての役割を担い、ひとつの意思方向性を持って強力に進めていくなど対策は取れないのか 1 以前の一般質問において「公共交通の維持存続を考える市当局では、旗を振る側である市職員のマイレール意識の醸成に係る取組は行われているか」と質問したが、その後1年がたち、機運の醸成に繋がるような動きは何か見えているか	市 長 副市長 課 長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎